

厚生労働省

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業

【基幹相談支援センターの実態と 在り方に関する調査研究】報告書



平成 26 年 3 月

【N@SA】長野県相談支援専門員協会

はじめに

平成 22 年 12 月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」として成立し、平成 24 年 4 月法施行に向けて、全国各地で障がい児者に対する相談支援の体制整備に向けた取り組みが、本格的に幕開けとなったと感じています。

障害者自立支援法の施行において位置づけられた障がい者ケアマネジメントは、限定された利用者に対する計画相談であったため、既存の相談支援体制の中での議論に留まり、相談支援体制をどう構築していくかという議論の波を打ち出すきっかけまでには至らなかったと思います。

ところが、サービス利用される全利用者へのサービス等利用計画の作成が開始されることで、これまでの相談支援体制の再構築を図らなければ、相談支援が届かない現実と向き合うことになり、法定化された協議会や市町村において急速に議論が進められてきている状況があります。

このような状況も踏まえ、長野県相談支援専門員協会として本研究事業は、都道府県・市区町村において委託相談支援事業所と共に新規の相談支援事業所（指定特定相談支援事業所・障害児支援相談支援事業所・指定一般相談支援事業所）の指定の推進を図るため、各都道府県では多くの相談支援専門員の養成研修が進められていますが、障がい者の生活全般に渡る相談支援を担うための相談支援専門員の育成体制や、権利擁護・地域移行/地域定着支援等といった、より専門的な相談支援の展開も同時に求められている状況から、市区町村における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とされた基幹相談支援センターに焦点を当て、これまでどのような議論の下で基幹相談支援センターが設置され、現在どのような機能を基幹相談支援センターとして実施をされているのかを調査させて頂きました。

既に設置されている基幹相談支援センター及び設置予定の相談支援センターの調査から、その在り方を検証し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の中でどのような機能が必要とされ、その役割を担っていくべきかを報告書にまとめました。

今後、基幹相談支援センターの設置を検討されている地域の皆様への情報として、また、現在設置されている基幹相談支援センターの今後の展開に向けた参考として、本報告書が各地の障がい者の相談支援体制の強化に活用されることを願っています。

平成 26 年 3 月

長野県相談支援専門員協会 会長 小林 彰

目 次

第1章	基幹相談支援センター実態調査の概要	1
第2章	基幹相談支援センター・アンケート調査	3
第1節	アンケート調査 対象、方法、調査内容、実施期間、等	3
第2節	結果（単純集計）	4
第3節	分析と考察	38
第3章	基幹相談支援センター実践調査と 相談支援体制セルフチェック資料	51
第1節	カバーエリア人口100万人以上の基幹相談支援センター	51
実践事例1	北海道札幌市 さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール	51
実践事例2	兵庫県神戸市 神戸市障害者基幹相談支援センター	56
実践事例3	神奈川県川崎市 基幹相談支援センター なかはら基幹相談支援センター かわさき基幹相談支援センター たかつ基幹相談支援センター	63
第2節	カバーエリア人口50万人以上100万人未満の基幹相談支援センター	71
実践事例4	福岡県北九州市 北九州市障害者基幹相談支援センター	71
実践事例5	大阪府堺市 障害者基幹相談支援センター 総合相談情報センター	77
第3節	カバーエリア人口30万人以上50万人未満の基幹相談支援センター	83
実践事例6	北海道帯広市 十勝障がい者総合支援センター	83
実践事例7	埼玉県川越市 障害者相談支援センター	88
第4節	カバーエリア人口15万人以上30万人未満の基幹相談支援センター	94
実践事例8	長野県松本圏域 松本圏域基幹相談支援センター（設置構想）	94
実践事例9	長野県上小圏域 上小地域障害者自立生活支援センター	99
第5節	カバーエリア人口15万人未満の基幹相談支援センター	105
実践事例10	山形県鶴岡市 鶴岡市障害者相談支援センター	105
実践事例11	長野県北信圏域 北信圏域障害者総合支援センター	109

第4章	基幹相談支援センターの在り方	114
第1節	総合的・専門的な相談支援	114
第2節	地域の相談支援体制の強化と取り組み	114
第3節	地域移行・地域定着の促進の取り組み	117
第4節	権利擁護・虐待防止	118
第5節	基幹相談支援センターの体制整備に向けて	120
第5章	総称【今後の相談支援体制整備に関する提言】	121
第6章	資料	123
1.	検討委員会等の実施状況	123
2.	基幹相談支援センター・アンケート調査票	125
3.	基幹相談支援センターへの追加調査票 (相談支援体制セルフチェックシート)	131

第1章 基幹相談支援センター実態調査の概要

1. 背景

平成24年4月の改正障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスを利用する人へのサービス等利用計画案の作成が本格的に開始された。これにともない各市町村では、計画相談支援の体制整備に向けて、委託相談支援事業所と共に新規の相談支援事業所の指定を推進し、計画相談の担い手である相談支援専門員の数の確保に向けた取り組みが必要となっている。一方、障がい者の生活全般に渡る相談支援を担い、相談支援専門員が作成する計画が、その人の生活の向上や願いを実現する計画であるためには、相談支援専門員の質の担保も大きな課題であり、その育成体制や専門的な研修の実施などが必要となっている。また、地域における権利擁護及び定着支援といったより専門的な相談支援体制も同時に求められている。

このような相談支援体制を地域に整備するためには、相談支援の中核的存在として基幹相談支援センターの設置が望まれており、各地域では相談支援体制の強化を図るために設置されたり、設置の検討が進められている状況である。

しかし、基幹相談支援センターの機能や地域の相談支援事業所との役割分担が整理されていない等から、現状では地域の相談支援体制を構築するための手段として、基幹相談支援センターの位置づけを模索している段階にあると思われる。

2. 調査目的

本事業は、全国の基幹相談支援センターの実態を把握するとともに、すでに基幹相談支援センターを設置している地域の取り組み状況を精査することにより、基幹相談支援センターが担うべき機能・役割や設置・運営方法に関するモデルを提示し、地域の実情に応じた効果的・効率的な整備を進める際の参考となる情報を提供することを目的とする。

3. 調査の構成と方法

(1) 全国の基幹相談支援センター実態調査（アンケート調査）

① 調査対象

全国に設置及び設置が予定されている基幹相談支援センター

② 調査項目の概要

- ・基幹相談支援センターの基本情報
- ・事業内容
- ・設置地域の市町村及び相談支援事業所との連携状況
- ・協議会との関係性
- ・設置と予算
- ・その他

③ 調査方法

- ・郵送によるアンケート調査

(2) 典型的な取り組み及び特徴的な取り組み実施センターへの訪問調査

特徴的な取り組みをしていると委員会が判断した基幹相談支援センターを選定し、訪問調査を実施した。

① 調査対象（6か所：帯広市、鶴岡市、川崎市、堺市、神戸市、北九州市）

- ・委託相談支援事業所を複数設置している都市部の基幹相談支援センター
- ・広域設置で複数の市町村による設置の基幹相談支援センター
- ・特徴的な機能を展開している基幹相談支援センター

② ヒアリング項目

- ・基幹相談支援センターの設置経緯
- ・基幹相談支援センターの設置状況
- ・運営方法
- ・カバーエリアの相談支援体制
- ・その他特徴的な取り組み状況
- ・基幹相談支援センターの現状課題等

(3) 地域の基幹相談支援センター調査

委員が所属する地域で確実な取り組みを実施していると判断される基幹相談支援センターを選定し、委託で調査を実施した。

① 調査対象（5か所）

- ・政令指定都市の基幹相談支援センター
- ・小規模な市町村による設置の基幹相談支援センター等

② ヒアリング項目

- ・基幹相談支援センターの設置経緯
- ・基幹相談支援センターの設置状況
- ・運営方法
- ・カバーエリアの相談支援体制
- ・その他特徴的な取り組み状況
- ・基幹相談支援センターの現状課題等

第2章 基幹相談支援センター・アンケート調査

第1節 アンケート調査

(1) 調査対象

全国に設置又は設置が予定されている基幹相談支援センター196か所を対象に調査を実施した。

(2) 調査方法と回収率

全国196か所の基幹相談支援センターに調査依頼書とアンケート調査票（自記式）を郵送し、承諾を得た109か所の基幹相談支援センターから回答を得た。回収率は55.6%であった。

(3) 調査期間

平成25年10月30日～12月31日までの2ヶ月間

(4) 調査内容、実施期間

① 基幹相談支援センターの基本情報

基幹相談支援センターの設置に関する情報、カバーエリアの相談事業所数、配置人数、資格要件、運営方法、予算等

② 事業内容

一般的な個別相談を含む相談実施状況と件数、困難事例の対応、虐待対応、成年後見利用支援事業の実施について、児童に関する相談支援事業の実施、地域移行・退院支援の実施状況、権利擁護事業の実施状況等

③ 設置地域の市町村及び相談支援事業所との連携状況

定例会議、研修会、その他等

④ 地域自立支援協議会との関係性

エリアの協議会事務局体制、協議会への参画状況等

⑤ その他

第2節 結果（単純集計）

《2013年基幹相談支援センター・アンケート調査結果》

〈基幹相談支援センターの基礎的な内容に関する質問〉

問1. 設置日について教えてください。下線に設置年月日を西暦で記載してください。

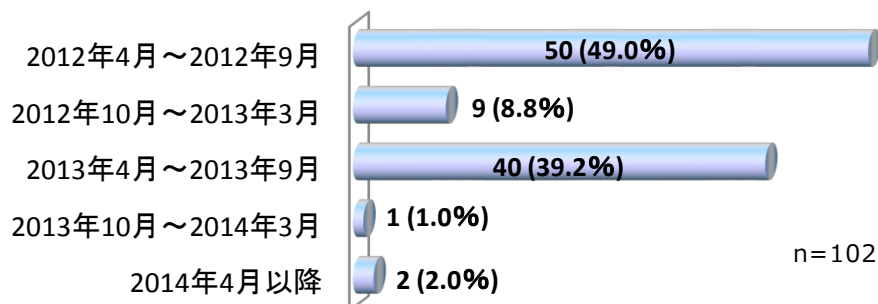


図 1-1 設置年月

2012年4月スタート時には、45事業所の(44.1%)開設であり、2012年9月までには50事業所(49.0%)が設置された。その後の開設は少なく半年後の10月～3月の9事業所が目立つ程度である。翌年の2013年4月に37事業所(36.3%)が開設し、2013年9月までには40事業所(39.2%)が設置された。2事業所は2014年4月に開設が予定されているのがわかる。

設置されているか、予定があるかを聞いたものが、下の図である。

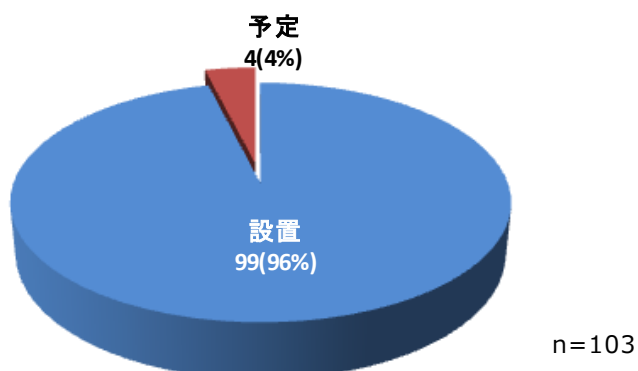


図 1-2 設置か予定か

問2. 設置場所について教えてください。

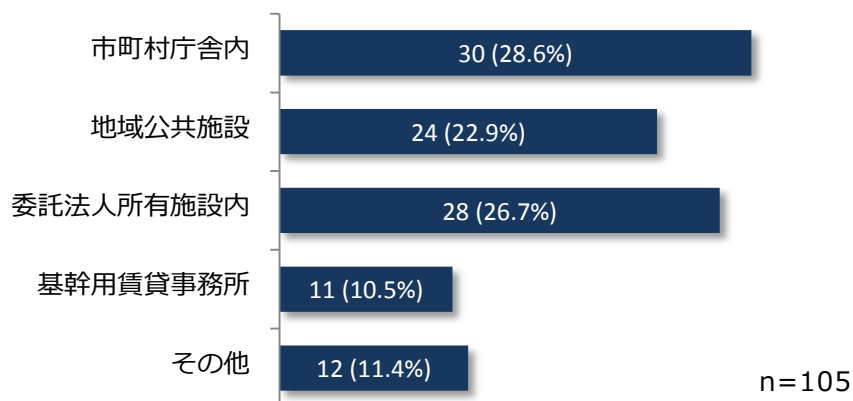


図 2 設置場所

設置場所としては市町村の庁舎内が 30 事業所と最も多かった。委託法人内所有施設、地域の公共施設に開設する事業所が続いた。下に示したものは、その他の内容である。市保健センター、市の所有敷地内等の記載があり、民間の賃貸物件などはとても少ない状況である。何らかの意味で、委託の法人、市町村の関係する物件で基幹相談支援センターを開設していることが分かる。

その他の内容

-
- 1) B型センター、訓練事業所、事務室内
 - 2) 一部事務組合施設内
 - 3) 市所有施設内（指定管理委託）
 - 4) 市町村庁舎敷地内市所有事務所
 - 5) 市保健センター
 - 6) 指定管理事業所内
 - 7) 実態としての設置
 - 8) 相談支援（委託）が賃貸しているテナントに併設
 - 9) 総合福祉センター内
 - 10) 地域共同事務所（賃貸事務所）＊相談支援、地活センター、就業・生活センター、就労移行支援、生活介護
 - 11) 町有施設 いずれ庁舎内に設置予定
 - 12) 民間賃貸物件
-

問 3. 設置の状況について教えてください。

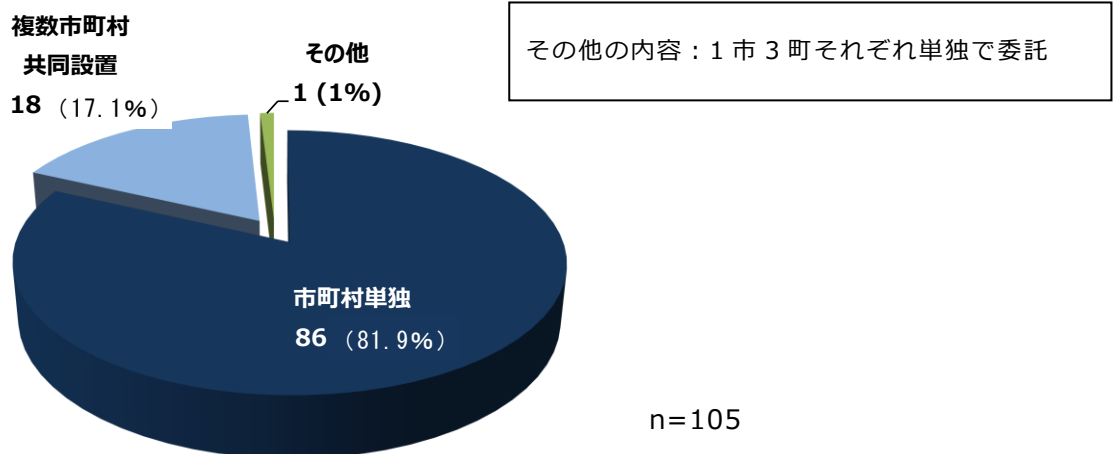
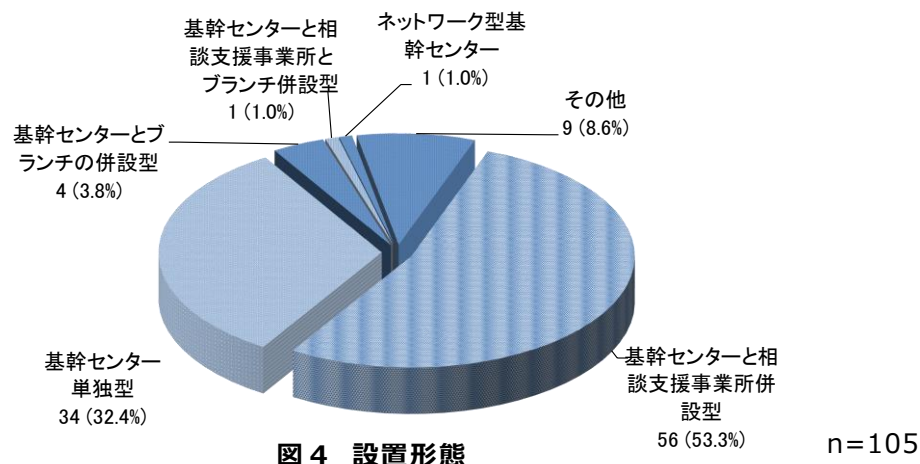


図 3 設置の状況

設置状況は市町村単独設置 86カ所 (81.9%) であり、複数市町村共同設置は 18カ所 (17.1%) であった。基幹相談支援センターは市町村単独設置としている市町村が多いことがわかる。

問4. 設置形態について教えてください。



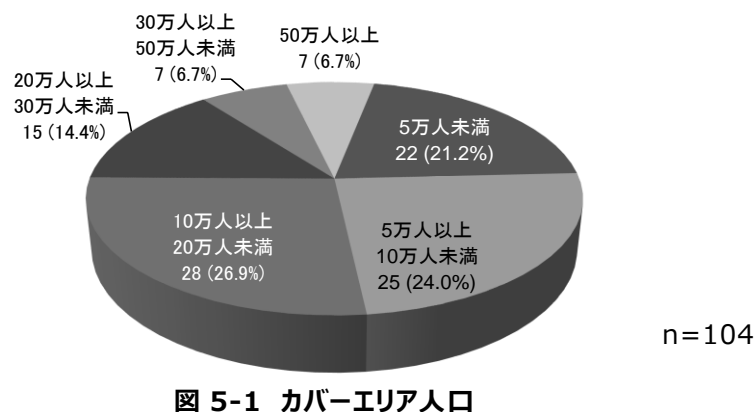
設置形態は56事業所(53.3%)と、全体の半数以上が「基幹センターと相談支援事業所の併設型」である。次いで多いのが「基幹センター単独型」で34事業所(32.4%)である。併せて85.7%がこのタイプとなっている。

この型に属さないものがその他にまとめられている。基幹相談支援センターとしての部署を持たずに、障害福祉のケースワーカーが兼務しているだけで、基幹相談支援センターの機能を持たせている市町村も存在する。

その他の内容

- 1) 各区に基幹センタープラス統括部門を別に設置
- 2) 基幹センターと相談支援事業所、虐待防止センター
- 3) 協議会(1町3村)から、委託相談支援事務所へ、別事業として、業務の内容を権利擁護、虐待防止センター、協議会運営の一部として、契約
- 4) 市の社会福祉課障がい相談担当と併設
- 5) 障害福祉主管課のケースワーカーが所属する係が、基幹相談支援センターを兼ねている。特定相談支援事業所、虐待防止センターも併せて実施。
- 6) 総合相談支援センターと併設型
- 7) 担当課内に職員が兼務にて対応
- 8) 福祉施設事務組合、障がい者相談支援課で基幹相談支援センター業務を行っている。
- 9) 包括と一体

問5. 基幹相談支援センターがカバーしているエリアの人口を教えてください。



基幹相談支援センターがカバーしているエリアの人口は、「10万人以上 20万人未満」が最も多く 28カ所（26.9%）、次いで「5万人以上 10万人未満」25カ所（24.0%）、「5万人未満」22カ所（21.2%）であった。

問6. 運営方法について教えてください。

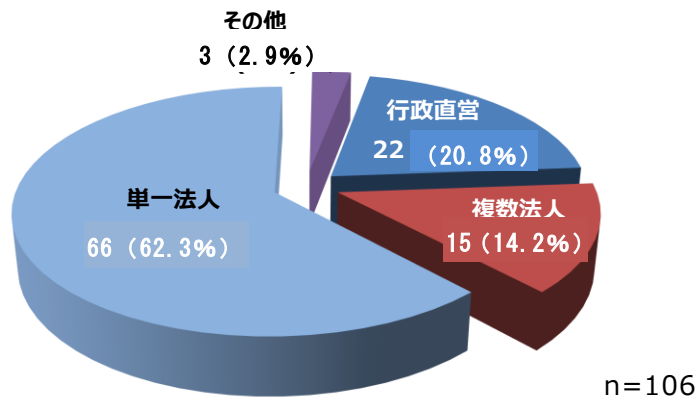


図6 運営方法

その他の内容

- 1) 2市1町は共同で設立した一部事務組合に委託
- 2) 代表のNPO法人が受託し運営は複数法人が連携して対応
- 3) 複数法人委託及び市町職員が事務局員として一名配備

運営方法については、「単一法人委託が最も多く 66カ所（62.3%）、ついで行政直営が 22カ所（20.8%）、複数法人委託 15カ所（14.2%）であった。

問7. 【問6で 2.複数法人委託、3.単一法人委託、4. その他で委託の場合】と記載された方に伺います。委託の場合の受託法人の種別を教えてください。

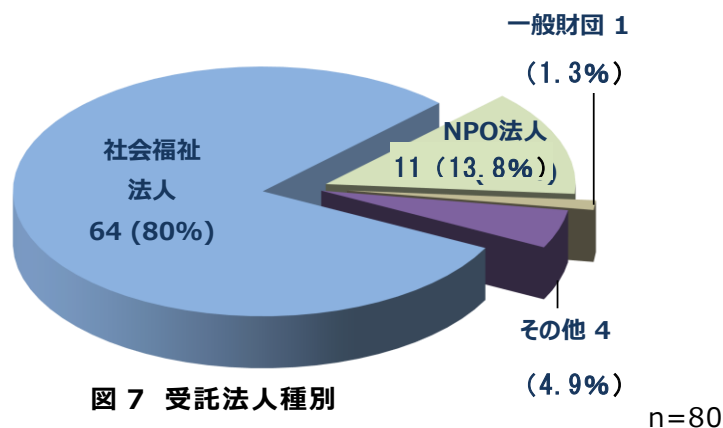


図7 受託法人種別

受託法人の種別は、社会福祉法人が最も多く 64カ所（80.0%）、次いで特定非営利活動法人（NPO法人）11カ所（13.8%）、一般財団1カ所（1.3%）であった。

問8. 【問6で 2. 複数法人委託、3. 単一法人委託、4. その他で委託の場合】と記載された方に伺います。具体的な委託金額を下線に数字で記載してください。

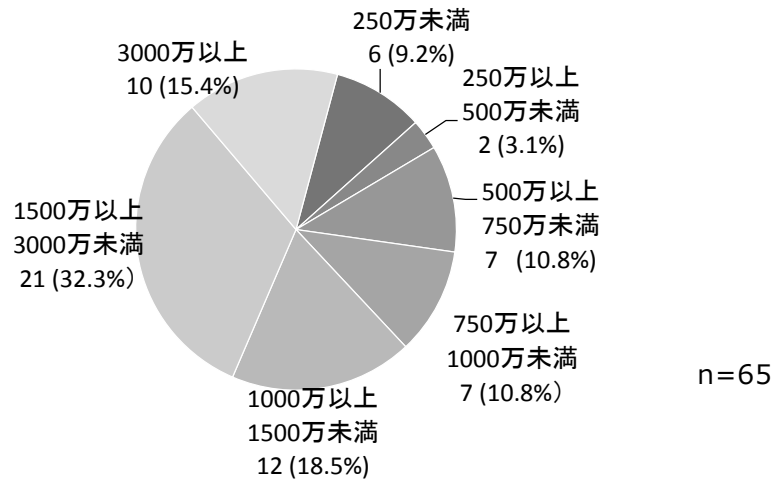


図 8-1 委託金額

委託金額については、「1500万円～3000万円」が最も多く 21 カ所 (32.3%)、次いで「1000万円以上～1500円未満」12 カ所 (18.5%)、「3000万円以上」10 カ所 (15.4%) と続いている。

・ 人件費、事務費

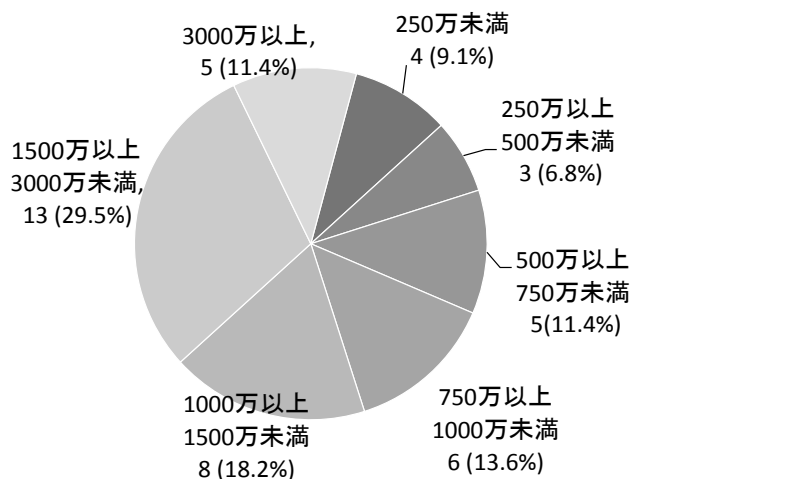


図 8-2 人件費・事務費

人件費金額については、「1500万円～3000万円」が最も多く 13 カ所 (29.5%)、次いで「1000万円以上～1500円未満」8 カ所 (18.2%)、「750万円以上～1,000万未満」6 カ所 (13.6%) と続いている。

問9. 人員配置について教えてください。下線に人数を数字でお書きください。いない場合には0と記載してください。

- | | | | |
|-----------|---|------------|---|
| 1. 常勤専従職員 | 人 | 3. 非常勤専従職員 | 人 |
| 2. 常勤兼務職員 | 人 | 4. 非常勤兼務職員 | 人 |

	平均	最小値	最大
常勤専従職員	2.9	0.0	38.0
常勤兼務職員	1.6	0.0	12.0
非常勤専従職員	0.5	0.0	7.0
非常勤兼務職員	0.3	0.0	4.0
人員合計	5.2	1.0	44.0

(単位:人)

(n=105)

表 9 人員配置一覧

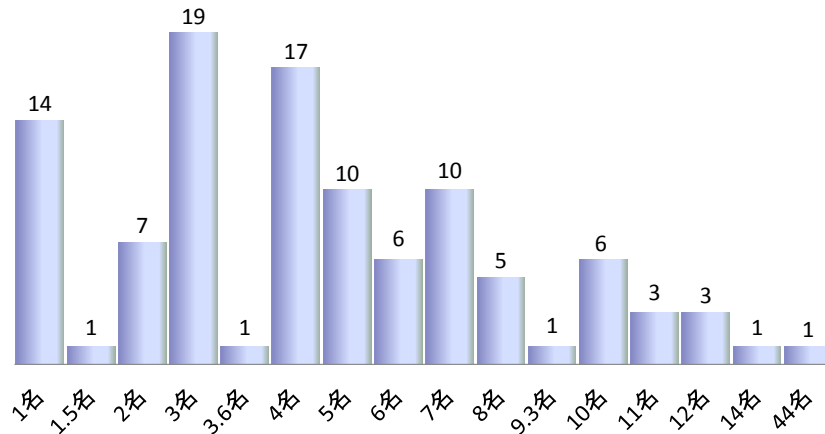


図 9 合計人員数分布

人員配置については、「常勤専従職員」が最も多く平均 2.9 名となっている。次いで「常勤兼務職員」1.6 名、「非常勤専従職員」0.5 名、「非常勤兼務職員」0.3 名となっている（表 9）。

合計人員人数で最も多いのは「3 名（19 カ所）」、次いで「4 名（17 カ所）」、「1 名（14 カ所）」平均が 5.2 名となっている。

問 10. 職種ごとの人数を教えてください。下線に人数をお書きください。いない場合には 0 と記載してください。

1. 管理職員 人
 2. 相談支援専門員 人
 3. ピアカウンセラー 人

4. 事務職員 人
 5. その他 人

（その他職員の職名と人数を具体的にお書き下さい）

1) 職名 人
 2) 職名 人

職種ごとの人数

	平均	最小値	最大
管理職員	0.7	0.0	2.0
相談支援専門員	2.9	0.0	29.0
ピアカウンセラー	0.3	0.0	8.0
事務職員	0.8	0.0	8.0
その他	1.3	1.0	7.0

(n=107)

表 10 職種別人数一覧

職種ごとの人数については、「相談支援専門員」が最も多く平均2.9名、次いで「その他」1.3名、「事務職員」0.8名、「管理職員」0.7名、「ピアカウンセラー」0.3名となっている。

その他の職員の職種についてまとめたものが、下の一覧である。保健師や相談員、社会福祉士など、相談に関わる専門職が多く配属されていることが分かる。

その他の職員の職種名	
保健師	8
相談員	7
社会福祉士	6
相談支援員	6
手話通訳者	2
精神保健福祉士	2
課長補佐	1
看護師	1
基幹相談員	1
区分認定調査員	1
作業療法士2、臨床心理士1	1
支援員	1
手話通訳士	1
就業支援ワーカー	1
就労支援専門員	1
所長	1
障害認定調査員	1
地域生活支援ワーカー	1
地活I型職員	1
聴覚相談員（相談支援専門員）	1
統括相談員	1
認定心理士	1
発達障害サポートマネージャー	1
療育コーディネーター	1
療育相談支援	1

(単位:センター数)

問 11. 各職種の所持している資格について教えてください。複数資格を所持している場合でも、当てはまるもの全てに人数を数字でお書きください。

1. 管理職員

1) 社会福祉士	人	4) 初任者研修終了者	人
2) 精神保健福祉士	人	5) 現任者研修終了者	人
3) 介護支援専門員	人	6) その他国家資格	人

2. 相談支援専門員

1) 社会福祉士	人	4) 初任者研修終了者	人
2) 精神保健福祉士	人	5) 現任者研修終了者	人
3) 介護支援専門員	人	6) その他国家資格	人

3. ピアカウンセラー

1) 社会福祉士	人	4) 初任者研修終了者	人
2) 精神保健福祉士	人	5) 現任者研修終了者	人
3) 介護支援専門員	人	6) その他国家資格	人

4. 事務職員・その他職員

1) 社会福祉士	人	4) 初任者研修終了者	人
2) 精神保健福祉士	人	5) 現任者研修終了者	人
3) 介護支援専門員	人	6) その他国家資格	人

上段:センター数
下段:平均人数

	管理職員	相談支援専門員	ピアカウンセラー	事務職員 その他の職員
社会福祉士	26 (0.5人)	77 (1.9人)	1 (0.1人)	21 (0.7人)
精神保健福祉士	14 (0.3人)	58 (1.3人)	1 (0.1人)	13 (0.3人)
介護支援専門員	16 (0.3人)	42 (0.9人)	1 (0.1人)	9 (0.2人)
初任者研修修了者	32 (0.6人)	70 (2.3人)	2 (0.3人)	9 (0.5人)
現任研修修了者	20 (0.3人)	64 (1.6人)	1 (0.1人)	4 (0.1人)
その他の国家資格	16 (0.3人)	41 (0.8人)	2 (0.3人)	18 (0.5人)

表 11 各職種別取得資格一覧

それぞれの職種が保持している資格について聞いた。管理職員の保持している資格について、最も平均人数が高かったのは「初任者研修修了者（0.6人）」であった。

相談支援専門員の保持している資格について、最も平均人数が高かったのは「初任者研修修了者（2.3人）」であった。

ピアカウンセラーの保持している資格について最も平均人数が高かったのは「初任者研修修了者（0.3人）」と「その他の国家資格（0.3人）」であった。

事務職員・その他の職員の保持している資格について最も平均人数が高かったのは「社会福祉士（0.7人）」であった。

問 12. 基幹相談支援センターがカバーしているエリアの障害相談支援事業所の数を教えてください。下線に数字でお書きください。

市町村委託相談支援事業所	箇所
指定特定相談支援事業所	箇所
指定一般相談支援事業所	箇所
指定障害児相談支援事業所	箇所

	平均	最小値	最大値
市町村委託相談支援事業所	2.9	0	24
指定特定相談支援事業所	5.9	0	56
指定一般相談支援事業所	2.8	0	17
指定障害児相談支援事業所	3.1	0	16

表 12 カバーエリアの相談支援事業所数一覧

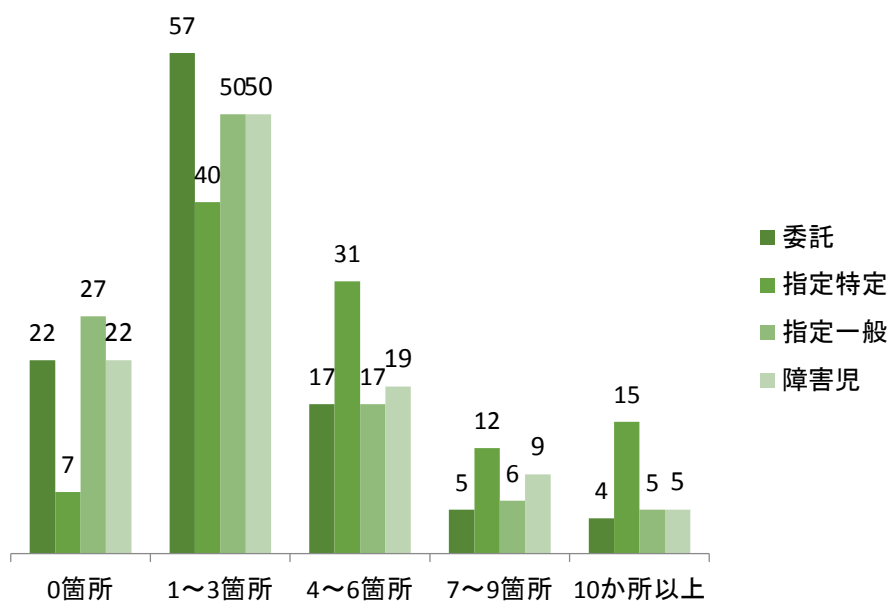


図 12 カバーエリアの相談支援事業所分布

カバーエリアにおける障害相談支援事業所数について聞いた。

「市町村委託相談支援事業所」については平均 2.9 カ所で、最小値が 0 カ所、最大値が 24 カ所であった。「指定特定相談支援事業所」については平均 5.9 カ所で、最小値が 0 カ所、最大値が 56 カ所であった。「指定一般相談支援事業所」については平均 2.8 カ所で、最小値が 0 カ所、最大値が 17 カ所であった。「指定障害児相談支援事業所」については平均 3.1 カ所で、最小値が 0 カ所、最大値が 16 カ所であった。

カバーエリアにおける相談支援事業所分布をみると、すべてにおいて「1~3 カ所」が最も多いことが分かる。

問 13. 基幹相談支援センターの設置経緯について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

1. 協議会の検討により設置
2. 行政の主導により設置
3. 相談支援事業所の要望により設置
4. 当事者・市民からの要望により設置
5. その他（具体的に）

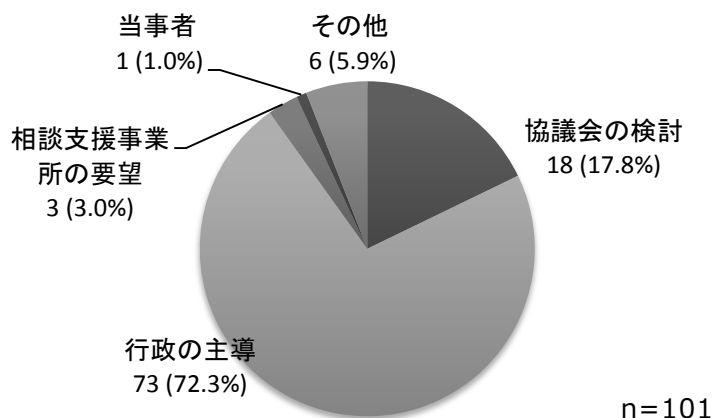


図 13 設置経緯

設置経緯その他記述

- 1) 行政と社会福祉協議会の協議により設置
- 2) 市は基幹型だと言っている。
- 3) 市独自で判断
- 4) 障害者虐待防止法の施行による権利擁護、虐待防止の取り組みのため
- 5) 精神障害者地域生活支援センターから移行
- 6) 地域生活支援事業実施要綱が平成24年4月5日に改正されたことによる

設置経緯について聞いたところ、「行政の主導により設置」が73カ所(72.3%)であった。次いで「協議会の検討により設置」が18カ所(17.8%)、「その他」6カ所(5.9%)となっている。

その他の内容としては、行政と社会福祉協議会の協議によるものや市の判断によるもの、精神障害者地域生活支援センターからの移行によるものなどがあげられている。

問 14. 業務として実施している内容について教えてください。各項目で当てはまる番号を全て選び、○をつけてください。

- 1) 基本相談（一般的な個別相談事業）の実施について

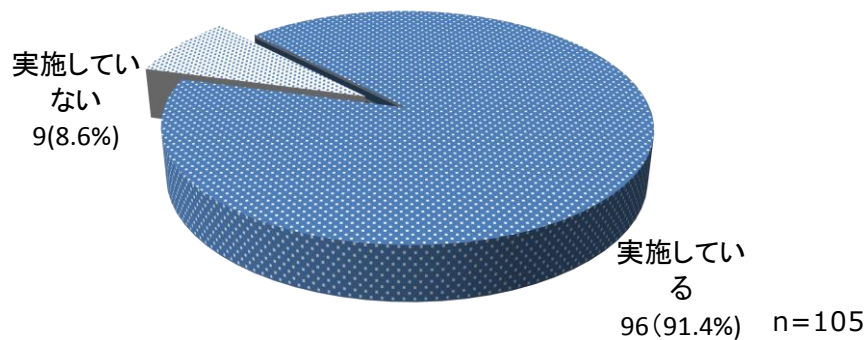


図 14-1 基本相談の実施

基本相談の実施について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は96カ所(91.4%)、実施していないと答えた事業所は9カ所(8.6%)であった。

2) 個別給付事業の実施について、実施している場合はこれまで実施した件数を数字で記載してください。

1. 指定特定相談支援 (実施件数 件)

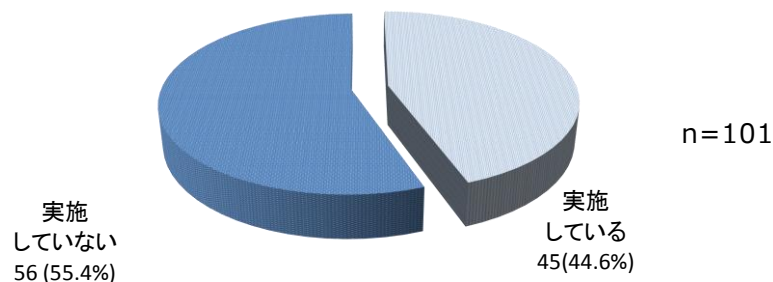


図 14-2 指定特定相談支援の実施

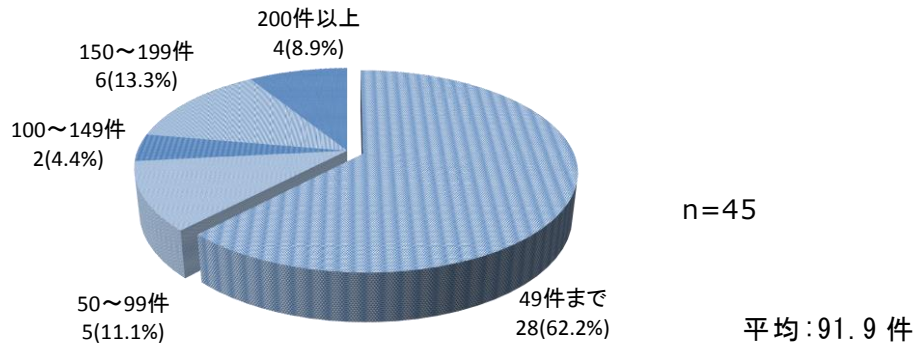


図 14-3 指定特定相談実施件数

指定特定相談支援の実施について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は 45 カ所（44.6%）、実施していない事業所は 56 カ所（55.4%）であった。

また、実施していると答えた事業所の実施件数を聞いたところ、「1～49 件まで」が最も多く 28 カ所（62.2%）、次いで「150～199 件まで」が 6 カ所（13.3%）、「50～99 件まで」5 カ所（11.1%）であった。また、平均相談実施件数は 91.9 件であった。

2. 指定障害児相談支援（実施件数 件）

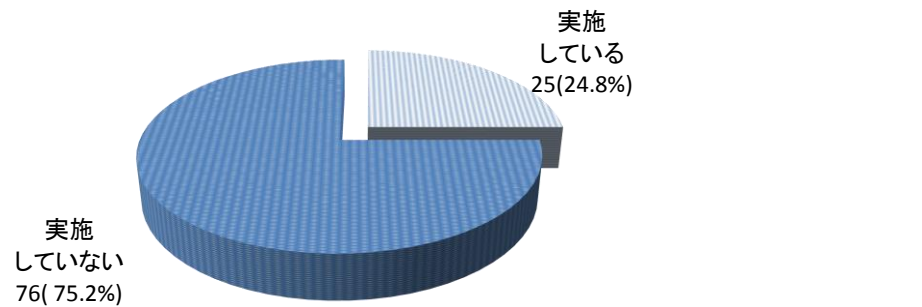


図 14-4 指定障害児相談支援の実施 n=101

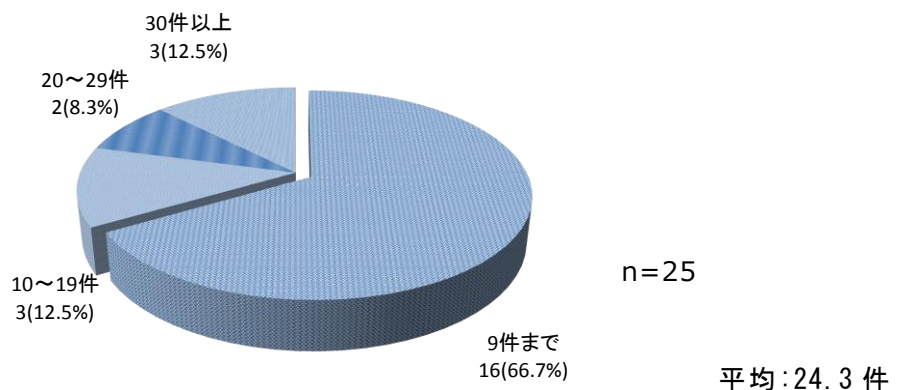


図 14-5 指定障害児相談実施件

指定障害児相談支援の実施について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は 25 カ所（24.8%）、実施していない事業所は 76 カ所（75.2%）であった。

また、実施していると答えた事業所の実施件数を聞いたところ、「1～9 件まで」が最も多く 16 カ所（66.7%）、次いで「10～19 件まで」と「30 件以上」が 3 カ所（12.5%）であった。また、平均相談実施件数は 24.3 件であった。

3. 指定一般相談支援 (実施件数 件)

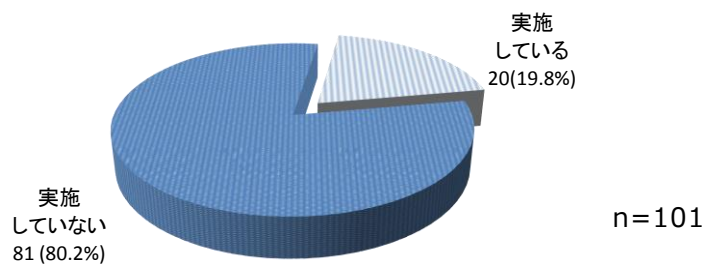


図 14-6 指定一般相談支援の実施

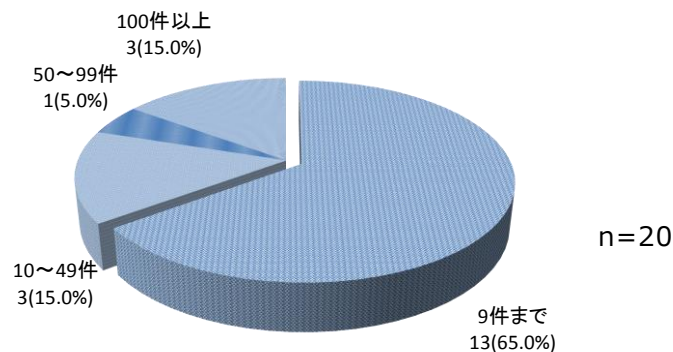


図 14-7 指定一般相談実施件数

平均:152.1 件

指定一般相談支援の実施について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は 20 力所（19.8%）、実施していない事業所は 81 力所（80.2%）であった。

また、実施していると答えた事業所の実施件数を聞いたところ、「1～9 件まで」が最も多く 13 力所（65.0%）、次いで「10～49 件まで」と「100 件以上」が 3 力所（15.0%）であった。また、平均相談実施件数は 152.1 件であった。

3) 困難事例対応の実施について

1. 困難事例の個別総合相談
2. 困難事例の地域機関からの相談
3. 実施していない

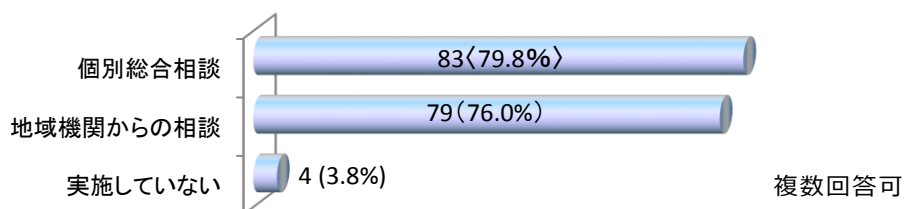


図 14-8 困難事例対応の実施

困難事例対応について聞いたところ、「個別総合相談」を実施している事業所が 83 力所（79.8%）、「地域機関からの相談」を実施している事業所が 79 力所（76.0%）、「実施していない」事業所が 4 力所（3.8%）であった。

4) 協議会の運営に関する事業の実施について

- 1. 事務局の委託
- 2. 運営委員としての参加
- 3. 部会への参画
- 4. 実施していない

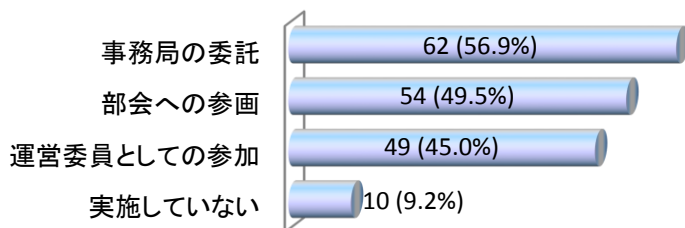


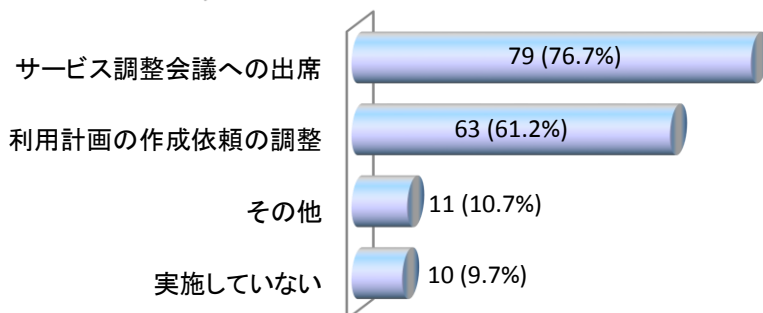
図 14-9 自立支援協議会の運営

複数回答可

自立支援協議会の運営について聞いたところ、最も多いのが「事務局の委託」を実施している事業所が 62 カ所 (56.9%) 次いで「部会への参画」が 54 カ所 (49.5%)、「運営委員としての参加」が 49 カ所 (45.0%)、「実施していない」が 10 カ所 (9.2%) であった。

5) 個別事例における事業所間の調整について

- 1. 利用計画の作成依頼の調整
- 2. サービス調整会議への出席
- 3. その他



複数回答可

図 14-10 個別事例における事業所間の調整

その他の内容

-
- 1) ケース会議への参加(市町からの要請により)
 - 2) サービス調整
 - 3) サービス等利用計画の作成
 - 4) 関係機関との調整、新規資源開拓
 - 5) 虐待事業の対応(コアメンバー会議への出席)
 - 6) 計画作成に関する相談支援事業所へのケース振り分け
 - 7) 計画相談は基本的には行わないが困難ケースに関しては地域相談支援事業所と連携して対応(作成)する
 - 8) 事務所を変更する場合など
 - 9) 相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所への支援方法、支援計画作成等へのスーパーバイズ
 - 10) 相談支援事業所バックアップ・助言・他関係機関との調整
 - 11) 同事業所法人で電話業務している相談支援アドバイザー(県事業)が担当

個別事例における事業所間の調整について聞いたところ、最も多いのが「サービス調整会議への出席」を実施している事業所で 79 カ所（76.7%）、次いで「利用計画の作成依頼の調整」が 63 カ所（61.2%）、「その他」が 11 カ所（10.7%）であった。

6) 介護保険の相談事業等の実施について

1. 実施している 2. 実施していない

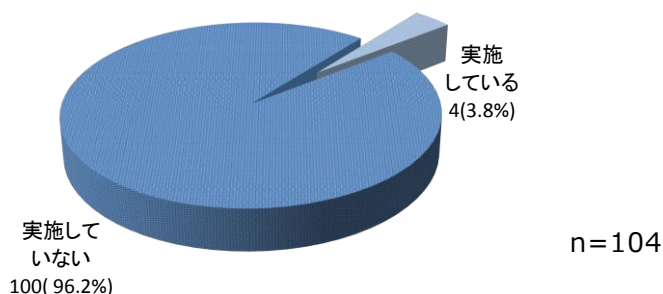


図 14-11 介護保険の相談事業等の実施

介護保険の相談事業等の実施について聞いたところ、実施している事業所が 4 カ所（3.8%）、実施していない事業所が 100 カ所（96.2%）であった。実施している内容は、下記に示すとおりである。

実施している内容

- 1) 市内の介護保険の関係機関、事務所の情報提供、制度の説明、連絡調整、サービス利用までのつなぎなど
- 2) 障がい福祉サービスと介護保険の併給 障がい福祉サービスから介護保険への申請
- 3) 併給（居宅介護）・移動支援等・一般相談
- 4) 平成25年10月より居宅介護支援事業所を相談支援事業所として市が指定した。個の事業所に対して支援実施。

7) 児童に関する相談支援事業の実施について

1. 実施している 2. 実施していない

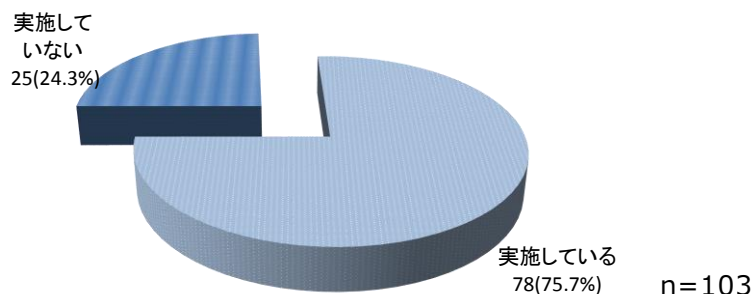


図 14-12 児童相談事業の実施

児童に関する相談支援事業について聞いたところ、「実施している」事業所が 78 カ所（75.7%）、「実施していない」事業所が 25 カ所（24.3%）であった。実施内容は、次に示すとおりである。

児童に関する相談支援事業の実施内容

- 1) 指定障害児支援事業所集団指導への出席 ・ サポートブック研修 ・ 検討委員会への参加
- 2) 障がい児相談支援
- 3) 3 障害、児童を対象としているため、ワンストップで受けて専門機関へつなぐ等の支援
- 4) サービス等利用計画作成
- 5) ダウン症や発達障害の親の会の会の実施、放課後デイサービスの利用に関することなど
- 6) 依頼があった時に対応している
- 7) 一般相談、地域生活支援事業の決定、及びこども発達支援センターとの連携
- 8) 一般的な個別相談
- 9) 学校や保護者からの相談を受けたり、学校訪問等を行っている
- 10) 基本相談
- 11) 基本相談、計画作成
- 12) 基本相談、事業所からの個別支援に関する相談及び事業所運営に関する相談等
- 13) 基本相談のみ行っている
- 14) 基本相談の中で主訴に基づき必要な支援機関につなぐ
- 15) 業務委託による学校巡回
- 16) 計画相談
- 17) 計画相談・基本相談
- 18) 計画相談中心だが、行政中心に対応を開始したばかりであり件数は少ない
- 19) 圏内の児童施設が実施するケース会議への出席
- 20) 個別相談対応（困難事例含む）
- 21) 高校卒業後の進路に向けての相談など
- 22) 高等養護学校からのネグレクトに関する相談を受け、その対応について、民生委員児童委員へ見守りの依頼や養護学校教諭へ対応方法のアドバイスなどを実施
- 23) 高等養護学校との連絡調整、個別相談等
- 24) 子育て・療育・教育・福祉サービス等全般
- 25) 市内の児童の関係機関、事務所の情報提供、連絡調整、サービス利用までのつなぎなど
- 26) 指定は取っていますが、サービス等利用計画の作成には至っていません。18 歳未満の相談は数件行っています
- 27) 児童の保護者等への相談支援
- 28) 児童相談支援
- 29) 児童福祉及び障害児福祉のサービス利用の調整・療養・教育に関わる相談
- 30) 手帳について、福祉サービス利用について他機関や保護者との調整など
- 31) 初回相談を受け、関係機関につないでいる
- 32) 障がい児の基本相談の対応・計画相談は行っていない
- 33) 障がい児相談の方法について検討中
- 34) 障がい者と同様
- 35) 障がい認知から関わり、家族間調整や就労支援等を行っている
- 36) 全般的に対応
- 37) 相談、プラン作成、関係機関との連携・調整
- 38) 相談支援とサービス等利用計画の作成
- 39) 総合相談、児童デイ以外の障害福祉サービスについて
- 40) 総合窓口として相談があれば受けるまた、状況に合わせて必要な機関へつなぐ
- 41) 発達・療育相談（発達検査含む）圏域内、幼保、小・中・高からの相談及び支援会議への出席等
- 42) 発達障がい児等の相談
- 43) 発達障がい等に関する相談
- 44) 福祉サービスの利用・情報提供・認定調査
- 45) 福祉サービスの利用について
- 46) 平成10年より県から障害児等療育支援事業を委託し相談支援事業と一体的に相談支援活動を実施している
- 47) 保育園訪問、学校との支援会議、親面談、医療的ケアの必要な児の相談、虐待ケース
- 48) 放課後等デイ、一般相談
- 49) 本人理解や課題の整理の為、ケア会議への出席保護者や学校等からの相談（勉強会等出席の依頼）
- 50) 臨床心理士による発達相談のマネジメント そこからの流れで相談事業につながっていく
- 51) まだ相談はありません

8) 市町村の区域を越えた広域的な調整や連携の実施について

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 都道府県協議会への参画 | 3. その他 |
| 2. 都道府県施策推進協議会への参画 | 4. 実施していない |

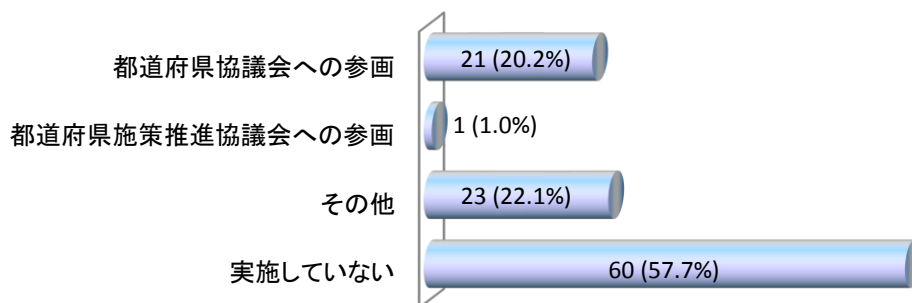


図 14-13 広域的な調整や連携の実施

複数回答可

市町村の区域を越えた広域的な調整や連携について聞いたところ、最も多かったのが「実施していない」で 60 カ所（57.7%）であった。次いで「その他」が 23 カ所（22.1%）で、その内容は下記に示す通りである。

その他の内容

- 1) 各市町村関係機関との調整
- 2) 近隣市町村にある相談支援事業所間の連帯を 2 ヶ月に 1 回持ち回りで実施している
- 3) 圏域コーディネーター連絡会議
- 4) 圏域内
- 5) 圏域毎のブロック会議等への参加
- 6) 県相談支援連絡協議会に所属し連携している
- 7) 市が委託している他市の相談支援事業所との連携（情報交換、ケース会議等）
- 8) 事例検討会を広域で実施（他地域相談支援事業所に呼びかけ開催している。年 4 回）
- 9) 障害者虐待防止センターを兼ねているので、広域での連絡連携あり
- 10) 障害福祉圏域協議会等への参画
- 11) 数は殆どありませんが、相談支援専門員の研修を隣市と合同で行う
- 12) 県立支協議会の委員として参加
- 13) 相談支援員連絡会議への参画
- 14) 他市自立支援協議会委員として参画サビ管研修会講師など各種分野におけるネットワークづくりを実施
圏域療育部会・就労ネットへの参画
- 15) 他市町村からのケース依頼
- 16) 地域移行支援事業実施における調整や連携
- 17) 都道府県が設置している広域相談との役割分担をこれから一緒に検討するところ
- 18) 都道府県協議会 情報交換会などへの出席・連携
- 19) 都道府県保健所や、都道府県心障センター等との連携
- 20) 同一事業所で地域アドバイザー事業を実施
- 21) 同事業所法人の相談支援アドバイザーが担当し、1・2 へ参画
- 22) 必要に応じて、市外の相談支援事業所、関係機関、事務所と連絡調整、連携したケース対応、情報交換など
- 23) 圏域の障害者総合相談支援センターとの連携
- 24) 隣の市と 2 市共同で

9) カバーエリアの相談支援専門員への支援の実施について

1. 相談支援専門員からの相談対応
2. 相談支援専門員のネットワーク作り（組織化）
3. 相談支援専門員研修の企画
4. 相談支援専門員研修の実施
5. 相談支援専門員へのスーパーバイズ
6. その他
7. 実施していない

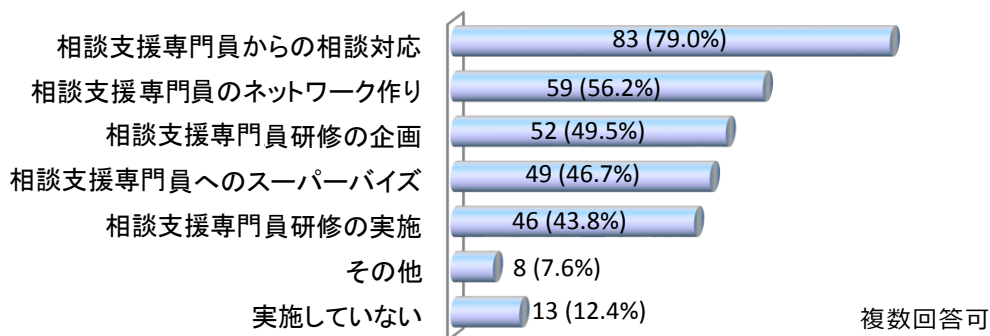


図 14-14 カバーエリアの相談支援専門員への支援

カバーエリアの相談支援専門員への支援についてきいたところ、最も多かったのは「相談支援専門員からの相談対応」で 83 カ所（79.0%）であった。次いで、相談支援専門員のネットワーク作り（組織化）で 59 カ所（56.2%）、相談支援専門員研修の企画が 52 カ所（49.5%）となっている。

その他の内容

- 1) 月 1 回委託相談支援事業所の報告会を実施。2 か月に 1 回関係機関で相談支援連絡会を実施
- 2) 月に 2 回の連絡会を実施、その中で事例検討や制度やサービスの勉強会
- 3) 制度政策や広報等、独自のネットワークにて活動
- 4) 相談支援従事者研修受講者のフォローアップ
- 5) 相談支援専門員の研修は各区ごとではなく、市協議会専門部会として企画しており、そこには参加しています
- 6) 同事業所法人の相談支援アドバイザーと相談支援専門員が相談対応、ネットワーク作り、研修の企画、研修の実施、スーパーバイズを担当

10) サービス等利用計画の評価の実施について

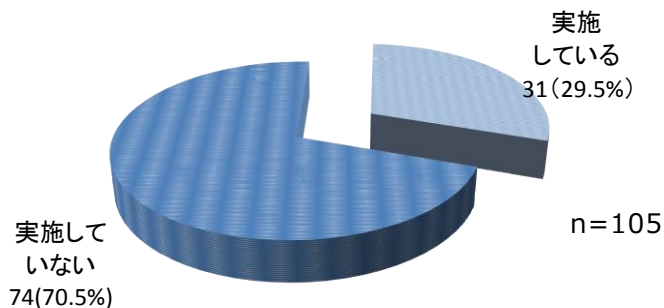


図 14-15 サービス等利用計画の評価

サービス等利用計画の評価について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は 31 カ所（29.5%）、「実施していない」と答えた事業所は 74 カ所（70.5%）であった。また、具体的実施内容は次に示すとおりである。

サービス等利用計画の評価の具体的実施内容

- 1) 各相談支援専門員が作成した案、計画の決裁(チェック)・アセスメントシートのチェック
- 2) これから方法等を検討するところです
- 3) サービス担当者会議等で修正する機能を日常的に担っている
- 4) サービス調整会議で審議している
- 5) サービス等利用計画
- 6) サービス等利用計画のサービス等利用計画の精査会の実施
- 7) モニタリング
- 8) 基幹事業所内における評価を定期的実施している
- 9) 記入内容の確認不備があったとき再度提出を求める
- 10) 計画書を見て助言を行っている
- 11) 圏域内の相談支援事業所間で評価している
- 12) 厳密にはではないが、計画案、モニタリングの内容をチェックし、必要に応じ、相談支援専門員への指導を行っている
- 13) 現在のところ行政担当が評価を実施している件数が増え、今後事務処理に支障が生じると予想されることから、現在評価に向けた学習会、研修への参加等を行なっている
- 14) 個別ケースによって対応
- 15) 困難事例に限り実施
- 16) 市に提出された計画案、モニタリング報告書の全件をチェックし、訂正、修正などを指示している
- 17) 市委託業務として、別途、地域自立支援協議会で困難事業検討
- 18) 事例検討会及び自立支援協議会でのケース報告
- 19) 自立支援協議会の市町村担当者を中心にケアプラン研究会で行っている
- 20) 障がい者地域ケア会議の実施
- 21) 職員同士での検討、アドバイス
- 22) 全ての計画を精査・調整のうえ市へ提出
- 23) 相談支援専門員と必要時に(サービス利用計画提出時、またはその都度)話し合いながらサービスの内容や今後について検討している
- 24) 評価目的ではないが、概要把握のため目を通して
- 25) 法人内の指定相談支援事業所のサービス等利用計画のチェック、スーパーバイズなど
- 26) 基幹としてやっていない。これから

11) 地域移行～退院支援に関する支援の実施について

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 住居サポート事業の受託 | 4. 情報の提供 |
| 2. 地域資源のネットワーク作り | 5. 専門職間のネットワーク作り |
| 3. 社会資源の改善・開発 | 6. その他 |

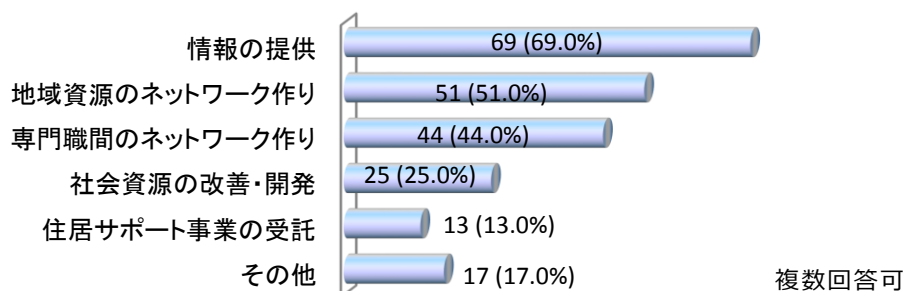


図 14-16 地域移行～退院支援に関する支援の実施

地域移行～退院支援に関する支援について聞いたところ、最も多かったのは「情報の提供」で 69 カ所 (69.0%) であった。次いで、「地域支援のネットワーク作り」が 51 カ所 (51.0%)、「専門職間のネットワーク作り」が 44 カ所 (44.0%) であった。

「その他」の内容は下記に示すとおりである。

その他の内容

- 1) これから方法等を検討するところです。住居サポート事業の委託は市の委託相談（基幹を含む）含まれています
- 2) 医療機関、行政と連携し地域移行・定着支援を実施している
- 3) 関係機関との連絡調整
- 4) 協議会の地域移行に関するプロジェクトチームへの参画
- 5) 協議会の地域移行専門部会事務局
- 6) 協議会より枝分かれした精神連絡会議等で支援対策の検討等を行う
- 7) 具体的な実施には至っていません。現在、市直営センターが行っており、今年度指定をとった事業所に具体的な内容について協議会を設置しています
- 8) 県地域移行事業受託事業所との情報共有
- 9) 広域圏内 精神保健 社会資源フローチャート作成会議への参画
- 10) 今後の対応
- 11) 事例検討
- 12) 地域移行～退院支援の事業は自治体が、他事業所に委託して実施
- 13) 状況に応じて相談支援事業所と一緒に支援の実施にあたる
- 14) 相談支援アドバイザーが地域資源のネットワーク作り、社会資源の改善・開発、情報の提供、専門職間のネットワーク作りを担当。基幹としての業務としては実施していない
- 15) 退院ではなく入所施設（救護施設）から受けたばかりです
- 16) 地域移行推進のための検討会を実施
- 17) 本人の社会資源見学の同行

12) 権利擁護に関する事業の実施について

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 障害者虐待防止センターの受託 | 4. 権利擁護に関する地域の実態把握 |
| 2. 成年後見利用支援事業の受託 | 5. 権利擁護に関する地域への普及・啓発 |
| 3. 障害者虐待事例への対応 | 6. その他 |

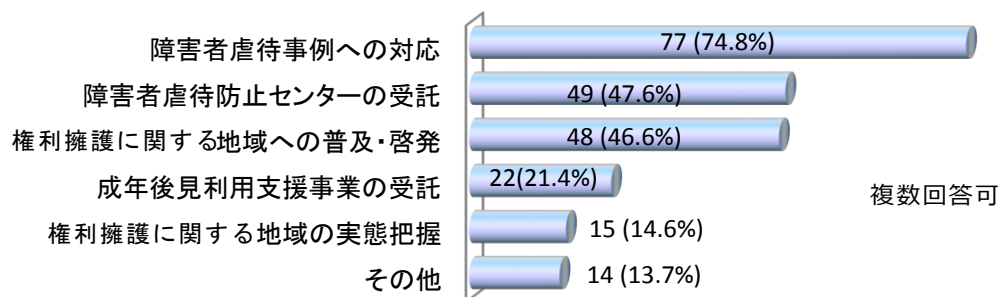


図 14-17 権利擁護に関する事業

権利擁護に関する事業について聞いたところ、最も多かったのは「障害者虐待事例への対応」で 77 カ所（74.8%）であった。次いで「障害者虐待防止センターの受託」で 49 カ所（47.6%）、「権利擁護に関する地域への普及・啓発」が 48 カ所（46.6%）であった。

その他の内容は次に示すとおりである。

その他の内容

- 1) 虐待相談窓口の設置
 - 2) 虐待防止、権利擁護センターの対応については当面、市で対応する事としている
 - 3) 虐待防止センターの通報部分の受託
虐待防止センターは通報窓口受託。成年後見は相談～申立支援。虐待対応は市町村虐待防止センターへ協力
 - 4) 権利擁護に関する地域の実態把握や地域への普及・啓発は、権利擁護部会の事務局として実態把握や制度利用を検討
 - 5) 権利擁護支援センターとの連携
 - 6) 市直営の基幹相談支援センターであるため、虐待防止センターを兼ねている
 - 7) 市行政より「権利擁護支援センター」を受託し、連携しながら権利擁護関連事業に取り組んでいる
 - 8) 障害者虐待防止センターと併設
 - 9) 障害者虐待防止センター委託事業所との連携法人の自主事業として法人後見事業を実施
 - 10) 成年後見支援センターとの情報交換
 - 11) 全て直営で実施
 - 12) 通報後のコア会議、対応
 - 13) 通報受付、24時間365日
 - 14) 当所の障害者相談支援課には、基幹相談支援センターの他に虐待防止センターも設置されており、困難ケースの場合、一緒に対応することが多い
- 13) 専門相談に関する事業の実施について
1. 発達障害相談支援センターの受託
 2. 高次脳機能障害相談支援センターの受託
 3. 就業・生活支援センターの受託
 4. その他

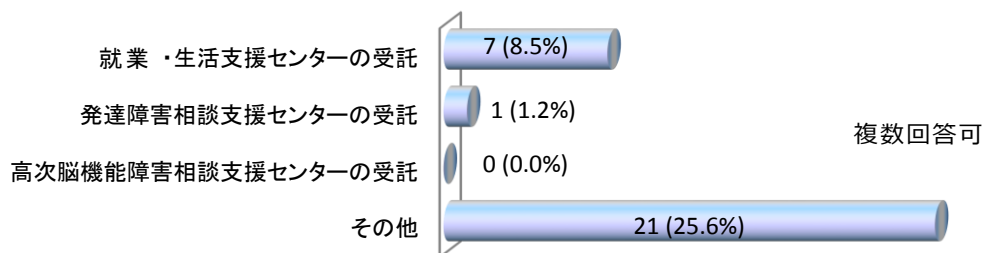


図 14-18 専門相談に関する事業の実施

専門相談に関する事業について聞いたところ、最も多かったのが「就業・生活支援センターの受託」で7カ所（8.5%）であった。次いで、「発達障害相談支援センターの受託」で1カ所（1.2%）であった。「高次脳機能障害相談支援センターの受託」を行っている事業所は無かった。「その他」の内容については、下記に示すとおりである。

その他の内容

- 1) 「専門相談」は協議会の中に設置された部会に参画するという形で対応
 - 2) センターではないが、高次脳機能障害相談を実施
 - 3) 各専門機関との連携
 - 4) 基幹に、別法人受託の療育等支援事業、発達障害サポートマネージャー及び就業・生活支援センターと、同事務所内で総合支援センターとして連携
 - 5) 基幹の受託前より、B型センターの専門相談を行っている基幹業務とは別に医療相談、高次脳機能障害相談、日常生活用具・補装具相談、リハビリ相談を実施
 - 6) 協議会、暮らし部会、就労支援部会との連携
 - 7) 広域になる為、連携をとっている
 - 8) 今後の対応
 - 9) 困難事例に対して、弁護士会、社会福祉士会への対応依頼を調整する
 - 10) 子ども発達相談室として、就学後から成人の発達障がいについて相談を実施している（就学前については子ども発達支援センターが担当）
 - 11) 市、直営の基幹相談支援センターであるため、すべての相談を市で受け、必要時は関係機関につないでいる
 - 12) 市内相談支援専門員の法律相談市内相談支援専門員の精神障害者支援相談
 - 13) 専門相談については専門機関へつなぐパイプ役を果たしている
 - 14) 専門相談に関する事業の実施は現在しておりません
 - 15) 相談への対応
 - 16) 相談支援の中において発達障害と就労支援については専門のコーディネーターを設置
 - 17) 障がい児療育支援事業
 - 18) 同法人事務所の発達障がいサポートコーチ(県単)が兼務して担当基幹としてはやっていない
 - 19) 難病相談を企画中
 - 20) 法人内で就業・生活支援センターを委託している
- 14) サービス管理・提供責任者への支援の実施について
1. 個別支援計画のチェック
 2. 個別支援計画作成に関するスーパーバイズ
 3. その他

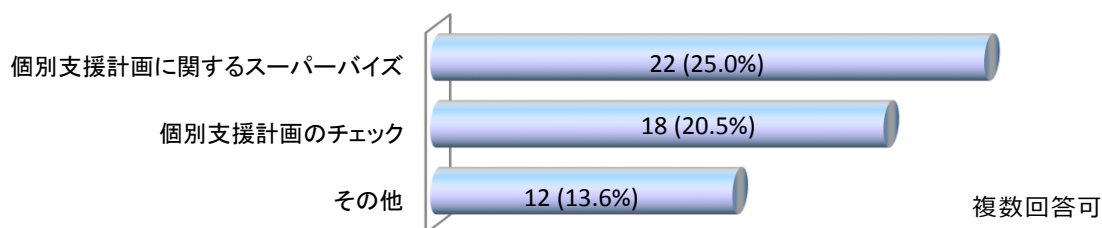


図 14-19 サービス管理・提供責任者への支援

サービス管理・提供責任者への支援について聞いたところ、最も多かったのは「個別支援計画作成に関するスーパーバイズ」で22カ所（25.0%）であった。次いで、「個別支援計画のチェック」が18カ所（20.5%）、「その他」が12カ所（13.6%）であった。「その他」の内容は、次に示すとおりである。

その他の内容

- 1) サビ管研修、スキルアップ研修講師
- 2) 課題を設定して研修を企画して実施している
- 3) 計画作成にあたっての検討を事業所間で行っている（月7回）
- 4) 研修会
- 5) 研修等
- 6) 市町や相談支援事業所から相談を受けたケースの関わりのひとつとして個別支援計画の作成にかかる会議に出席することがあるが、ルーチンの支援ではない
- 7) 指定特定相談支援事業所で実施
- 8) 事故時やヒヤリハットは当センターに書面で報告を頂き、防止策を一緒に考え助言を実施
- 9) 事例検討
- 10) 相談支援アドバイザーが担当基幹としてはやっていない
- 11) 相談支援専門員研修を実施した際にサービス管理・提供責任者も合わせて対象にした研修を実施している

15) 夜間・休日の相談支援体制の整備について

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 土曜日の窓口開設 | 4. 24時間電話対応の実施 |
| 2. 日曜日の窓口開設 | 5. 365日対応の実施 |
| 3. 祝日の窓口開設 | 6. その他 |

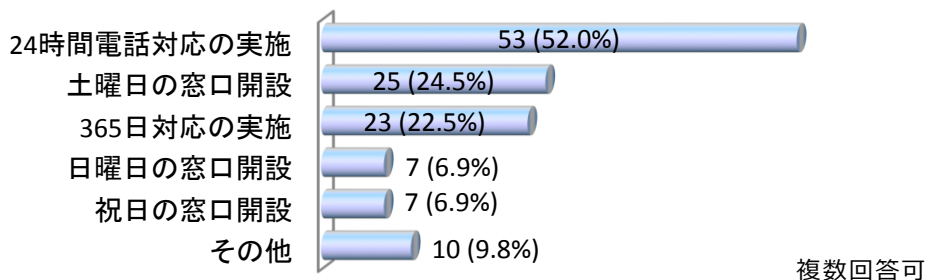


図 14-20 夜間・休日の相談支援体制

夜間・休日の相談支援体制の整備について聞いたところ、最も多かったのは「24時間電話対応の実施」で、53カ所（52.0%）であった。次いで、「土曜日の窓口開設」が25カ所（24.5%）、「365日対応の実施」が23カ所（22.5%）であった。その他の内容は、「緊急連絡は365日」「24時間の対応。」の記載があった。

○通常の窓口開設時間	時 分～ 時 分	n=96
○土曜日・窓口開設時間	時 分～ 時 分	n=26
○日曜日の窓口開設時間	時 分～ 時 分	n=7
○祝祭日・窓口開設時間	時 分～ 時 分	n=7

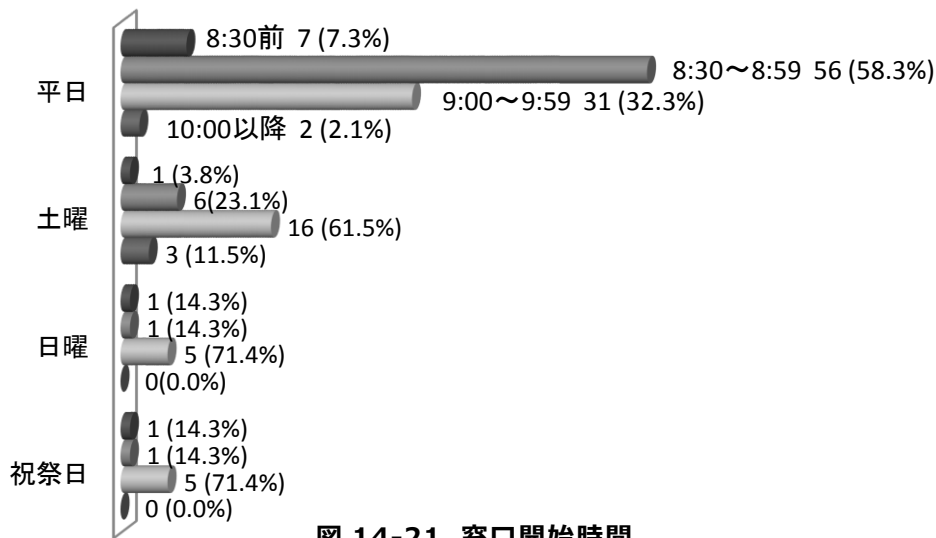


図 14-21 窓口開始時間

窓口開始時間について、平日は、「8:30~8:59」が最も多く、56カ所（58.3%）であった。土曜日、日曜日、祝祭日はいずれも「9:00~9:59」までが最も多い結果となった。

窓口開始時間では、平日、土曜日、日曜日、祝祭日のすべてにおいて、最も早いのは「7:00」、最も遅いのは「10:00」であった。

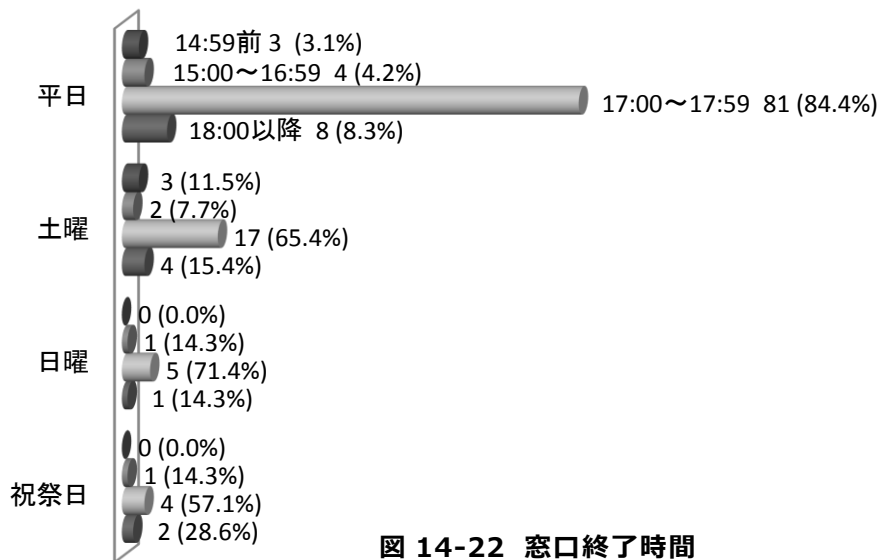


図 14-22 窓口終了時間

窓口終了時間について、平日、土曜日、日曜日、祝祭日のすべてにおいて「17:00~17:59」が最も多い結果となった。

最も早い終了時間は、平日で「14:00」、土曜日で「12:30」、日曜日、祝祭日で「16:00」であった。

最も遅い終了時間は平日、土曜日、日曜日、祝祭日のすべてにおいて「22:00」であった。

問 15. その他、基幹相談支援センターとして、貴事業所の特徴的な取り組みについて教えてください。下の口に内容を具体的にお書きください。

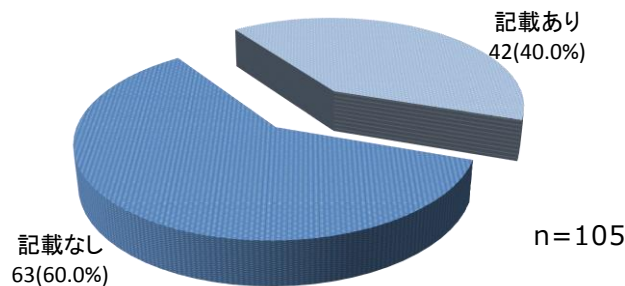


図 15-1 基幹相談支援センターとしての特徴的な取り組み

基幹相談支援センターとしての特徴的な取り組みについてきいたところ、42 カ所 (40.0%) より記載があった。その内容は、下記の通りである。

特徴的な取り組み

- 1) センターの中に市の委託事業としての就労支援部門を持ち、就職、定着支援も行っている。福祉サービス事業所対象の研修会の企画、実施
- 2) 委託市町と協議会の運営について毎月定例会を設けるが、管内の相談支援事業所もふくめた連絡会を定例化している。
- 3) 区障がい者相談支援センターの統括・後方支援
- 4) 地域の相談支援事業所とのネットワーク会議開催 (月 1 原則) 市町村担当者との意見交換会 ②サービス等利用計画を行政と検討及び行政への学習会 (月 1) ③ケアマネ研修 (行政、地域の相談支援専門員、各事業所のサビ管、支援員 (年 8~10 回) 向け) ④計画相談事業所の開拓 ⑤市町村とのケース進行会議 (計画相談者を年度ごとにリストアップしその都度進捗状況を確認、困難ケースの連携に向けて) (市町月 2 回~、村 2 か月に 1 回) ⑥自立支援協議会の事務局として年間 100 日以上会議に出席 (PT 等も含む)
- 5) 24 時間電話対応は、緊急通報システム事業者に委託して対応している。
- 6) 3 障がい対応として、関係 5 法人より 8 名の相談員に出向してもらっている
- 7) 委託元の市と内線がつながっている。委託元の市の職員の事務机が設置され、頻りに連携がとれる体制になっている
- 8) 委託相談事業所は 5ヶ所あるが、基幹相談支援センターの委託先としては不十分であり、委託見込みがないことからやむを得ず直営で開始したため、人員もつかず従来の職員が兼務している状況である。
- 9) 外部講師を招いて、市内従事者向けの講演会を実施
- 10) 基幹が中枢となって市内相談支援事業所とネットワークを構築している。「顔」の見える相談支援の連携ができています。計画相談についても、個々に合った相談支援専門員を配置。月二回の連携会議 (1 回は事例検討、1 回は計画相談の調整)
- 11) 基幹相談支援センターは 3 法人 3 事業所で実施。事務局設置の法人 1。サテライト型 2。
- 12) 基幹相談支援センターは他事業所の指導的役割を担う事になるが、センター業務を委託した場合、同じ民間の立場では、指導を受ける側に反発等があるのではと考え、行政直営とした。特定相談支援事業所も同時に直営で開設し、また虐待防止センターも直営で設置していることもあり、虐待事例も含め支援困難と言われる事例を中心とした計画作成を実施している。特徴的な取り組みとしては自立支援協議会の専門部会として「サービスのあり方検討会」を立ち上げ、機関相談支援センターとしてこの専門部会の運営を実施。市内の相談支援事業所の相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化、市内相談支援事業所のネットワークの構築、市におけるサービスの支給決定の考え方の共有、情報交換などを図ることを目的に部会のメンバーを市内 9 か所の相談支援事業所の相談支援専門員として、9~10 回程度開催。個々のサービス等利用計画により一体的、総合的にサービスが提供されることで真の障害者ニーズに基づく本人中心の支援が受けられ、その人らしく生きる事が出来るような活きた計画となるよう事例検討を中心に検討を重ねている。また、障害者ケアマネジメントを基本に相談支援の中立性、公平性、効果などについて今後検証していく予定。サービス等利用計画の作成等を通じて気付く、不足しているサービスの状況等の地域課題について、他の自立支援協議会の組織との連携を図りながら地域に必要な制度やサービスの改善、開発につながる契機となり、地域における障害者サービスの充実に結びついていくことを期待するものである。
- 13) 基本相談を重視し困難事例に対応することを大切に運営している。虐待フォローや時間外の支援が増加しているが、手当等の支給ができないため、夜間対応は管理者でおこなっている。通常業務の時間外も賃金等でのカバーができておらず、人材の定着も困難を極めている。使命感や志だけでは継続することは難しいと感じる。基幹としての業務内容に適切と思われる業務量を提示、人員配置についても目安を公表してもらえば助かる。市町の財政難に押し込まれて業務せざるを得ない現状をなんとか改善してもらいたいと思っているが。
- 14) 計画相談対象者の担当相談支援事業所の振り分け。
- 15) 月 1 回委託相談支援事業所の報告会を行っている。
- 16) 圏域 4 市町村の相談支援及びサービス提供において寄せられる相談 (市町村や事業所等からの依頼) を受け、ケア会議に出席し、客観的に問題の整理を行うのが主な役割
- 17) 今は、県事業として、被災地における障がい福祉サービス基盤整備アドバイザー、地域療育等支援事業、発達障

- がいサポートビューア(担当1人)。相談支援事業所としては、一般・特定障害児委託(1市、1町3村。担当2人)。基幹としては、権利擁護、虐待防止センター、協議会運営補助のみを1町3村から(担当1人に、上記3人の手伝いが入る)うちの1事業所(3人と兼務の事務1人)でやっていて、次年度に協議会3つを合併の節もあり、そうなる基幹は別法人にちゃんとした形で委託するみたいです
- 18) 今年4月に立ち上げたばかりで相談支援自体の認知度がかなり低い状態です。
 - 19) 今年度、事業を受託したばかり。正直言って基幹相談支援センターとして、どのようなことに取り組んでいけばいいのか十分理解していない状態で運営している。今後は広域市町村(委託権者)と自立支援協議会(実務担当者会議)の場を通して、運営方法について意見交換を行っていきたい。
 - 20) 司法書士会との連携による法律相談と人権擁護に関する支援の実施。専門職による相談支援専門員への専門的指導、助言(支援に関すること、計画相談の作成について)
 - 21) 市内の13の相談支援事業所から構成される障害者相談支援事業所連絡協議会を立ち上げ、代表者会議・定例会・各種委員会にて活動
 - 22) 市役所と月1回の定期会議の中で、あり方の検討、業務調整を行っている。今後は障害者週間記念事業(市開催事業)を企画運営している。相談支援業務所訪問を実施し、連携を図っている。今後は合同ケース会議などの開催を検討中である。
 - 23) 市役所直営のため、月～金の通常勤務帯の対応以外に夜間帯および土日祝日については日直や警備員を通じて連絡体制を整え対応している
 - 24) 受託先は社会福祉協議会 他の法人からスーパーバイザーに出向してもらっている 1名常勤 3名非常勤
 - 25) 就業・生活支援センターを併設しており、相談支援事業と連携した対応、虐待通報・生活安定支援相談を24時間365日実施している。
 - 26) 障害者虐待について、相談の中から把握することが多いということから基幹の役割として防止センターの役割を一部担っている。
 - 27) 障害者虐待防止センターを兼ねており、虐待については専用窓口を設け、24時間365日の対応を実施している
 - 28) 専任職員は常時市役所配置。基幹センターは相談支援事業所。場所が別でやりにくい。
 - 29) 相談支援体制、とりわけ地域の支援力の向上に力を入れています。相談支援専門員の資質向上に向けたSVやケアプランに対する助言、障害者福祉サービス事業所に対する支援計画作成助言や運営面に対する助言を行っています。
 - 30) 総合支援連絡協議会の事務局や虐待防止センターの窓口も基幹センターの担当者が対応している。訪問などで聞く訴えも含め、生活の中で困っていることに直営でありすぐに対応できる。就労セミナー(パソコン教室)、携帯の使い方講座(スマホ教室)等。
 - 31) 総合相談支援センターの中に就業・生活支援センターと基幹相談支援センターが存在する
 - 32) 地域包括支援センターの中に基幹相談支援センターを設置しているため、家族が複合的に抱えている課題(障害や高齢)に対して包括的にかかわっている。
 - 33) 当センターはもともと、身体のB型センター、自立訓練(機能訓練)、地活II型事業を区営で行っていた。そこに基幹と虐待防止センターを重ねた。
 - 34) 特にありませんが、基幹相談支援センターとして計画相談の作成は全く行なっていません。地域内指定特定事業所が担い、センターとしては困難事例を含む基本相談のみ対応しています。
 - 35) 特徴と言えるものはまだ無く、むしろこれから作りあげて行かねばならない課題と考えています。
 - 36) 特徴的な取り組みとして意識はしておりませんが、よろず駆け込み寺的役割を担っていくことを心がけております。
 - 37) 平成26年度末のプラン作成に向け少ない人員体制の中で、日々取り組んでいる。
 - 38) 本市の基幹相談支援センターは主に障害者虐待防止センターの機能を担うものとして委託にて実施しているものです。従って、上記以外の事業は障害者の権利擁護に関する事務を除いては基本的には行っておりません。
 - 39) 本人中心支援計画作成に於いて、市独自の書式を使用して丁寧なアセスメントを行い、本人の生き方に着目した自立(エンパワメント)に繋げる支援を行う。また、指定特定事業所が作成する計画を本人と共に完成させ、合意によって計画のサポートを行う。
 - 40) 毎月第1・3(月)15:00~17:00 基幹相談支援センター会議を開催。ケース検討、計画相談の進捗状況管理など。月1回委託相談事務所を訪問し、意見交換
 - 41) 問14、協議会の運営に関してですが、基幹型とは別に8年前より相談支援業務委託として参加しております。

問16. 基幹相談支援センターとしての貴事業所の現在の状態をどのように認識していますか。その内容を教えてください。

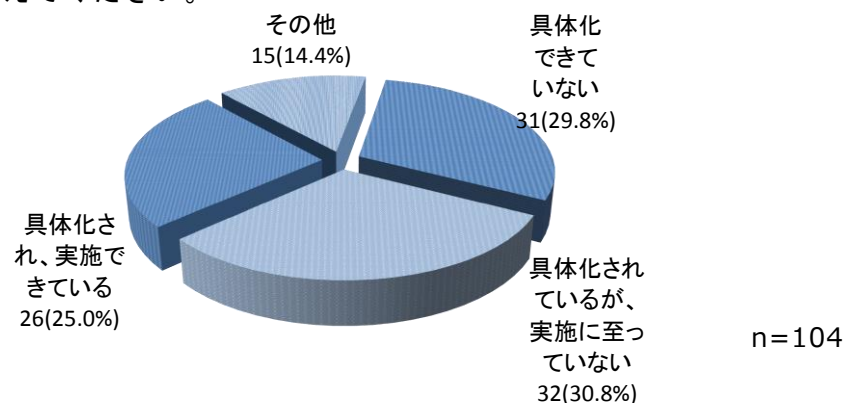


図16-1 基幹相談支援センターの業務内容

基幹相談支援センターの現在の状況について聞いたところ、最も多かったのが「具体化されているが、実施に至っていない」で32カ所（30.8%）であった。次いで、「具体化できていない」が31カ所（29.8%）、「具体化され、実施できている」が26カ所（25.0%）であった。「その他」の内容は、下記に示すとおりである。

その他の内容

- 1) 「だめ」委託内容がうすいので、他事業でサポートしている感じ県事業が基幹内容とほぼ同じなため、役割はこなしていると思いたいが、それは基幹とは言えないと薄く、型だけの委託にうまくのせられた感じ
- 2) イメージ通りに実施したいが、不十分であること
- 3) これまでの委託事業に上乘せの基幹機能を実施しており、指定事業所、委託相談との役割分担中
- 4) 委託費が十分でないまま様々な業務を行っている基幹としてのイメージは具体化できているが、人員配置、人材確保もままならず、基幹としての役割が果たせるか不安である
- 5) 基幹としてのイメージを具体化し、実施しているが、地域に周知、理解されているかは判断できない
- 6) 業務内容の柱は協議会等で協議され明確になっています現在市内委託相談支援事業所、自立支援協議会等から取り組むべき具体的な課題について聞き取り調査をしている段階です。以下の質問への回答は実施済みではなく
※以下の質問への回答は実施済みでは無く予定されている業務です。
- 7) 元々地域における委託事業所は一カ所だけだったのが、今回は指定特定相談の事業者が増え、今後はその中核的な役割を担っていくものと認識している
- 8) 国のイメージのまま、当てはまらない市町村単独であり、自分達で事業を起こさないと障がい者の人たちは救えない
- 9) 市は基幹型のイメージのようだが、実際は市内の事業所はそうではない
- 10) 人口5,000未満の行政直営
- 11) 設置後間もなく今後検討
- 12) 中核としてはまだスキル、経験が不足している6ヶ月が経過し地域・関係機関からの相談件数は増加しており総合窓口としての役割を実施出来ていると考える
- 13) 明確な看板をあげている訳ではなく、市との委託内容がほぼ基幹型にあてはまっているとの確認で仕事をしています

2) 次の業務の内、基幹相談支援センターとして確実に実施できている番号を全て選び、○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 総合的な相談業務（3 障害に対応） | 8. 高齢サービスとの連携 |
| 2. 成年後見制度利用支援事業 | 9. 協議会の運営 |
| 3. 困難事例への対応 | 10. 地域移行のネットワーク作り |
| 4. 地域の事業所へのスーパーバイズ | 11. 虐待事例への対応 |
| 5. 相談の質を上げる研修の提供 | 12. 障害児教育分野との連携 |
| 6. 事業所内の0JT 指導 | 13. 行政の窓口との連携 |
| 7. 地域相談事業所との連携 | 14. その他（具体的に) |

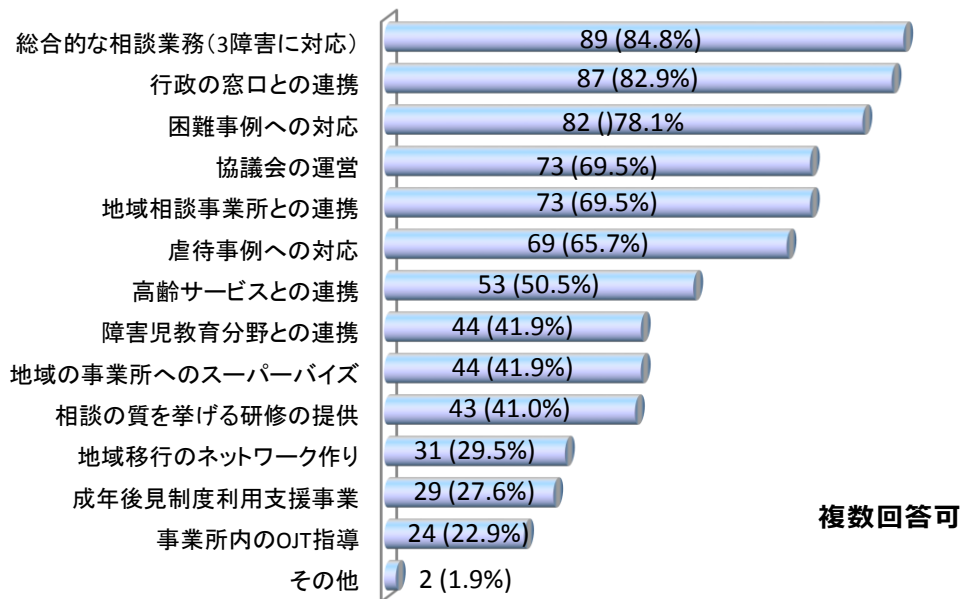


図 16-2 確実に実施できている業務

基幹相談支援センターとして確実に実施できている業務について聞いたところ、最も多かったのは、「総合的な相談業務（3 障害に対応）」で 89 カ所（84.8%）であった。次いで「行政の窓口との連携」で 87 カ所（82.9%）、「困難事例への対応」で 82 カ所（78.1%）であった。その他の内容は、下に示すとおりである。

その他の内容

- 1) 現在市内委託相談支援事業所では取り組み困難な業務を中心に考えています
- 2) 司法と連携
- 3) 現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが出来ているかどうかを伺います。

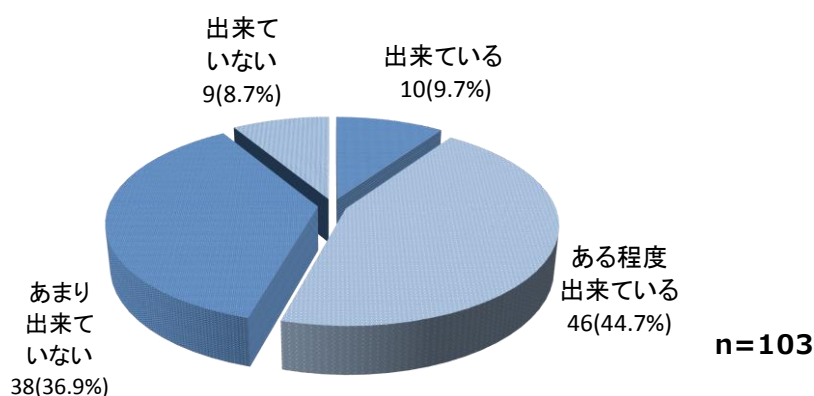


図 16-3 地域における相談支援の中核的な役割

現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが出来ているかを聞いたところ、最も多かったのが「ある程度出来ている」で 46 カ所（44.7%）であった。次いで、「あまり出来ていない」が 38 カ所（36.9%）、「出来ない」が 9 カ所（8.7%）であった。

4) 【上の設問で3. 4.】を選ばれた事業所に伺います。その原因はどのようなことだと考えていますか。当てはまる番号を全て選び、○をつけてください。

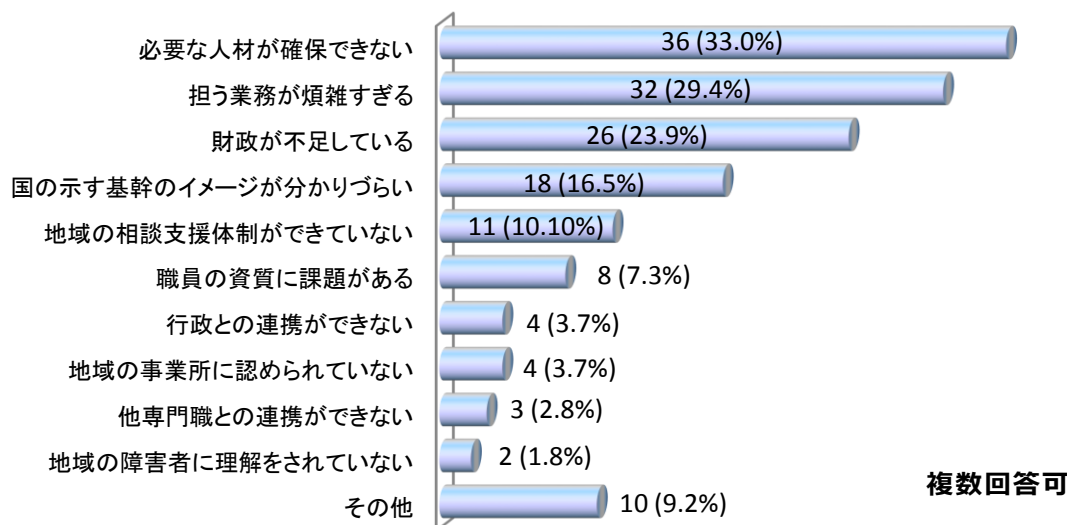


図 16-4 中核的役割が実施できない原因

現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが「あまり出来ていない」「出来ていない」と答えた事業所にその原因を聞いたところ、最も多かったのは「必要な人材が確保できない」が36カ所（33.0%）であった。次いで「担う業務が煩雑すぎる」で32カ所（29.4%）、「財政が不足している」26カ所（23.9%）であった。「その他」の具体的な原因については、下記に示すとおりである。

その他具体的に

- 1) 140万で何が出来る。協議会主体で委託もよいけど、他事業でサポートするならするで、その体制を作らなきゃもったいない
- 2) 3事業所での運営であり、まだ拠点は持っていない。協議会の運営＝機関事業として捉えている。
- 3) 一般相談の件数が多く、しかも困難ケースが多い
- 4) 基幹が担う役割と人口規模の比率が大きすぎる点
- 5) 基幹支援センターに求められている役割（業務内容）や方向性が具体的に明確になっていない。
- 6) 行政の役割と相談支援事業所の役割の違いが明確ではない。
- 7) 地域の相談支援体制はまだ不十分ですし大都市に基幹相談支援センター一カ所ではとうていカバーしきれないと考えています。
- 8) 民間は行政の下請け的な業務は出来ない。民間の独自性が発揮できる物にする必要を感じます。

問 17. 今後の展望・構想について伺います。考えておられることがあれば下の下線に、お考えを書いてください。

1. 設置場所の変更等

設置場所の変更等

- 1) 2018年移転予定
- 2) もう少し交通の便のよい所に移動したい
- 3) 委託金の中で家賃を支払うだけの財産が少ない
- 4) 委託相談・地活Ⅰ型を併設しており、増え続ける相談及び利用件数に対応するため、場所の拡大を行う予定です
- 5) 現在のところ、特に変更予定はありません
- 6) 現在市域中心部に位置し、交通アクセスも良いので変更は考えていません
- 7) 高齢者の包括支援センター、権利擁護センター、社会福祉協議会の地域担当等と同じフロアで仕事ができ、連携しやすいようにするために、場所変更は可能性としてありうる
- 8) 市役所近くに設置予定
- 9) 市役所配置のためやりにくい
- 10) 出来れば駅前に建物を借りて、基本センター単体でやってみたいですが
- 11) 震災後の復興計画の中で市の福祉センターに位置づけられている
- 12) 庁舎内での移転の可能性
- 13) 庁舎内に変更する予定
- 14) 二市一村より委託を受けている現在はその中心部に事業所を設置しているが、交通の便が悪く利用者に負担をかけている他へ移転を検討中
- 15) 法人内事業所から単独へ
- 16) 適切
- 17) 考察中
- 18) 考えていない
- 19) ありません
- 20) 今のところ、特にありません

2. 設置方法の変更等

設置方法の変更等

- 1) H26より外部委託予定
- 2) 指定管理業務であるが、市からの介入が多いため今後はもう少し自立した運営をしていく
- 3) 実態としての事業であり、相談支援事業所及び人員が増えれば、事業所として事務員を集め拠点として運営していきたい
- 4) 相談支援事務所と併設しているが、いずれ分離したい

3. 設置形態の変更等

設置形態の変更等

- 1) 1市1町による共同設置であり、市に設置されていることから、町へ定期的に相談支援員を外向（配備）することを検討中
- 2) H26より外部委託予定
- 3) 委託相談と基幹相談の整理中
- 4) 現在、直営で実施しているが、委託をしている
- 5) 相談業務所との併設ではなく、単独での運営の方が中立性が保てるのではないかと

4. 設置規模（エリア人口規模に応じて複数設置予定等）

設置規模・エリア人口規模に応じて複数設置予定等

- 1) サテライト型で事業内容と特化したセンター
- 2) 市は範囲が広すぎる
- 3) 少なくとももう一カ所できれば合計四ヶ所あれば
- 4) 中圏域を対象とした「相談支援ステーション」を市内3カ所に整備予定
- 5) 隣市と別の協議会となっているが、いずれは合同で運営出来れば望ましい
- 6) 適切

5. 運営方法の変更等

運営方法の変更等

- 1) 委託契約のみを中心に運営すべきだが、当事者や事業所からの対応にこたえられない
- 2) 計画相談業務と基幹相談支援業務をする職員を区別して配置
- 3) 現在は社協運営であるが、将来的に特化法人へ移行を目指す
- 4) 行政と民間との役割分担を明確にすべきと思う
- 5) 今のところ、特にありません
- 6) 将来は委託相談事業所に委託をしたい
- 7) 地域担当制に変える

6. 委託先の変更等

委託先の変更等

- 1) 協議会 ①1市 ②1町3村 ③2町3村 が合併すれば、他法人に委託する様子
- 2) 年数を決めて再びプロポーザルもありか
- 3) 複数市町からの委託から一市だけからの委託

7. 配置職員数・資格要件の変更等

配置職員・資格要件の変更等

- 1) 若い職員(有資格者)の人材確保・事務員兼相談支援員(インタークワーカー)の複数配置
- 2) センターの専従職員4人から7人への増
- 3) 基幹相談支援センター専属の職員、配置数が必要
- 4) 基本相談や困難事例が多く、また自立支援協議会の事務局もとなると現在の職員数では難しいため、持ち出し覚悟で1名増員したい
- 5) 計画相談に対応できる相談専門員の確保
- 6) 兼務では難しいと感じている
- 7) 現状維持を要求中、社会福祉士必須化へ
- 8) 財源的に有資格者の確保、職場定着が難しい主に処遇の面が不十分実務重視の相談支援専門員が資格要件に加わらないのはおかしいのでは?
- 9) 三障害に対応しているため、一障害2名(男、女)計6名の相談支援専門員が必要と考える
- 10) 社会福祉士に限定で人材確保が困難複数配置希望
- 11) 職員数が限られていると全ての課題をカバーすることができないため、取り扱う範囲を検討する必要がある
- 12) 職員数の増加を希望するも実現は難しそう
- 13) 精神保健福祉士の配置を検討中
- 14) 設置箇所数を増やすか、人数の増員を
- 15) 専任で最低1名の常勤が必要
- 16) 専任体制予定
- 17) 相談業務を行う職員は社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員・介護支援専門員のみとする他に職員は1名程度
- 18) 相談支援員の人数増
- 19) 配置職員数(専門職)の増員
- 20) 変更予定はないが、将来的に永続的な出向職員の確保が難しい可能性がある
- 21) 有資格者、有キャリアの人材確保

8. 業務内容の変更・追加等

業務内容の変更・追加等

- 1) これ以上業務内容は増やせない
- 2) 個別ケースを中心としない基幹の相談支援専門員のあり方は検討中
- 3) 指定障害児相談支援の追加
- 4) 自立支援協議会の組織、構成等の見直し
- 5) 成年後見制度利用支援事業の追加を検討
- 6) 難病相談を企画で発達障害の二重掘り起こしも課題だが、まだ対応できていない

9. その他

その他

- 1) 設置したばかりなので、今後改善点などが発生した場合には、検討し、対応していく予定です
- 2) ほかの地域によっては行政・運営法人が相談支援事業に対する理解が希薄なところも見受けられるので、もう少し国・県なりが市町村・運営法人への働きかけを強めて頂きたいと願っています
- 3) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、指定相談支援事業それぞれの役割を地域相談支援体制の中で明確化する
- 4) 基幹相談支援センターとして、相識対応の確立
- 5) 基幹相談支援センターのあり方については地域自立支援協議会や市町村と随時協議していきたい
- 6) 指定特定相談支援事業所の併設
- 7) 私の次を担える人材をどう育てていくかが課題
- 8) 市の業務と圏域の業務があるので、圏域の職員の配置を希望
- 9) 地域包括支援センターと同じ場所に設置し連携できる
- 10) 予算の拡大

問 18. 最後に、この調査票を記載された方の個人プロフィールを教えてください。

1) 年齢と性別

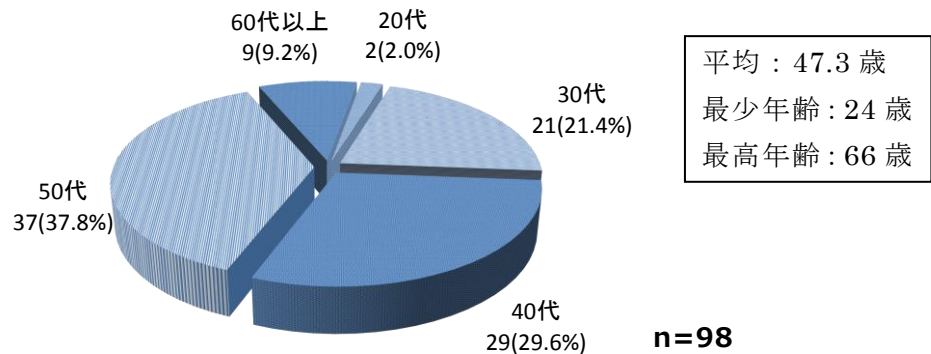


図 18-1 記載者の年齢

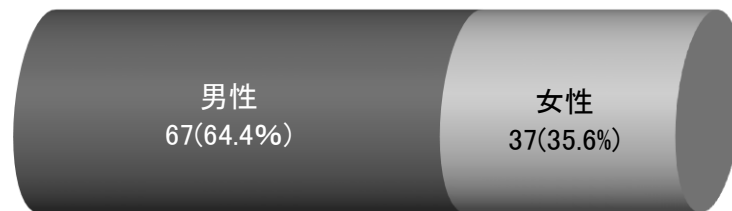


図 18-2 記載者の性別

記載者の年齢は、平均年齢が 47.3 歳、最少年齢が 24 歳、最高年齢が 66 歳であった。また、最も多い年齢層は 50 代で 37 名 (37.8%)、次いで 40 代で 29 名 (29.6%) であった。

性別については、男性が 67 名 (64.4%)、女性が 37 名 (35.6%) で、男性が 6 割を越えていた。

2) 相談支援の経歴

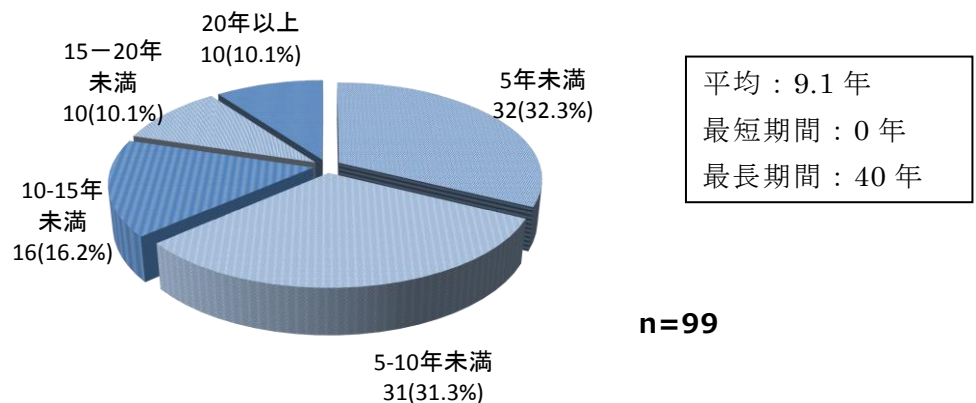


図 18-3 記載者の相談支援経験年数

記載者の相談支援経験年数は、平均 9.1 年、最長期間は 40 年、最短期間が 0 年であった。

また、最も多い経験年数層は「5 年未満」で 32 名 (32.3%)、次いで「5 年以上 10 年未満」31 名 (31.3%)、「10 年以上 15 年未満」16 名 (16.2%) であった。

3) 取得資格

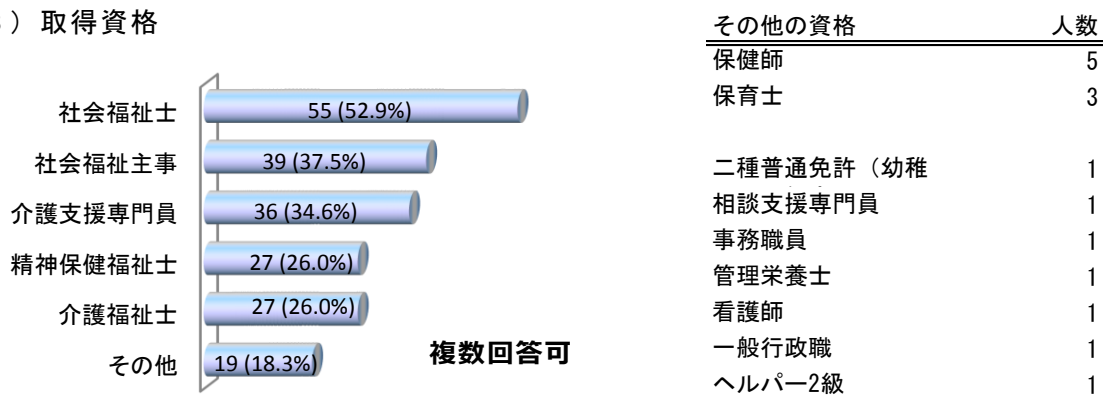


図 18-4 記載者の所有資格

記載者の所有資格について、最も多かったのは「社会福祉士」で55名（52.9%）であった。次いで「社会福祉主事」39名（37.5%）、「介護支援専門員」36名（34.6%）であった。その他の所有資格については、上に示すとおりである。

4) 相談支援専門員研修の受講

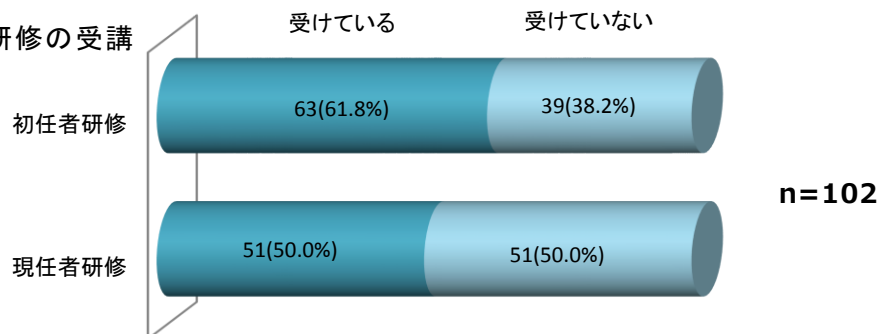


図 18-5 相談支援専門員研修の受講

記載者の相談支援専門員研修の受講状況を聞いたところ、「初任者研修」については、63名（61.8%）が受講していた。また、「現任者研修」については、51名（50.0%）が受講しており、ともに5割を越えていた。

5) 事業所での職責

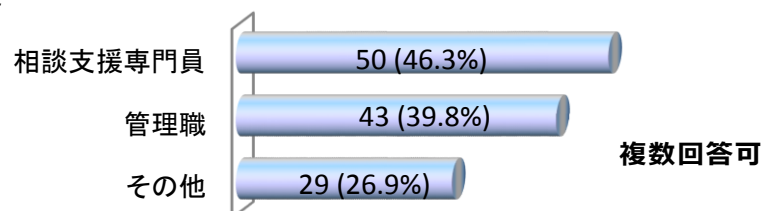


図 18-6 事業所での職責

記載者の現在の事務所での職責をきいたところ、「相談支援専門員」が最も多く50名（46.3%）であった。次いで「管理職」が43名（39.8%）、「その他」が29名（26.9%）であった。その他の内容については、次に示すとおりである。

事業所での職責 具体的内容	人数
係長	3
相談支援員	3
課長補佐	2
相談員	2
センター長	1
委託者である行政担当者	1
一担当者	1
行政の係長職	1
市障害福祉課	1
指導係長	1
事務局員	1
事務職員	1
社会福祉士	1
主任	1
主任相談支援員	1
相談支援アドバイザー、発達障がいサポートコーチを担当している副主任	1
担当係長	1
保健師	1
法人運営	1
未設置	1
役場職員主査職	1

第3節 分析と考察

《アンケート内容の分析》

1. 設置の経緯

設置経緯

		度数	%	有効%	累積%
有効	協議会の検討	18	16.5	17.8	17.8
	行政の主導	73	67.0	72.3	90.1
	相談支援事業所の要望	3	2.8	3.0	93.1
	当事者	1	.9	1.0	94.1
	その他	6	5.5	5.9	100.0
	合計	101	92.7	100.0	
欠損値	無回答	8	7.3		
合計		109	100.0		

設置の経緯について調べたものが上の表である。行政主導で設置された基幹相談支援センター（以下：基幹センター）と協議会の検討の結果から設置された基幹センターに大きく大別される。そこで、行政主導型と協議会の検討・事業所の要望等の基幹センターをそれぞれのグループとして比較検討することにする。

設置経緯2分

		度数	%	有効%	累積%
有効	協議会検討型	28	25.7	27.7	27.7
	行政の主導型	73	67.0	72.3	100.0
	合計	101	92.7	100.0	
欠損値	無回答	8	7.3		
合計		109	100.0		

協議会検討型は28カ所(27.7%)協議会の検討、相談支援事業所の要望、当事者、その他を含む)であり、行政主導型は73カ所(72.3%)である。

常勤専従職員人員階層

		度数	%	有効%	累積%
有効	0人	31	28.4	29.0	29.0
	1-2人	29	26.6	27.1	56.1
	3-4人	29	26.6	27.1	83.2
	5-6人	8	7.3	7.5	90.7
	7人以上	10	9.2	9.3	100.0
	合計	107	98.2	100.0	
欠損値	無回答	2	1.8		
合計		109	100.0		

上の表は常勤職員の数を表にしたものである。常勤職員がいない基幹センターが31カ所(29.0%)ある。本調査で回答を求めた基幹センターの1/3に常勤職員がいないという現実をどのように受け止めればよいのであろうか。

常勤専従職員が「いる」か「いない」で常勤職員数を二分し、設置経緯を「協議会の検討や相談支援事業所の要望、当事者」（以下：協議会検討型とする）と「行政の主導型」してクロス χ 二乗検定した結果が以下の内容である。P 値が 0.05 以下を有意差があると判定し、0.1 以下ではその傾向があると判断した。

設置経緯2分と常勤専従職員2分のクロス表

		常勤専従職員2分		合計
		専従なし	専従あり	
設置経緯2分	協議会 検討型	度数 3	25	28
		% 10.7%	89.3%	100.0%
	行政の 主導型	度数 26	47	73
		% 35.6%	64.4%	100.0%
合計		度数 29	72	101
		% 28.7%	71.3%	100.0%

(p<0.05)

協議会検討型で立ち上げた基幹相談支援センター（以下：基幹センター）は行政主導型で設置されたものと比較すると専従職員が配置されている割合が有意に高いという結果であった。協議会検討の後に設置された基幹センターでは、その役割が検討され、常勤職員が必要であるとの認識から、このような結果が示されたのではないのかと推測される。また、常勤兼務職員について有意差が見られなかった。

さらに、市町村単独型と複数市町村共同設置でみると、協議会検討型は共同設置の割合が有意に高いことがわかる。行政主導型はどうしても市町村単独型になるという特徴があるとの結果である。

設置経緯2分と設置状況のクロス表

		設置状況		合計
		市町村単独	複数市町村 共同設置	
設置経緯2分	協議会 検討型	度数 18	9	27
		% 66.7%	33.3%	100.0%
	行政の 主導型	度数 65	8	73
		% 89.0%	11.0%	100.0%
合計		度数 83	17	100
		% 83.0%	17.0%	100.0%

(p<0.05)

次に、設置経緯とエリア人口を単純にクロス集計する次項の表となる。協議会検討型は5～10万人未満、20～30万人未満の割合が高いことがわかる。一方、行政の主導型では、5万人未満、10～20万人未満の割合が高くなっている。この結果から一概には言えないが、協議会検討型は小さな市町村が集まり、5～10万人規模で基幹センターを設置していることがわかる。複数の市町村が共同設置する場合には、それぞれの市町村の意向を調整する必要があり、十分な検討の後に複数市町村が共同で設置しているものと推測される。

設置経緯2分とエリア人口のクロス表

		エリア人口							
		5万人未満	5万人以上 ~10万人未満	10万人以上 ~20万人未満	20万人以上 ~30万人未満	30万人以上 ~50万人未満	50万人以上	合計	
設置経緯2分	協議会	度数	5	10	2	6	3	2	28
	検討型	%	17.9%	35.7%	7.1%	21.4%	10.7%	7.1%	100.0%
	行政の	度数	16	15	24	8	4	5	72
	主導型	%	22.2%	20.8%	33.3%	11.1%	5.6%	6.9%	100.0%
合計		度数	21	25	26	14	7	7	100
		%	21.0%	25.0%	26.0%	14.0%	7.0%	7.0%	100.0%

2. 基幹相談支援センターの業務内容に関する質問

1) 基本相談

設置経緯2分と基本相談のクロス表

		基本相談			
		実施している	実施していない	合計	
設置経緯2分	協議会	度数	23	5	28
	検討型	%	82.1%	17.9%	100.0%
	行政の	度数	69	4	73
	主導型	%	94.5%	5.5%	100.0%
合計		度数	92	9	101
		%	91.1%	8.9%	100.0%

($p < 0.05$)

基本相談に関しては、行政主導型は実施しているが69カ所(94.5%)であり、一方、協議会検討型は、実施していないが5カ所(17.9%)と実施していない割合が有意に高くなっている。基幹センターの業務として「基本相談」を入れていない割合が高いということは、基幹センターの役割がしっかりと認識されている比率が高いということであると推測される。

設置経緯と設置形態をクロス集計してみると基幹センターと相談支援事業所の併設が協議会検討型では28箇所の内12箇所(42.9%)であり、行政主導型は73箇所の内41箇所(56.2%)と半数を超えている。単純集計結果であるが、14ポイントも行政主導型は相談支援事業所との併設型が多いことになる。

基幹センターが基本相談を実施するかどうかは、センターの運営理念と関係していると思われる。センター職員の相談支援能力を落とさないためには、基本相談を担当することが必要なことから実施すると考える場合もあると思われる。しかし、この結果からは行政主導の基幹センターではセンターの理念とは関係なく、相談支援事業所を併設しているから必然的に基本相談を受理しているという結果である。一概には言えないかもしれないが、基幹センターのあり方を行政主導型ではとても安易に捉えていると推測することができる。

設置経緯2分と設置形態のクロス表

		設置形態							合計
		基幹センター と相談支援 基幹センター 単独型	基幹センター と相談支援 事業所併設 型	基幹センター と相談支援 とブランチの 併設型	基幹センター と相談支援 事業所とブ ランチ併設 型	ネットワーク 型基幹セン ター	その他		
設置経緯 2分	協議会 検討型	度数 10	12	1	0	1	4	28	
		% 35.7%	42.9%	3.6%	0.0%	3.6%	14.3%	100.0%	
	行政の 主導型	度数 24	41	2	1	0	5	73	
		% 32.9%	56.2%	2.7%	1.4%	0.0%	6.8%	100.0%	
合計		度数 34	53	3	1	1	9	101	
		% 33.7%	52.5%	3.0%	1.0%	1.0%	8.9%	100.0%	

2) 困難事例の個別総合相談について

設置経緯2分と困難事例の個別総合相談のクロス表

		困難事例の個別総合相談		
		実施なし	実施あり	合計
設置経緯2分	協議会 検討型	度数 2	25	27
		% 7.4%	92.6%	100.0%
	行政の 主導型	度数 19	54	73
		% 26.0%	74.0%	100.0%
合計		度数 21	79	100
		% 21.0%	79.0%	100.0%

p<0.05

困難事例の個別総合相談に関しては、「協議会検討型」の基幹センターが実施していると回答した割合が、「行政主導」より有意に高いことがわかる。困難事例は一般の相談事業所では対応が難しく、協議会の部会等で検討されている場合が多いと推測される。設置経緯が協議会主導であれば、当然困難事例の総合相談が基幹センターの重要な業務であることが認識されているからだと判断できる。

3) 協議会の運営に関する事業について

		事務局の委託		合計
		いいえ	はい	
設置経緯2分	協議会 検討型	度数 7	21	28
		% 25.0%	75.0%	100.0%
	行政 の主導型	度数 32	40	72
		% 44.4%	55.6%	100.0%
合計		度数 39	61	100
		% 39.0%	61.0%	100.0%

p<0.1

協議会の運営に関する業務についても、事務局の委託を受けていると答えた割合が高い傾向にあるのが協議会検討型である。それだけ、基幹相談支援センターとして協議会との密接な関係から基幹相談支援センターが設置されているため、当然の傾向であると推測される。

4) 利用計画の評価について

設置経緯2分と利用計画の評価を実施しているのクロス表

		利用計画の評価を実施している		合計	
		いいえ	はい		
設置経緯2分	協議会検討型	度数	16	12	28
		%	57.1%	42.9%	100.0%
	行政の主導型	度数	54	19	73
		%	74.0%	26.0%	100.0%
合計		度数	70	31	101
		%	69.3%	30.7%	100.0%

p<0.1

利用計画の評価についても、協議会検討型は行政主導型より実施している割合が高い傾向にある。指定相談支援事業所の立てた計画を評価するのが基幹センターの役割であると意識している傾向にある。これは、地域の相談事業所に対する指導的な役割を果たそうと意識しているからであると判断される。

5) 地域移行～退院支援に関する支援の実施について

地域移行から退院支援については、住居サポート事業の受託、地域資源のネットワーク作り、社会資源の改善・開発、情報の提供、専門職間のネットワーク作り、その他の項目があげられていた。有意な差がある傾向が検定されたのは、地域移行・退院支援にともなう専門職間のネットワーク作りで、協議会検討型が実施していると答えた割合が高い傾向にあった。基幹センターが地域移行にともなう他専門職間の連携や調整をすることが役割であると意識しているからであると判断される。

設置経緯2分と地域移行のネットワーク作りのクロス表

		専門職間のネットワーク作り		合計	
		いいえ	はい		
設置経緯2分	協議会検討型	度数	15	13	28
		%	53.6%	46.4%	100.0%
	行政の主導型	度数	55	18	73
		%	75.3%	24.7%	100.0%
合計		度数	70	31	101
		%	69.3%	30.7%	100.0%

p<0.1

6) 権利擁護事業に関して

権利擁護に関しては、障害者虐待防止センターの受託、成年後見制度利用支援事業の受託、障がい者虐待事例への対応、権利擁護に関する地域の実態把握、権利擁護に関する地域への普及・啓発、その他の項目が挙げられていた。有意差が検定された項目は、権利擁護に関する地域の実態把握、権利擁護に関する地域への啓発・普及の項目である。

設置経緯2分と権利擁護に関する地域の実態把握のクロス表

			権利擁護に関する 地域の実態把握		合計
			いいえ	はい	
設置経緯2分	協議会 検討型	度数	18	10	28
		%	64.3%	35.7%	100.0%
	行政の 主導型	度数	66	5	71
		%	93.0%	7.0%	100.0%
合計		度数	84	15	99
		%	84.8%	15.2%	100.0%

p<0.001

設置経緯2分と権利擁護に関する地域への普及・啓発のクロス表

			権利擁護に関する地域への 普及・啓発		合計
			いいえ	はい	
設置経緯2分	協議会 検討型	度数	9	19	28
		%	32.1%	67.9%	100.0%
	行政の 主導型	度数	43	28	71
		%	60.6%	39.4%	100.0%
合計		度数	52	47	99
		%	52.5%	47.5%	100.0%

p<0.05

権利擁護に関する事業は基幹センターの業務であるとするのか、市町村がこれまで実施してきた権利擁護センターが担うべきなのかは、意見の分かれるところである。協議会検討型が実施しているのは、実態把握と普及啓発の事業である割合が高かった。このことから、権利擁護事業に対して、基幹センターの役割は地域へ積極的に出かけて行き（地域へのアウトリーチ機能）、実態把握や普及・啓発をすることにあると意識していると判断される。

6) 夜間・休日の体制

夜間や休日の体制については、土曜日の窓口開設、日曜日の窓口開設、祝日の窓口開設、24時間電話対応の実施、365日対応の実施、その他の項目を挙げて回答を求めた。協議会検討型は日曜日の窓口開設で行政主導型よりも実施している割合が高い傾向にあることが示された。基幹センターの役割は休日でも窓口を開くことであると意識している傾向にあると判断される。行政主導型は行政の窓口と同様に祝日や休日には窓口を開けていない傾向にある。設置経緯で勤務態勢（休日の勤務）にまで影響があるという結果であった。

設置経緯2分と日曜日の窓口のクロス表

			日曜日の窓口		合計
			いいえ	はい	
設置経緯2分	協議会 検討型	度数	24	4	28
		%	85.7%	14.3%	100.0%
	行政の 主導型	度数	66	3	69
		%	95.7%	4.3%	100.0%
合計		度数	90	7	97
		%	92.8%	7.2%	100.0%

p<0.1

3. 現状と課題

基幹センターとしての貴事業所の現在の状態をどのように認識していますか。その内容を教えてください、と質問した結果は下の表の通りである。

業務内容

		度数	%	有効%	累積%
有効	具体化できていない	31	28.4	29.8	29.8
	具体化されているが、実施に至っていない	32	29.4	30.8	60.6
	具体化され、実施できている	26	23.9	25.0	85.6
	その他	15	13.8	14.4	100.0
	合計	104	95.4	100.0	
欠損値	無回答	5	4.6		
合計		109	100.0		

基幹センターの「イメージが具体化され、実際に実施できている」と回答した事業所は26カ所（25%）である。この26カ所以外は「イメージは具体化できていない」、「イメージは具体化できているが、実施に至っていない」、「その他」と回答している。「イメージが具体化され、実施できている」と、それ以外をグルーピングし、この両者で何が具体的に実施できていて、有意な差があるのかを検討した。

1) 設置経緯との関連

設置経緯との関連では、協議会主導型は基幹センターのイメージが具体化され、実施していると回答している割合が有意に高く、具体化できていないと回答した割合が有意に高いのは行政主導型であった。行政主導型の基幹センターでは、まだ基幹センターとしての

イメージが具体化されていない、或いはイメージはできていても具体的に実施されていないと意識している割合が有意に高い。市町村はこれまで実施してきた相談支援事業所に基幹センターの業務を委託し、安易に基幹センターとして看板をつけているだけではないのかと推測される。委託された相談支援事業所は基幹としての業務がどのようなものであるのかイメージできないでいるし、イメージできたとしても、どのように業務を実施していけば良いのか分からずに困っている実態があるのではないのかと推測される。

業務内容が具体化できているかと設置経緯2分のクロス表

			設置経緯2分		合計
			協議会 検討型	行政の 主導型	
業務内容が具体 化できているか	具体化できて いない	度数 %	17 22.4%	59 77.6%	76 100.0%
	具体化され 実施している	度数 %	11 45.8%	13 54.2%	
合計			度数	72	100
			%	28.0%	72.0%

p<0.05

2) 基幹センターとして確実に実施できている業務

基幹センターとして確実に実施できている業務内容を以下の項目で聞き、結果は図の通りである。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 総合的な相談業務 (3 障害に対応) | 8. 高齢サービスとの連携 |
| 2. 成年後見制度利用支援事業 | 9. 協議会の運営 |
| 3. 困難事例への対応 | 10. 地域移行のネットワーク作り |
| 4. 地域の事業所へのスーパーバイズ | 11. 虐待事例への対応 |
| 5. 相談の質を上げる研修の提供 | 12. 障害児教育分野との連携 |
| 6. 事業所内の OJT 指導 | 13. 行政の窓口との連携 |
| 7. 地域相談事業所との連携 | 14. その他 (具体的に) |

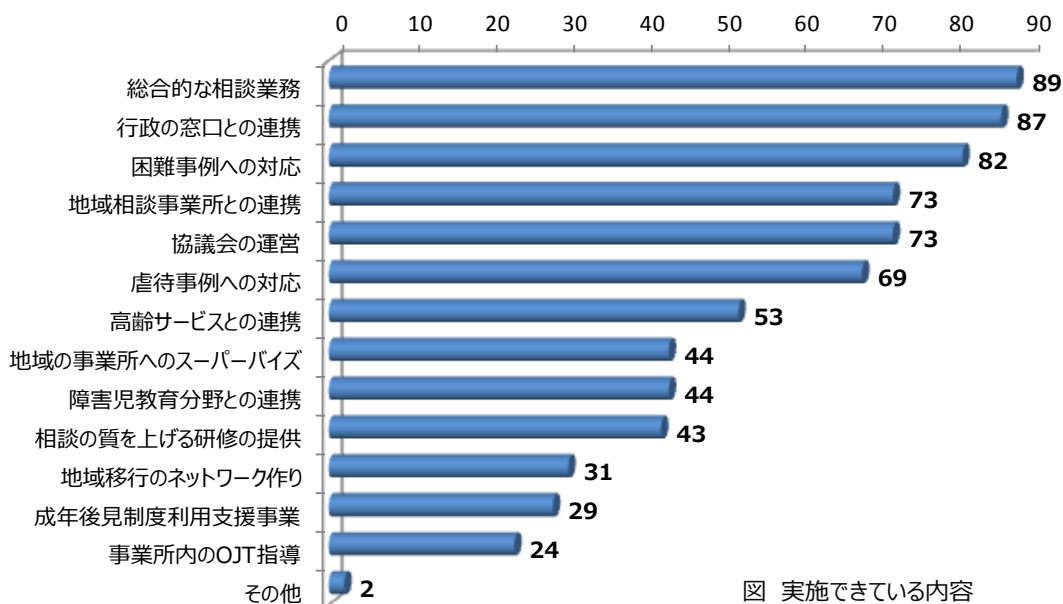


図 実施できている内容

最も多かった項目は、総合的な相談業務 89 カ所(84.8%)、行政の窓口との連携 87 カ所(82.9%)、困難事例への対応 82 カ所(78.1%)等であった。全体として実施されているのが上記 3 項目であり、実施傾向が低いのが事業所内の OJT 指導、成年後見制度利用支援事業、地域移行のネットワーク作り等である。

3) 各項目のカイ二乗検定結果

上記、14 項目で基幹センターのイメージができて、実施していると回答した事業所とイメージできていない、或いはイメージはできているが、実施に至っていないと回答した事業所をグルーピングしてカイ二乗検定した。

業務内容が具体化できているかと 困難事例への対応 のクロス表

			困難事例への対応		合計
			いいえ	はい	
業務内容が具体化できているか	具体化できている	度数	22	56	78
	できていない	%	28.2%	71.8%	100.0%
	具体化され実施している	度数	1	25	26
		%	3.8%	96.2%	100.0%
合計		度数	23	81	104
		%	22.1%	77.9%	100.0%

p<0.01

業務内容が具体化できているかと 地域の事業所へのスーパーバイズ のクロス表

			地域の事業所へのスーパーバイズ		合計
			いいえ	はい	
業務内容が具体化できているか	具体化できている	度数	52	26	78
	できていない	%	66.7%	33.3%	100.0%
	具体化され実施している	度数	9	17	26
		%	34.6%	65.4%	100.0%
合計		度数	61	43	104
		%	58.7%	41.3%	100.0%

p<0.01

業務内容が具体化できているかと 相談の質を上げる研修の提供 のクロス表

			相談の質を上げる研修の提供		合計
			いいえ	はい	
業務内容が具体化できているか	具体化できている	度数	50	28	78
	できていない	%	64.1%	35.9%	100.0%
	具体化され実施している	度数	11	15	26
		%	42.3%	57.7%	100.0%
合計		度数	61	43	104
		%	58.7%	41.3%	100.0%

p<0.05

業務内容が具体化できているかと 協議会の運営 のクロス表

			協議会の運営		合計
			いいえ	はい	
業務内容が具体化できているか	具体化でき	度数	28	50	78
	ていない	%	35.9%	64.1%	100.0%
	具体化され	度数	4	22	26
	実施している	%	15.4%	84.6%	100.0%
合計		度数	32	72	104
		%	30.8%	69.2%	100.0%

p<0.05

業務内容が具体化できているかと 障害児教育分野との連携 のクロス表

			障害児教育分野との連携		合計
			いいえ	はい	
業務内容が具体化できているか	具体化でき	度数	50	28	78
	ていない	%	64.1%	35.9%	100.0%
	具体化され	度数	10	16	26
	実施している	%	38.5%	61.5%	100.0%
合計		度数	60	44	104
		%	57.7%	42.3%	100.0%

p<0.05

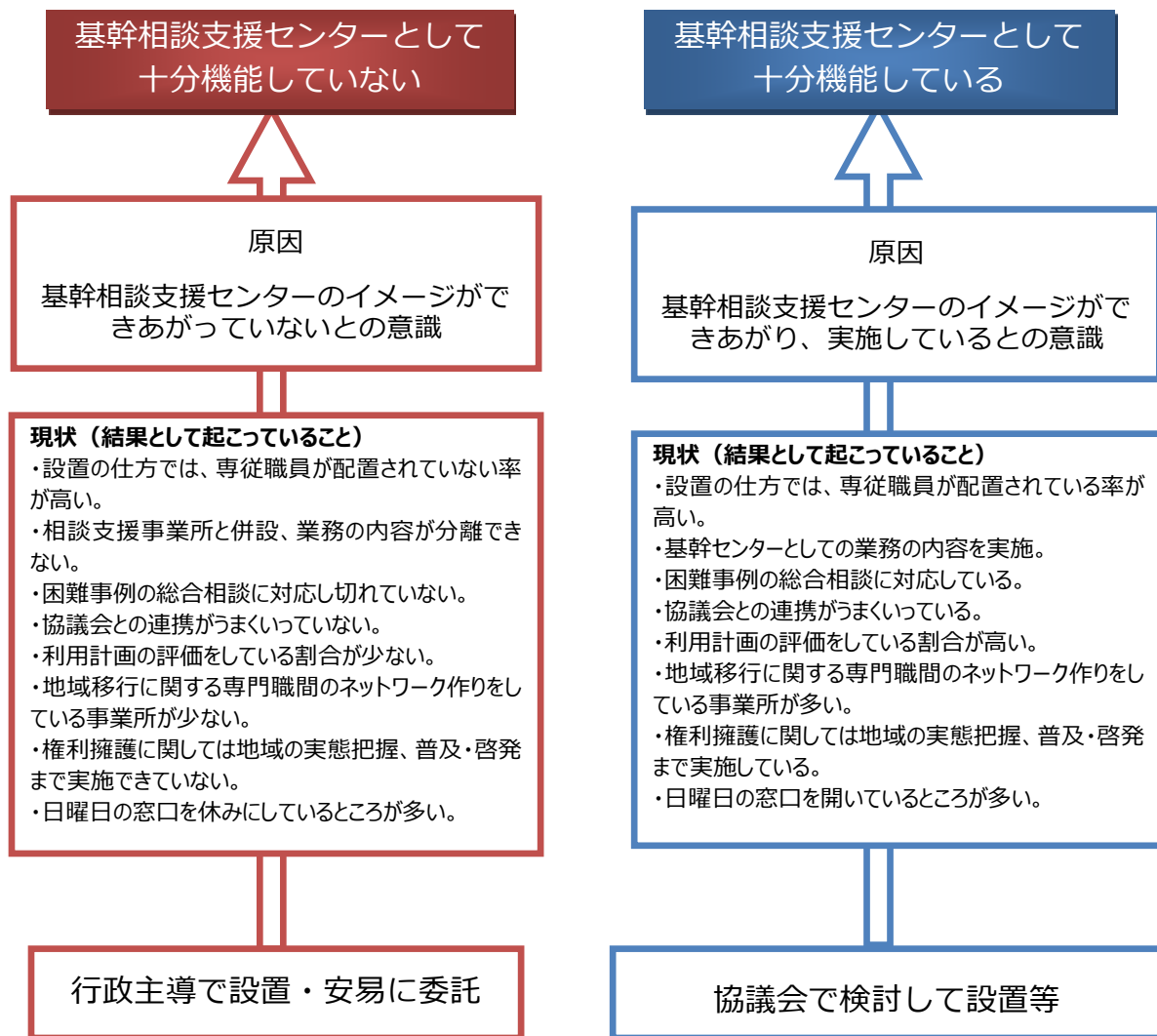
困難事例への対応、地域の事業所へのスーパーバイズ、相談の質を上げる研修の提供、協議会の運営、障害児教育分野との連携の5項目で有意差が検定された。このような業務が基幹センターのイメージであり、実際に実施できていれば、基幹センターとして機能していると感じているということになる。

4. まとめ

以上の内容をわかりやすく図にしてみることにする。

(1) 基幹センターの設置経緯について

行政主導で設置された基幹センターと協議会で検討されて設置された基幹センターでは以下の図のような違いがあることがわかった。

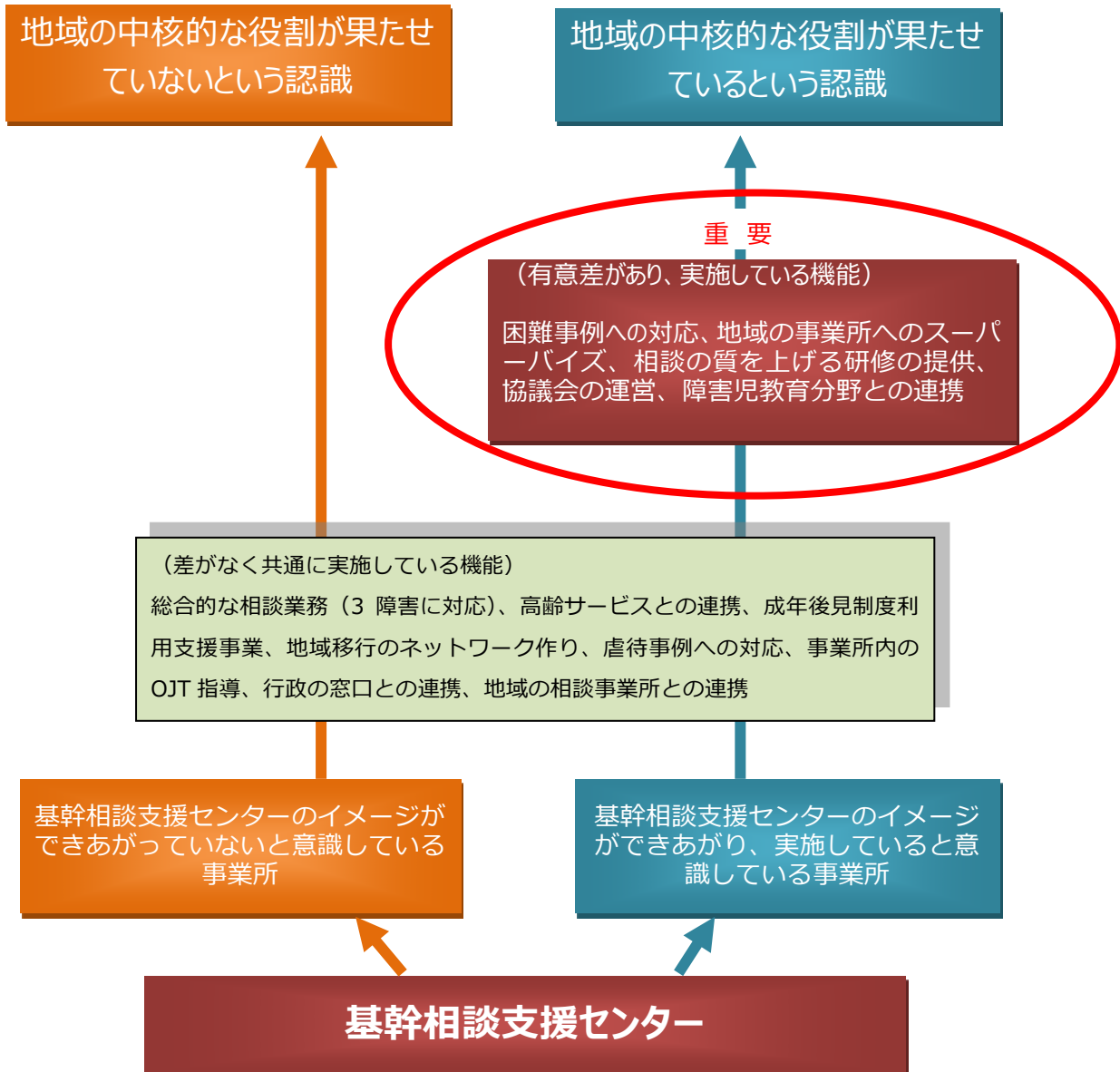


今回の調査では 109 箇所の基幹センターに対して実施した調査である。これから多くの市町村で基幹センターが設置されることになると考えられる。その際、協議会で十分に基幹センターのイメージを検討し、具体的な業務内容までを話し合っって設置することが望まれる。安易に法人が実施している相談支援事業所に設置を依頼するだけでは、基幹センターとしての機能が十分に果たせていない割合が高いことが明らかになったといえる。

基幹センターの設置に関しては、国や県は単に基幹センターの設置や運営に資金を提供するだけではなく、十分に機能するように丁寧に、市町村に対する指導が必要であると判断できる内容である。

(2) 基幹相談支援センターの現状認識と役割機能

以下が基幹センターのイメージを具体化し、実際に実施していると現状を認識している事業所と、イメージが具体化できない、具体化できているが実施に至っていないと現状を認識している事業所を比較した時の実施内容を分析した結果を表した図である。



現状認識として、基幹センターのイメージが具体化されてきていて、実際に実施している基幹センターは共通項目の他に、個別困難事例への対応、地域の事業所へのスーパーバイズ、相談の質を上げるための研修の提供、協議会の運営に関わる、障害児教育分野との連携などに力を入れていることで、基幹センターのイメージを作っていることになる。また、この内容を実際に実施することで、地域の中核的な役割を果たしているという自覚を持つに至っている。

地域の相談事業所からあげられた困難事例に適切に対応すること、地域の相談事業所へのスーパー

バイズ、相談の質を上げるような研修の提供、協議会の運営を担う、障害児教育分野との連携等が基幹のイメージを形作っていると考えられる。もちろんベースには共通に実施している事項、総合的な相談業務（3 障害に対応）、高齢サービスとの連携、成年後見制度利用支援事業、域移行のネットワーク作り、虐待事例への対応、事業所内の OJT 指導、行政の窓口との連携、地域の相談事業所との連携等がベースにあり、その上でさらにということになると思われる。

基幹センターが十分にその機能を果たすような支援としては、有意差のあった内容を基幹センターの職員が実施できるような支援ということになると思われる。相談支援従事者研修だけでなく、専門研修として以上のような研修を定期的に、基幹センター職員に対して実施するなどの対応策が考えられる。

第3章 基幹相談支援センター実践調査と実践機能資料

第1節 カバーエリア人口100万人以上の基幹相談支援センター

【実践事例1：北海道札幌市さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール】

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

市として平成23年度から平成26年度までの4か年のまちづくりについて定める第3次新まちづくり計画において、平成25年度に設置することを目標と定めた。

(自立支援協議会での検討状況)

上記設置目標を掲げたうえで、自立支援協議会相談支援部会に対して、平成25年度予算要求の期限である平成24年8月までに札幌市としての基幹相談支援センターの素案を提示するよう依頼。予算要求のプロセス、時期、積算根拠等を部会に提供することで、一緒に素案を作成することができた。

また、他都市の先進事例を学ぶため、長野県上小圏域、川崎市、さいたま市を視察した上で堺市、帯広市の方に講演に来て頂き、札幌市基幹相談支援センターとしてのあるべき姿を半年かけて部会で議論した結果、下記の6項目を機能として、設置することがまとめられた。

- (1) 札幌市障がい者相談支援事業者の支援業務
- (2) 計画相談支援の推進業務
- (3) 地域相談支援の推進業務
- (4) 障がい当事者による相談支援活動の支援業務
- (5) 札幌市自立支援協議会の事務局業務
- (6) その他札幌市長が必要と認める業務

(設置目的)

委託相談支援事業所の相談件数増加に歯止めがかからず、相談員の疲弊、離職も多い。大都市特有の専門機関が多いことから連携機関も多数ある。専門性の高いケースや他都市からの転入ケースも多いことから、委託相談支援の対象者の幅が広く、スーパーバイズによるスキルの向上が必要と判断した。

計画相談支援、地域相談支援推進の必要性や現在障がい者相談支援事業所に配置しているピアサポーターの集約及び今後のあり方についての検討が必要とした。

なお、自立支援協議会事務局機能委託の必要性を目的に添えた。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

場所：札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園（市公共施設内、学校跡地）

法人：社会福祉法人あむ

形態：札幌市が社会福祉法人あむに業務委託を行い、その上で、5名中1名の相談員配置については、別の委託相談支援業務受託法人（社会福祉法人札幌療育会）に再委託

カバーエリア人口：191 万人（25.4.1 現在）

その他：基幹センターとしての中立、公平性を確保するため、自立支援協議会委員と行政で構成する「札幌市基幹相談支援センター運営委員会」を設置し、定期的に業務内容を審議してもらう仕組みを導入している

3. 運営方法

委託契約内容

- (1) 札幌市障がい者相談支援事業者の支援業務
 - ア 委託相談支援事業所、相談員の後方支援、スーパーバイズ
 - イ 専門性の高い相談支援（区相談支援事業等との連携ケース）
 - ウ 障がいのある方の権利擁護
- (2) 計画相談支援の推進業務
 - ア 委託相談支援事業者とそれ以外の指定特定相談支援事業者との連携強化
 - イ 計画相談支援に必要な技術の研修
 - ウ サービス等調整会議及びサービス担当者会議への参加、助言
 - エ サービス等利用計画の評価、助言
 - オ 緊急性、専門性の高い計画相談支援の実施
- (3) 地域相談支援の推進業務
 - ア 委託相談支援事業者とそれ以外の指定一般相談支援事業者との連携強化
 - イ 地域相談支援に必要な技術の研修
 - ウ 地域相談支援の実態調査等
- (4) 障がい当事者による相談支援活動の支援業務
 - ア ピアサポーター配置事業所への支援
 - イ 今後のピアサポーター配置事業の検討
- (5) 札幌市自立支援協議会の事務局業務
 - ア 市協議会の事務局
 - イ 相談支援部会の事務局
 - ウ 各部会等への参加
- (6) その他札幌市長が必要と認める業務
 - ア 各種相談機関、障害福祉サービス事業所等との連携
 - イ 広報活動
 - ウ 基幹相談支援センター職員の資質向上
 - エ 基幹相談支援センター運営委員会の事務局

職員配置

常勤換算 4.0 人以上

職員資格

- ア 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職の資格を有する
- イ 相談支援従事者研修（基礎）または障がい者ケアマネジメント従事者研修（基礎）を修了または修了見込である
- ウ 障がい児者の相談・援助業務に係る十分な経験を有している
- エ 4.0人のうち、2.0人以上を相談支援専門員とする

4. カバーエリアの相談支援体制（平成26年1月1日現在）

- 指定特定相談支援事業所 44事業所
- 指定障害児相談支援事業所 36事業所（1カ所休止中）
- 指定一般相談支援事業所 41事業所

※指定特定44事業所のうち、19事業所（基幹センター含む）に障がい者相談支援を委託

5. 基幹相談支援センターの業務内容

（1）基本相談状況

原則、個別の相談は受けていない。市内の個別相談は基本的には地域の委託相談支援事業所が担うことで役割分担している。

なお、現在、市内18カ所の委託相談支援事業所を個別に訪問し、現状や課題の聞き取り調査を行い、今、札幌市の相談支援に何が求められているのかを整理している。

（2）計画相談支援状況

市の計画相談支援担当者と意見交換を実施。平成26年1月の対象者拡大に合わせて、基幹相談支援センターと市が共催で相談支援事業者向けに研修会を実施予定。今後、定期的に情報交換を行い、委託相談の相談待ち時間解消のためや同法人対象者の制限、毎月モニタリングが必要なケースなど、計画作成の優先順位等についてのルールやQ&Aの作成、計画相談と委託相談の棲み分けなどを検討していく予定。

（3）協議会関連業務状況

協議会事務局として、市の協議会担当者と定期的に打ち合わせを行う。相談支援部会の事務局としても、部会運営に参画。委託相談支援事業者への訪問調査で聞き取った課題を整理し、相談支援部会と協力して、委託相談支援のあり方をまとめていく予定。また、各区地域部会等に基幹相談支援センターの5名が参加するよう担当を決めた。

（4）困難事例への対応状況

市外からのケースや委託相談が持っているケースで、専門性の高いケースに対して、助言や支援を行っている。

（5）広域調整等の連携状況

北海道を21圏域に分けて、広域体制整備事業を受託しているセンターの内、札幌圏域の障がい者相談支援センター夢民と役割分担について意見交換を実施。また、他圏域のセンターからの相談を受ける等、連携を進めている。

(6) カバーエリアの相談支援事業所との連携状況

現在は、札幌市内の委託相談支援事業所 18 カ所の支援が中心となっている。委託相談支援事業所からの制度や書式などに関する相談や、計画相談支援の相談などを受け、対応している。

(7) 地域移行関連業務状況

精神障がい者地域生活移行支援事業者との意見交換を予定。各相談支援事業所に配置しているピアサポーターによる集まりをサポートし、また配置事業所間の意見交換も実施予定。当事者による相談支援活動の支援も行う予定。

(8) 権利擁護・虐待関連業務状況

札幌市社会福祉協議会（障がい者あんしん相談、虐待防止センター、成年後見制度市長申立事務を受託）、弁護士会、定着支援センターとの意見交換の実施。ケース検討などを実施。

(9) 専門相談に関する事業状況

発達障がい者支援センターとの意見交換を実施。今後、就業・生活相談支援事業所（就業・生活支援センター）への個別訪問、現状等の聞き取りを実施予定。

(10) サービス管理責任者・サービス提供事業所との連携状況

現在のところ、特になし。計画相談支援の勉強会・説明会などを通して、連携を働き掛けていく予定。また、市外からの相談を受ける過程で、サービス提供事業所との連携もあり、指定特定相談支援事業の指定を勧奨することを通して連携の可能性もある。

(11) 営業時間

9：00～17：30 月曜から金曜開所 土日祝日休み

(12) その他特徴的な取り組み状況

政令市という特性上、都道府県設置の関係機関が市内に多いため、各機関の職域を確認しつつ、連携が必要。また、福祉のみならず、専門機関や福祉制度以外で障がい者に関わっている機関が多く、連携先が多い。

現在、意見交換を実施（予定を含む）機関としては、札幌弁護士会（高齢者・障害者問題委員会）、精神科の救急医療体制を確保しているスーパー救急病院 4 カ所を含めた精神科病院、救護施設、刑務所などである。

6. 基幹相談支援センターの現状課題

(1) 業務内容に関する事

基幹相談支援センターの設置が平成 25 年 7 月であり、まず取り組むべき業務について、委託相談支援事業所等への訪問、聞き取りにより整理したが、やるべきことが多すぎる中で、何を優先し、スピード感を持って実行に結び付けていくかが課題となっている。

(2) 運営に関する事

現在の人員で、業務を進めていけるか不安がある中、基幹相談支援センターに限らず、市内の委託相談支援事業所でも人員が不足しているため、次年度の基幹相談支援センターの人員確保に向けて検討中。基幹相談支援センターを担うべき人材の育成、定着が急務となっている。

相談支援体制セルフチェックシート

センター名称	さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール
センターの設置形態	1
センターがカバーする市町村数	1
センターがカバーするエリアの人口	193万人

※数字を記入：1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置

中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補充している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●
		市町村	基幹センター	委託相談	自立支援協議会	その他関係機関	
記入上の注意事項 ：下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機能が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補充的に担っている機関に○をつけてください。							
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能			●				●
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能		○	●	○			
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	○	○	●		
		知的障害	○	○	●		
		精神障害	○	○	●		
		発達障害	○	○	●		○
		高次脳機能障害	○	○	●		○
	専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)	難病	○	○	●		○
		障害児	○	○	●		○
		世帯の支援が必要なケース		○	●		
		家族支援も必要なケース		○	●		
		地域移行ケース		○	●		
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	自治市町村外からの転入(転出)ケース	●	○			●
		広域対応が必要なケース	●	○			●
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース	○	●			○
		触法ケース	○	●			○
		相談支援専門員からの相談対応		●	●		
	計画相談支援の推進	ケース会議出席		●	●		●
		事例検討実施	●	○		●	●
		委託のスーパーバイズ	●	○			●
		基本相談マニュアル・Q&A作成	○	○	○	●	●
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	●	○	○	○	●
人材育成	通常のケースの計画相談実施		●	●		○	
	専門性が高いケースの計画相談実施		●	●		○	
	計画の検証	○		○	○	●	
	計画のスーパーバイズ		○			●	
	研修の企画運営	●	○			●	
協議会事務局	指定事業所の連携推進		○	●		●	
	計画相談マニュアル・Q&A作成	●	○			●	
	サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援	●	○			●	
	研修の企画運営		○	○	●	●	
	相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)		○	○		●	
当事者活動の推進・支援	ピアサポート活動への支援		○	○		●	
	ピアサポーターによる相談支援の支援		○	○		●	
	行政との役割分担の明確化		●	○		●	
	福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携	○		○	●	●	
	市町村窓口との一体化(一本化)		○	○		●	
関係機関との連携	療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等	○	○	●	○	●	
	ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等	○	○	○	○	●	
	医療機関	○	○	○	○	●	
	発達障害者支援センター	○	○	○	○	●	
	地域包括支援センター、介護保険事業所等	○	○	○	○	●	
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	地域相談のスーパーバイズ		○	●		●	
	研修の企画運営		○	●		●	
	地域相談マニュアル・Q&A作成		○	●		●	
	住居サポート事業の受託		○	●		●	
	体制整備のコーディネート					●	
④権利擁護・虐待防止	地域の把握、関係機関への普及啓発	精神科病院訪問				●	
	権利擁護に関する地域の実態把握	入所支援施設訪問				○	
	権利擁護に関する地域への普及・啓発					●	
	通報受付		○	○	○	●	
	緊急一時保護場所調整					●	
⑤その他	夜間通報受付					●	
	相談対応	○		○		●	
	市町村長申立て機能受託	○				●	
	金銭管理相談対応			●		●	
	社会福祉協議会		○	●		●	
情報発信・共有	弁護士会		●			●	
	司法書士会					●	
	社会福祉士会					●	
	地域生活定着支援センター		●	○		●	
	広報発行	○				●	
基幹センターの体制整備	ホームページ開設・運営	○				●	
	相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)		●	●		●	
	24時間365日対応					●	
	事務職員の配置					●	
	公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮)	●				●	
市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等					●		
上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)							
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考えられる機能(具体的に記入)							
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)		常勤(3)人、非常勤(2)人					
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)		常勤(9)人、非常勤()人					

【実践事例2：兵庫県 神戸市障害者基幹相談支援センター】

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

平成23年度中に予算取りを実施。現に地域生活支援センターの委託を受けている14か所から1か所を選定するため、公募を実施。3法人が手を挙げたが、ひょうご障がい者地域生活支援センターを選定。1か月空けて5月オープンとした。

もともと県の圏域コーディネーター事業を引き継いだ兵庫県は、神戸市を入れて10圏域あり、圏域コーディネーターが配置されていた。役割は協議会の立ち上げなどだったが、平成23年度については、神戸市は体制が整っているため、県がコーディネーターは必要無いと判断して、予算がつかなくなった。その際に、「県がやめるのは仕方がないか」「市が実施する必要性はあるか」「14か所をまとめていく人の必要性はどうか」「質の確保や統一の人間が必要か」、といった意見があり、ちょうど国が示した基幹相談支援センターのイメージもあったため、圏域コーディネーターに代わるものとして、基幹相談支援センターを作りたいと要望もあり設置を進めた。

それ以前も、国の示したイメージ案は、ある程度カバーできていた。平成18年度からどのセンターでも3障がい対応と24時間対応は実施していた。協議会運営も区の協議会は各センターに専門職員を配置していた。

地域移行等も相談支援とは別職員に地域支援コーディネーターを3名配置し、それでカバーできると判断した。そのため、国スキームではなく、現行の体制を充実させる形で基幹相談機能を検討した。虐待は入所施設に通報受理のみを委託し、実働は役所が担うことにした。新しく作ったというよりは、もともとあったものに基幹をかぶせた。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

設置場所

兵庫駅前の市有施設内

(発達支援センター、障がい者就業・生活支援センター等も併設)

設置法人及び設置形態

ひょうご障がい者地域生活支援センターを運営する法人に、基幹相談支援センターとして、統括コーディネーターを設置し、基幹相談支援センターの機能を担っている

カバーエリア人口：神戸市全体、154万人

3. 運営方法

(1) 業務内容

市内14の地域生活支援センター及び指定特定相談支援事業所の後方支援。そのため、基幹相談支援センターとして市民からの相談は受けない。

職員配置としては、統括コーディネーター1名を選任で配置。兼務でセンター長、主任を配置しているため、一部業務のみ一緒に行っている。また、14センターの協議会を担当する職員と一緒に、研修企画や課題抽出のワーキングを組んで行う。統括コーディネーターは、事務局的な調整を担い、他のみんなが協力している。

神戸市が主導というよりは、地域生活支援センターが一緒になって作っていく。

(2) 委託費

神戸市の専門職の標準額が 4,080 千円。それに、事務費 300 千円。事業費 300 千円（広報誌発行等の実費精算）。なお、センター以外の有資格者もすべてが単価 4,080 千円。平成 18 年の相談業務を一本建てするときの、あんしん健やかセンター（包括センター）の社会福祉士と看護師の平均給与を参考に定めたままである。結果、法人として持ち出しがある。トータルとしては、ひょうご障害者地域生活支援センターとしてみてもらう。賃料はかからない。

市役所内の予算査定において、基幹のスキームは今の地域生活支援センターが担っているため、わざわざ基幹センターに 1 名配置はいらぬのでは？と財政査定を受けたが、センター全体を繋いでいくには総括コーディネーターが必要だと説明し、何とか 1 名確保した。

(3) 他の委託相談支援センターとの連携

統括コーディネーターがセンター長会議、強化専門員会議、コーディネーター会に参加し、横をつなげていく。強化専門員会議の中にワーキングがあり、中心に動いている。課題抽出や、視察で堺市に行ったり、【広報誌こらぼ】を作ったり、研修内容は計画相談がもっぱらである。障害程度区分認定調査を行い、かつ計画作成もとの矛盾もあり、ただ計画を作れば良いというわけではないことに問題意識を持っている。相談員同士がお互いにしんどさを言い合えるフリートークの場もあり、みんなが集まって溜まっている泥を出し合える側面もある。各種ワーキングで出てきた内容を強化専門員会議へ上げ、さらに全体で検討が必要な場合はセンター長会議へ、そして神戸市へ意見を伝えていく仕組みを作っている。

4. カバーエリアの相談支援体制

(1) 委託相談支援事業所について

14 の地域生活支援センターに委託。人口の多い区（概ね 20 万人以上）には、小規模センターを別途設置。通常のセンターと小規模センターの違いは、センターが 24 時間 365 日、携帯で緊急対応するのに対して、小規模は夜間対応はなく、土日休み、人員配置も少ない（通常 5 名で 3 名が有資格者、小規模 3 名で 1 名が有資格者）。ただし、相談内容や委託契約の内容は同一である。

各センターに強化専門員を 1 名ずつ配置している。強化専門員は相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師等の資格を持つ。地域生活支援事業の機能強化事業を当てており、基本的には個別支援は持たない。実質的にセンター全体の管理者である。

センター長（事業責任者）は専任ではなく、兼務もあるため強化専門員が実質メインでセンターを運営しているところも多い。強化専門員は各センター 1 名のため、相談できる相手が居なくて、強化専門員会議がいつも時間オーバーになってしまう現実がある。

委託相談支援センターに仕事をたくさん頼みすぎていることが課題である。障害程度区分認定調査、勘案事項などもほとんど委託でお願いしている。計画相談が始まるまでは良かったが、障害程度区分認定調査等にプラス計画相談が入ってきたことにより、委託相談支援センターが作った調査内容と指定特定相談支援事業所が作った計画のどちらも見て、行政が支給決定する

という流れである。

委託相談支援センターが障害程度区分認定調査を行っているからこそ、在宅のケース把握は本当に良く理解してもらっている。必ず年1回は調査に行くので、本人は困っていないくても、相談支援側から必要性を感じているケースの把握できる。ただし、その一方で区役所のケース把握ができない。

委託相談支援センターは計画相談もするが、委託の基本相談も大切にしたいと考えている。難しいケースは委託相談支援センターが計画作成を担う事になると思うが、委託されている内容が多いので事務量も多く大変である。

現行の委託期間が終了となるため、(委託相談支援事業者数は現行とおりに)公募中であるが、どの委託相談支援センターも赤字であり、職員を加配して対応しているため受託するにもハードルが高くなっている。

(2) 協議会

各区協議会は委託と区役所が担っているが、メインで動いているのは委託相談支援センターであり、年々活発になり業務量も増えている。

広報誌「こ・ら・ぼ」を発行。各区の協議会の様子などを紹介している。基幹相談支援センターに冊子の取りまとめを依頼している。広報、研修、ホームページのために、相談支援事業全体に使える予算が300千円つけられている。それとは別に支援センターに対する研修費400千円を市が予算化しているので、研修企画を市と一緒にいき、予算執行は神戸市が行っている。

(内容は、委託相談支援センター向け、協議会構成員向けとし、堺市の当事者部会を招いたりして、会場費や謝礼に充てている)

(3) 指定一般相談支援事業

委託以外の指定相談支援事業所の立ち上げが全然進んでいない。23か所指定、うち14か所が委託。残り6か所も地域活動支援センターI型で、その補助要件で指定を取ることとしている。地域活動支援センターI型としてはその要件をやめて欲しいと思っている。通所者への対応で目いっぱいなのに、相談支援はできないと言われている。条件だから取らないといけないという感じである。

地域定着支援はもともと地域で暮らしていて、単身または保護者が高齢のため在宅で見守り等が必要な利用者を対象としている。

また、地域移行は別の委託相談支援事業所に配置している地域移行専門のコーディネーター3名が中心になっている。地域移行を啓発していくため、来年度は2名追加し、合計で小規模センター5箇所につき1名ずつ配置を予定している。これは、地域移行、地域定着、地域啓発が主な目的である。今まで入所経験は無いが、親亡き後入所になる可能性が高いケースへの対策なども担当している。

(4) 指定特定相談支援事業

指定24か所のうち14か所が委託、4か所が地域活動支援センターI型。新規で指定特定相談支援事業所の指定を取ったところは、管理者と相談支援専門員が兼務で1人事業者だったり、施設で指定をもともと取っていて、積極的でなかったり、あるいは自分の施設の計画相談を作るという程度。計画相談の支給決定者数は137名(サービスの支給決定者総数は10,324名)

(5) 障害児相談支援事業

指定 20 か所のうち 14 が委託。障がい児の相談支援の支給決定実績なし。

(6) 計画相談の対象者拡大状況

今年から居宅介護、重度訪問介護等を利用されている障がい者に拡大した。新規と更新で手一杯で更新が回らず、一部の対象者を来年に回していこうという意見もある。

定期的に委託相談支援センターと顔合わせをしているが、計画相談のやり方がわからないという意見や、区によってはやり方が違うという課題がある。マニュアルは共通だが、区役所も初めての業務で混乱している。

委託と指定相談のゆるやかな連携を基幹相談支援センターが中心に行っている。計画相談のための研修も単発ではやっている。基幹相談支援センターは指定特定相談支援事業所への支援、取りまとめ、協議会でのつなぎ役などを担っている。

計画相談の進捗、指定の設置に関しては、研修に居宅介護事業所も来るが、今の計画相談の報酬単価ではやっていけない状況であり、居宅介護事業の展開の方が経営的に安定するという意見もある。

(7) 今後の相談支援体制について

現在は委託相談支援センターが何でも担っている段階のため、将来的には、もっと指定相談支援事業所を増やして計画を減らしていきたい。委託相談支援センターはもっとスリム化し、各区における基幹相談支援センター的な役割を担って欲しい。そのうえで現在の基幹相談支援センターは、各区の基幹機能を備えた委託相談支援センターの基幹という位置づけでやっていきたい。

(8) 虐待・権利擁護との連携

虐待は通報窓口だけを施設に委託し、その後行政に連絡が入り、対応は区役所、場合によっては委託相談支援センターが加わる対応である。権利擁護の件は、成年後見の市長申立は市役所内部で別の部署が担っている。個別ケースで、成年後見制度が必要になった場合は、一緒に市社会福祉協議会に行くことはある。

(9) 他の専門職との連携

発達障がい相談は、東部、中部、北部、西部で委託相談支援センターに併設している。同じ事務所に机があって、電話回線が違う。特に基幹としては連携等を行っていないが、センター併設のため、ケースによってはワンストップでつないでいる。

就労相談はまったく別事業だが、4 か所設置のうち 2 か所がたまたま受託法人が一緒に、同じフロアにある。各事業者の努力により同フロアにしてもらい、ケースによっては一緒に話を聞いてもらう等、連携し合っている。

ワンフロアでやると一緒に見えていいが、他の機関とはどうやっているのかが全く見えない。例えば、虐待防止センターはどうやっているのか等、神戸市全体がどのように動いているのかを把握するのが課題である。

また、神戸市代表として、県の圏域コーディネーター会議に出席したり、従事者研修のコアメンバーにもなり国研修にも出席する。計画相談も兵庫県内の状況がわかるので、他の市町村状況がわかる。圏域の各種研修会にも今まで以上に参加しやすくなった。

6. 基幹相談支援センターの現状課題

総括コーディネーターとして行っていることをシステムとしていくためには、センター長会議での議論がシフトしていけば活性化していけると思うが、他圏域との会議やノウハウの伝達は長期的に考えている。各委託相談支援センターの仕事を減らして、今の委託相談支援センターが基幹としての役割が担えればと考える。今もセンター長には相談支援従事者研修のファシリテーターも担ってもらっている状況である。

センター長が基幹相談支援センターとして機能して行くことで組織化が図れていく。実際の相談、計画相談の対応のやり方を支援する方法で、新人を指導している時間がない相談支援事業所に入っていきフォローを行ったりしている。新しい事業所が立ち上がった時に、各区の支援センターが後方支援していくという仕組みであるが、委託相談支援センターや区役所への相談からこぼれた人が、基幹相談支援センターに相談に来ることもあり、イレギュラーのケースでは直接動くことはある。

将来的にはひとつの基幹センターというよりは、委託の相談支援センター同士の連携が基幹としての機能を発揮するというイメージである。主な研修としては、センター長主催の研修は年1回、強化専門員研修はスーパーバイズや協議会運営についての研修が数回あり、年度当初に計画をする。協議会研修は必ず年1回、市が主催で協議会構成員全体に向けて研修している。もともと圏域コーディネーターとしてあったものであり、「協議会ってなに？」をテーマとして講演会を開催したり、「課題抽出」をテーマにそれを担う人向けの研修を実施してきた。また、社会調査に関してアンケート調査や数字を扱う際の研修等、民間の講師を招いての研修も実施した。他には、他機関との連携を目的に、生活保護、発達障がい者窓口業務、高次脳機能障がい、職業センターの見学、精神病院見学と事例検討等も行った。他都市の視察も毎年数か所行っている。

研修参加対象は明示するが、基本的に参加は自由であり、障害程度区分認定調査と計画相談を同時にやっている神戸市と同じ立場にある基幹相談支援センターの説明の機会も作っている。

相談員として「自分はどの立ち位置で行えばいいか？」コーディネーターは悩んでいる現状がある。そのため、立ち位置の確認や人材育成のスーパーバイズ研修が大切となるため、そのような内容の研修を組み立てている。

計画相談の支給決定の状況については、現在は支援センター職員が作っており、障害程度区分認定調査とサービス等利用計画が同時に行われるためそのまま決定している。

しかし、これからは委託相談支援センターが調査を実施し、指定相談支援事業所が計画を作成する。区役所がどう見て支給決定していくか、違う内容が出てきたらどうするか等、今まではそのまま決定で良かったがそうはいかなくなるため、基本は基準内だったが、1.5倍以内の場合は協議することとしている。

区役所としては、今まで本人の意見を聞いて来なかったわけではないので、計画相談への拒否感もある。計画はある程度将来を見据えたものになる。きちっと見てくれたらいいが、これから指定が増え、同法人内や同じようなサービス、必要以上のサービス計画も出てくるのが予想さ

れるため、これからは指定相談支援事業所とも関係づくりが必要である。基幹相談支援センターとしては、指定された事業所には行かなければならないというシステムにしないといけない。

今までもやってきたという自負があるが、国の方もしっかりと報酬の検討を願いたい。これまでは支給基準内で良かったが、計画相談においては、本人にしっかりと聞かなければならない。

国の協議会における評価部会のイメージがつかない。計画相談の活用次第では、地域に無いサービスを落とし込んでいき、それを資源開発に繋げていく仕組みは、委託相談支援事業所は解っているが、新たに指定された指定相談支援事業所への理解も必要である。

協議会の機能については、計画の改定の際にも区協議会にも意見をもらった。課題をまとめるのを「支援センターワーキング」で行い、それを市協議会へ報告して来た。協議会委員のうち2名が施策審議会委員でもある。但し、課題が一方通行で報告して終わりになってしまうこともあり、運営会議メンバーは少なく、弁護士、学識者、医師会、社会福祉協議会、センター長のみの現状がある。

きちんと課題を議論する場がないままあげていくことへの課題が生じている。議論尽くさないままあげるとは、障がい福祉計画まで反映されない。提出して終わりか、提出しても市協議会で30分くらい議論しても、施策審議会にあがって終わりということもある。

今のワーキングも時間を合わせて集まっているが、【札幌のまちの課題整理プロジェクトチーム】のイメージを神戸市と基幹で事務局を作り検討したい。メンバーは多すぎても困るため、「できるところをどこまでやるか」「市の協議会で扱いきれない課題をどうするか」市協議会について悩んでいる。

区の協議会は活発化している。市協議会も委員が意見を言ってくれるが、実行部隊が無いのが現状である。課題の出し方は区ごとに考えてもらっているが、例えばグループホームが足りないという点では、ある区によっては委託相談支援センターが考える、ある区によってはグループワークをしてまとめる等、区によって手法はバラバラである。

強化専門員会議で話し合い、そもそもアンケートをどうしていくか？ということも課題があがってきており、話し合った結果をどうすればよいか結果を見せないと、モチベーションが下がっていく現実がある。そのため、市と課題ワーキングで考えて、強化専門員会議に上げて検討している。

相談支援体制セルフチェックシート

センター名称	神戸市障害者基幹相談支援センター
センターの設置形態	1
センターがカバーする市町村数	1
センターがカバーするエリアの人口	1,540,242 (H26.1.1時点)

←数字を記入：1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置

	中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補充している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●
			市町村	基幹センター	委託相談	自立支援協議会	その他関係機関	
記入上の注意事項 下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているかを記載してください。一つの機関が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補充的に担っている機関に○をつけてください。								
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能								
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能								
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害			●			
		知的障害			●			
		精神障害			●			
		発達障害			●			
		高次脳機能障害			●			
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	障害児			●			
		世帯の支援が必要なケース			●			
		家族支援も必要なケース			●			
		地域移行ケース			●			
		自市町村外からの転入(転出)ケース			●			
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	広域対応が必要なケース			●			
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース			●			
		触法ケース			●			
		相談支援専門員からの相談対応		○	●			○
		ケース会議出席			●			○
	計画相談支援の推進	事例検討実施		●	○			●
		委託のスーパーバイズ		●	○			●
		基本相談マニュアル・Q&A作成		●	○			●
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	●	○	○	○		●
		通常のケースの計画相談実施			●			○
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	人材育成	専門性が高いケースの計画相談実施			●			○
		計画の検証			●			○
		計画のスーパーバイズ		○	●			●
		研修の企画運営	○	●	○			●
		指定事業所の連携推進		●	○			●
	協議会事務局	計画相談マニュアル・Q&A作成	●					●
		サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援			●			○
		研修の企画運営	○	●	○			●
		相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)		●	○			●
		サビ管研修の企画運営		●	○			●
当事者活動の推進・支援	交換研修・インターンシップの受け入れ		●				○	
	指導者養成研修への参加		●				○	
	全体企画運営	○	●	●			●	
	各市町村・各区協議会への参加		○	●			●	
	圏域協議会への参加		●	●			●	
行政との連携	障害福祉計画の策定及び進捗管理	●					●	
	研修の企画運営	○	○	●			●	
	ピアサポーターによる相談支援の支援	●		●			○	
	ピアサポーター活動への支援	●		●			○	
	行政との役割分担の明確化			●			○	
④権利擁護・虐待防止	関係機関との連携	福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携			○		●	
		市町村窓口との一体化(一本化)					○	
		療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等			○		●	
		ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等			○		●	
		医療機関			○		○	
⑤その他	地域相談支援の推進	発達障害者支援センター			●		○	
		地域包括支援センター、介護保険事業所等			○		●	
		地域相談のスーパーバイズ	○		●		●	
		研修の企画運営			●		●	
		地域相談マニュアル・Q&A作成	○		●		●	
④権利擁護・虐待防止	体制整備のコーディネート	住居サポート事業の受託			●		○	
		精神科病院訪問			●		○	
		入所支援施設訪問			●		○	
		権利擁護に関する地域の実態把握			●		○	
		権利擁護に関する地域への普及・啓発			●		○	
④権利擁護・虐待防止	地域の把握、関係機関への普及啓発	通報受付	○				●	
		緊急一時保護場所調整	●				○	
		夜間通報受付					●	
		相談対応			○		●	
		市町村長申立て機能受託			○		●	
④権利擁護・虐待防止	成年後見相談機能	金銭管理相談対応			○		●	
		社会福祉協議会			●		○	
		弁護士会			●		○	
		司法書士会			●		○	
		社会福祉士会			●		○	
④権利擁護・虐待防止	専門機関との連携	地域生活定着支援センター			●		○	
		広報発行			●		○	
		ホームページ開設・運営			○		●	
		相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)		○	●		○	
		24時間365日対応			○		●	
⑤その他	情報発信・共有	事務職員の配置					○	
		公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮)					○	
		市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等					○	
		上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)						
		上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考える機能(具体的に記入)						
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)			常勤(1)人、非常勤()人					
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)			常勤(18※)人、非常勤()人					

※1センターあたり2人×9区
現行の障害者地域生活支援センターに基幹業務の職員配置を想定

【実践事例3：神奈川県川崎市 基幹相談支援センター】

調査センター：なかはら基幹相談支援センター
：かわさき基幹相談支援センター
：たかつ基幹相談支援センター

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

平成18年、障害者自立支援法施行を機に、障害者生活支援センターを基幹型と地域型に再編した。各区設置事業所数がバラバラであったため、平成23年末、障害者生活支援センターから障害者相談支援センターへの再編する際に、各区に基幹相談支援センターを1か所、地域相談支援センターを3か所設置することを市が提示した。平成24年に、前年度に川崎市障害者生活支援センター事業を受託している法人を対象に事業受託法人の公募をし、平成25年より各区に基幹相談支援センター1箇所、地域相談支援センター3カ所の体制となる。

市では、平成25年度に体制を再編するにあたり、平成24年度10月より開設準備会を月に1度開催する。準備会では、共通認識を図り4月より一斉に運営がスタートできるよう話し合いが行われた。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

設置法人

公募にて決定され、4法人が受託する。独立性・中立性の確保のため、相談支援センターの名称に、法人名や既存の施設名は入れないこととなっている。

設置形態

通所施設や入所施設等から独立して設置する。

カバーエリア人口（平成24年度）…川崎市 144万人

川崎区…21.7万人、幸区…15.6万人、中原区…23.7万人、高津区…21.1万人、

宮前区…22.2万人、多摩区…21.3万人、麻生区…17.2万人

3. 運営方法

委託契約内容；〈基幹相談支援センターのみで実施する業務〉

- ① 地域づくり（区および市の自立支援協議会運営、区内の相談支援事業者のネットワーク構築）
- ② 権利擁護（障害者虐待防止法に関する相談・指導及び助言や対応方針の協議に関する会議への参加等、成年後見制度利用支援）
- ③ 人材育成（担当地区の事例検討会および相談支援事業者への指導・助言、市が実施する相談支援事業者等の要請に関する研修の企画及び運営）
- ④ 総合的な相談支援（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に対する情報提供及び相談支援、支援困難な障がい児者等への相談支援、夜間・休日の対応、長期に入所・入院している障がい者の地域移行）

委託契約内容；〈すべての相談支援センターで共通に実施する業務〉

- ① 障がい種別や年齢にかかわらず一次相談
- ② 障がい福祉サービスを利用すれば、ある程度の希望やニーズの解決が想定できる方への相談支援
- ③ 区自立支援協議会の運営（区保健福祉センターと共同で実施）
- ④ 障害程度区分認定調査および障害程度区分認定審査会等、障害程度区分認定にかかる業務
- ⑤ その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関すること

職員配置；

- | | |
|--------------------|----|
| ① 主任相談支援専門員（常勤・専従） | 1名 |
| ② 相談支援専門員（常勤・専従） | 1名 |
| ③ 医療系相談員（常勤・専従） | 1名 |
| ④ 非常勤職員（常勤・専従） | 1名 |

主任相談支援専門員

川崎市独自に創設した資格であり、基幹相談支援センターへの配置が義務付けられている。
現在9名程度。

主任相談支援専門員になるための要件は以下の通り

- ① 相談支援業務に5年以上従事していること
- ② 「川崎市主任相談支援専門員試験」に合格すること（筆記試験・面接試験）
- ③ 「川崎市相談支援従事者実務研修3」を修了すること

また、相談支援専門員と社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員のいずれかの資格を保有していなければならない。自立支援協議会の運営会議、基幹センターの連絡会議、虐待対応のコアメンバー会議に参加することが求められる。

相談支援専門員…相談支援専門員と社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員のいずれかの資格を保有していなければならない。

医療系相談員…保健師・看護師・理学療法士・作業療法士等の医療系の資格を保有していなければならない。

4. カバーエリアの相談支援体制

基幹相談支援事業所	7事業所（各区に1か所）
委託相談支援事業所	21事業所
指定特定相談支援事業所	22事業所

※ 課題は、指定相談支援事業所の数が足りていないこと
（計画相談依頼を受けないケースが多い）。

5. 基幹相談支援センターの業務内容

(1) 基本相談状況

主任相談員はケースを持たないということであったが、実際はもともと、生活支援センターで持っていたケースを継続したまま基幹相談支援センターの業務を始めている（1人60ケースほど持っている）。

これまでは区をまたいで支援をしていたが、再編に伴い区内の支援事業所が区内の利用者に対応していくようになったので、担当者が区外の基幹に異動になった場合、引継ぎを行わなければならないが、なかなか進まず、現在も対応しながら基幹業務を行っている。

相談内容やケースの内容によって、基幹・委託・指定で集まって適切に振り分けたいが、できる数も限られている。市には、もともとは、支援の見通しが見つからないようなケース（虐待ケースや触法ケース）を基幹相談支援センターが担当し、落ち着いたら地域の相談支援事業所に委ねていくイメージがあった。

(2) 計画相談支援状況

現在、川崎市は5720名で1割程度の進捗である。相談支援センターは上限が決まっており、基幹相談支援センターは40件まで委託相談支援センターは60件までとしている。計画相談に追われて一般相談ができない状況は避けたい意向によるものだが、指定特定の相談支援事業所が不足している（計画相談依頼を受けないケースが多い）。

基幹相談支援センターを運営する法人の管理者が定期的に集まり、市に対して要望や意見がある際には、申し入れる。

(3) 自立支援協議会関連業務状況

各区の基幹相談支援センターが運営を行っている（委託内容に組み込まれている法人もある）。

各区の予算は10万円。市からの直接委託を受けている法人と川崎市障害福祉施設事業協会という団体からの委託の法人とがある。予算は、各区の基幹相談支援センターが管理している。

自立支援協議会は、市と区のものがある。区の協議会は、全体会議（月1回程度）、事務局会議（月1回程度）、専門委員会（月1～年4回程度）で構成されている。市の協議会は、全体会議（年3回程度）、事務局会議（月1回程度）、専門部会（月1回～年4回程度）、連絡会議（年4回程度）で構成されている。

区で挙げた課題で、区で解決できなかったことなど、市全体で取り組む課題となるであろうものを市の専門部会に挙げていく。各区での取り組み等の報告を報告し合い、情報の共有を行っている。

自立支援協議会の開催により、地域の関係者との顔つなぎができてきたが、民生委員や商店会等、福祉職ではない方とのつながりはまだまだ難しい。

(4) 困難事例への対応状況

必ず基幹相談支援センターで回していくということではなく、委託事業所から関わりを始めたもののバックアップを基幹が行いながら対応している。

- ・困難事例とは、何をもって困難とするのかその線引きが難しい
- ・触法はなかなかネットワークが作りづらい
- ・介入を望まない

・家族に支援が必要な場合等。

(5) 広域調整等の連携状況

川崎市内であれば、問題なく連携できている。横浜市や東京都に隣接しているため、市外のサービスを受けられた場合、書式の相違等がある（就労移行等）。

(6) カバーエリアの相談支援事業所との連携状況

区内であれば、他の委託の3事業所と区の自立支援協議会で会う機会が多い。月に3回程度は会っている。基幹相談支援センターが委託相談支援センターのスーパーバイザーとしての役割を担っているため、困っている事例の相談や、医療職への相談を受けることがある。

指定特定事業所はあまり数も多くないので、サービス等利用計画に目を通したり、助言を行ったりということはあまりないが、一緒に訪問をしたり面接を行ったりしている区もある。指定特定事業所との連携については、今後の課題である。

市内や区内は風通しも良く、連携体制は出来あがっている。経験も長く、力量的にベテランに近い相談支援専門員がそれぞれの事業所に多くいるため、基幹相談支援事業所も委託相談支援事業所もお互い何かあったら相談しあっている状況で、横並びに近い関係性である。

(7) 地域移行関連業務状況

居住サポート事業とは、あまり関連はない。協力不動産リストはもらったりする。

地域移行・地域定着については、精神障がい者が多い。精神の相談を特化して行っていた事業所が病院からの退院支援を行っている。過去にもあまりケースがないので、困っている職員もいる。今後、触法ケースは基幹に上がってくるという話は聞いている。

地域定着をとっていない事業所もあり、数は少ない。

(8) 権利擁護・虐待関連業務状況

虐待通報が入ったら、コアメンバー会議（市の課長、係長、担当職員、施設職員等）が開催され、そこに基幹相談支援センターから主任相談支援専門員が出席することとなっている。他の相談支援センターが対応しているケースであれば、定期的にケア会議を開いて状況の確認をおこなっている。

虐待通報等に対応した事業所はまだほとんどなく、通報は市町村で受けている状況である。平成24年度は47件であった。

(9) 専門相談に関する事業状況

現在、療育センターは4か所、発達障害支援センターが2か所、高次脳機能障害はれいんぼう川崎、北部リハビリテーションセンターや作業所等が数か所、就労については就労援助センターが3か所、就労・生活センターが1か所あり、相談したり面接してもらったりしながら連携している。説明会や研修により顔つなぎはできているため、連携もスムーズである。今後は、北部リハビリテーションセンターに続き南部・中部にも設置される予定でどのような相談でも対応できるよう整備される予定である。

(10) サービス管理責任者・サービス提供事業所との連携状況

サービス管理責任者が行うべき業務をきちんと把握しておらず、基幹相談支援センターにその業務が来てしまう。役割分担の認識が薄い。サービス管理責任者の研修は県主催で行っており、参加している事業所も少ないため、施設職員とサービス管理責任者の役割分担の不十分さ

を感じる。市主催で研修を行ってもらえれば、少し変わってくるのではないか。連携は常に行っているのですが、状況は把握しているが、役割分担に課題がある。

(11) 営業時間

営業時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

休日 土日 祝日 年末年始

24時間電話転送相談（メールでの対応もしている）

(12) その他特徴的な取り組み状況

センターとしての取り組みにばらつきはない。各区の特徴・特色・地域性（外国籍の数等）はあるため、自立支援協議会としての特色はある。区や市の協議会の議事録や取り組みの成果をホームページにアップしたり、パンフレットを作成したりという取り組みを行っている。

6. 基幹相談支援センターの現状課題

(1) 業務内容に関する事

業務が多い。

川崎市からの委託の条件として、ミラクルQ（川崎 Ver.）と取り入れること。市の委託であるので、各法人で書式が違うことのないように導入している（今月より）。集計作業としては便利だが、業務日誌として共有するには見にくく、別立て業務日誌を作っているため、業務が増えた印象がある。実績報告も追いついていない。

(2) 運営に関する事

今年度より法人より独立して基幹相談支援センターを置いているため、運営管理（労務管理や財務管理等）を自身で行っているため、大変である。

(3) その他

24時間対応に期待をされているが、日中の業務に追われ、現状は夜間対応としては緊急を要するものにしか対応できていない。業務の棲み分けができていない現状で課題でもある。

7. 今後の基幹相談支援センターに関する展望・構想、基幹実践してみたいの意見・感想等

(1) 職員の増員

計画相談への対応要員がほしい。市からは3名+1名までしか人件費が出ないため、現実的には難しい。法人として規定以上の要員を置く場合は、計画相談件数の上限はないが、モニタリング等の業務を考えると、それほど多く作成できない。

(2) 今後の人材育成

市での研修システムがあるが、法人の中で現場から相談支援専門員となる場合の育成をどうするのか、相談支援専門員が自身の後継者をどのように育成していくのかというシステムが見えていない法人がある。

法人内でシステムを作り、相談支援専門員となりうる職員を対象に研修を実施したところも

ある。研修を行った職員の約8割は相談支援専門員として業務を行っている。

しかし、業務過多の中での実施である等の課題もあり、研修回数の検討の必要性も感じている。

相談支援専門員の育成ももちろんであるが、役割の理解や業務分担の認識を持ってもらうためにも、サービス管理責任者の育成も課題である。

(3) 主任相談支援専門員の役割の過多

ケース数は減らず、新規のケースも困難ケースが多く、そのうえでセンターの運営管理業務が加わっているため、キャパを超えている印象である。今年一年は、運営を軌道に乗せることを目標にしてきたが、今後もこの状態が続くと、継続していくのは難しい。

川崎市は、制度やサービスは比較的充実しているし、フォーマルな部分では臨機応変にサービスが提供できていると考えている。今後は、利用者本人の生活に身近なインフォーマルな部分でいかにネットワークを広げていくかが課題だと考えている。

どの事業所もどの相談も受けていくこととなり、今までの専門領域以外の相談も受けていくため、自身の制度に関する知識や連携先の幅を広げていくことの必要性を感じている。

8. 課題の解決に向けた方向性

- (1) 相談支援専門員の人数が足りない→相談員の増員
- (2) 生活支援センターの数が区ごとにばらばら→設置数の統一
- (3) 通所・入所施設に併設する生活支援センターが多い→独立性・中立性の確保
- (4) 障がい種別に分かれている→障がい種別を問わない支援
- (5) 基幹型に必ずしも経験豊かな相談支援専門員がいるとは限らない→「主任相談支援専門員」の配置
- (6) 相談支援専門員を養成するための研修が少ない→研修システムの構築

これらの課題に対して、平成25年度より事業の再編を行うこととなる（「障害者生活支援センター」から「障害者相談支援センター」への再編）。

(7) 主任相談支援専門員の配置

川崎市独自に「主任相談支援専門員」の資格を創設し、基幹相談支援センターへの配置を義務付ける。主任相談支援専門員になるための要件は以下の通り

- ① 相談支援業務に5年以上従事していること
- ② 「川崎市主任相談支援専門員試験」に合格すること(筆記試験・面接試験)
- ③ 「川崎市相談支援従事者実務研修3」を修了すること

一定の経験・知識・技術を持つ者を「主任相談支援専門員」として認定し、他の相談支援専門員の指導・助言・自立支援協議会の運営、生活課題が複雑・困難な利用者への支援などを行う。

(8) 研修システムの構築

法定研修(相談支援従事者初任者研修と現任者研修)のすき間を埋める研修を実施している。

① 初任者研修と現任者研修の間の研修

実務研修 1…実務に従事して2年未満の者

(獲得目標は、障がい特性の理解、障害保健福祉制度、相談支援の展開 技法)

実務研修 2…実務に従事して2年～4年の者

(獲得目標は、チームアプローチと相談支援専門員、自立支援協議会の活用と展開、コミュニティソーシャルワークの視点、地域の社会資源の開発など)

② 現任者研修以降の研修

実務研修 3…実務に従事して一定の経験を有する者(5年ごとに1回以上受講)

(獲得目標)

ソーシャルアクションの視点

スーパービジョン・ファシリテーション

障がい者ケアマネジメントとチームアプローチ

相談支援体制セルフチェックシート

センター名称	たま基幹相談支援センター
センターの設置形態	1
センターがカバーする市町村数	1
センターがカバーするエリアの人口	213000人

—数字を記入：1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置

中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補完している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●
		市町村	基幹センター	委託相談	自立支援協議会	その他関係機関	
記入上の注意事項： 下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機関が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補完的に担っている機関に○をつけてください。							
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能							
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能							
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	○	●	○		○
		知的障害	○	●	○		○
		精神障害	○	●	○		○
		発達障害	○	●	○		○
		高次脳機能障害	○	●	○		○
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	難病	○	●	○		○
		障害児	○	●	○		○
		世帯の支援が必要なケース	○	●	○		○
		家族支援も必要なケース	○	●	○		○
		地域移行ケース	○	●	○		○
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	自市町村外からの転入(転出)ケース	○	●	○		○
		広域対応が必要なケース	○	●	○		○
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース	○	●	○		○
		触法ケース	○	●	○		○
		相談支援専門員からの相談対応	○	●	○		○
	計画相談支援の推進	ケース会議出席	○	●	○		○
		事例検討実施	○	●	○		○
		委託のスーパーバイズ	○	●	○		○
		基本相談マニュアル・Q&A作成	○	●	○		○
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	○	●	○		○
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	人材育成	通常のケースの計画相談実施	○	●	○		○
		専門性が高いケースの計画相談実施	○	●	○		○
		計画の検証	○	●	○		○
		計画のスーパーバイズ	○	●	○		○
		研修の企画運営	○	●	○		○
	協議会事務局	指定事業所の連携推進	○	●	○		○
		計画相談マニュアル・Q&A作成	○	●	○		○
		サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援	○	●	○		○
		研修の企画運営	○	●	○		○
		相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)	○	●	○		○
④権利擁護・虐待防止	当事者活動の推進・支援	サビ管研修の企画運営	○	●	○		○
		交換研修・インターンシップの受け入れ	○	●	○		○
		指導者養成研修への参加	○	●	○		○
		全体企画運営	○	●	○		○
		各市町村・各区協議会への参加	○	●	○		○
	行政との連携	圏域協議会への参加	○	●	○		○
		障害福祉計画の策定及び進捗管理	○	●	○		○
		研修の企画運営	○	●	○		○
		ピアサポーターによる相談支援の支援	○	●	○		○
		ピアサポート活動への支援	○	●	○		○
⑤その他	地域相対支援の推進	行政との役割分担の明確化	○	●	○		○
		福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携	○	●	○		○
		市町村窓口との一体化(一本化)	○	●	○		○
		療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等	○	●	○		○
		ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等	○	●	○		○
	体制整備のコーディネート	医療機関	○	●	○		○
		発達障害者支援センター	○	●	○		○
		地域包括支援センター、介護保険事業所等	○	●	○		○
		地域相談のスーパーバイズ	○	●	○		○
		研修の企画運営	○	●	○		○
⑥その他	地域の実態把握	地域相談マニュアル・Q&A作成	○	●	○		○
		住居サポート事業の受託	○	●	○		○
		精神科病院訪問	○	●	○		○
		入所支援施設訪問	○	●	○		○
		権利擁護に関する地域の実態把握	○	●	○		○
	虐待防止センター機能	権利擁護に関する地域への普及・啓発	○	●	○		○
		通報受付	○	●	○		○
		緊急一時保護場所調整	○	●	○		○
		夜間通報受付	○	●	○		○
		相談対応	○	●	○		○
成年後見相談機能	市町村長申立て機能受託	○	●	○		○	
	金銭管理相談対応	○	●	○		○	
	社会福祉協議会	○	●	○		○	
	弁護士会	○	●	○		○	
	司法書士会	○	●	○		○	
情報発信・共有	社会福祉士会	○	●	○		○	
	地域生活定着支援センター	○	●	○		○	
	広報発行	○	●	○		○	
	ホームページ開設・運営	○	●	○		○	
	相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)	○	●	○		○	
基幹センターの体制整備	24時間365日対応	○	●	○		○	
	事務職員の配置	○	●	○		○	
	公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮)	○	●	○		○	
	市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等	○	●	○		○	
	上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)						
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考えられる機能(具体的に記入)							
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)	常勤(4)人、非常勤()人						
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)	常勤()人、非常勤()人。カバー人口に対して必要な人数の配置が必要と思いますが現時点での人数が足りないのは事実ですが、必要人数が何人かはわかりません。						

第2節 カバーエリア人口50万人以上100万人未満の基幹相談支援センター

【実践事例4：福岡県 北九州市障害者基幹相談支援センター】

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

平成8年度に障害者支援センター事業を身体・知的・精神別に、市内の複数の福祉団体・法人に委託。それぞれのセンターごとに「相談・援助、広報活動、ボランティアの育成・支援」を実施。

平成14年に独自で取り組みを行っていた各支援センターの一般財源化を期として、新たに「北九州市障害者地域生活支援センター」として、一カ所に集約。3障がいを対象とする相談援助の拠点として、各関係団体から職員の専任派遣を受けて運営。

同年度に各関係団体からの職員派遣に関して、職員の待遇や勤務形態、業務内容について検討すべく障害福祉課をはじめ、各関係団体の理事長・事務局長らに参加してもらい、センターの運営協議会を形成し、あり方を検討。平成18年度にNPO法人北九州市障害者相談支援事業協会を設立。平成20年に職員を出自からNPO所属に統合化。その後、当該事業の目的や主旨を鑑みて、社会的信用・信頼を高めることの必要性から公益社団法人の認定を受け、現在の法人を設立する。

平成24年10月より、北九州市障害者基幹相談支援センターが開設される。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

設置場所：地域公共施設（ウエルとばた）

北九州市により開設された、公益施設・オフィスの複合施設の6F

設置法人：単一法人委託（公益社団法人 北九州市障害者相談支援事業協会）

設置形態：基幹相談センターと相談支援事業所の重層型

カバーエリア人口：97.68万人（2010年度）

3. 運営方法

委託契約内容

- ① 北九州市障害者基幹相談支援センター事業（障害者相談支援事業）
- ② 北九州市障害者虐待防止センター事業
- ③ 北九州市障害者居住サポート等事業
- ④ 北九州市障害者自立支援協議会事業
- ⑤ 北九州市障害児（者）ホームヘルパースキルアップ研修事業

職員配置

常勤職員：24名 パート職員：3名 相談支援専門員 17名

職員資格

- ① 社会福祉士 12名
- ② 精神保健福祉士 4名
- ③ 保健師（再委託） 2名

4. カバーエリアの相談支援体制

(指定特定・指定一般・指定障害児、市町村直営相談状況等)

基幹相談支援事業所	1 事業所 (市で設置)
委託相談支援事業所	8 事業所
指定特定相談支援事業所	27 事業所
指定障害児相談支援事業所	13 事業所
指定一般相談支援事業所	13 事業所

委託相談支援事業所は、それぞれ専門性によって分かれており、すべて自立支援協議会の定例会に参加している。

指定相談支援事業所は、自立支援協議会で定期的に行われる指定相談支援事業所等連絡会議に参加している。

基本的には、一次的な基本相談は基幹に入るような体制を取っており、その後、指定相談事業所に振っていくようにしている。逆のケースもまれにある。

5. 基幹相談支援センターの業務内容

(1) 基本相談状況

平成 24 年度実績で、基幹相談支援センターが設置された平成 24 年 10 月以降、マスコミ等に取り上げられたこともあり、それまでの月平均に比べ延べ件数が倍増している。

(おおよそ、月 2000 件)、多い月は、3000 件を越えている。

実数では、新規が 236 件、継続が 445 件でおおよそ 700 件ほど。

(2) 計画相談支援状況

基幹相談支援センターでは、計画相談は行っていない。基本的な相談から、計画相談に移行の前のアセスメント等の情報整理を担っているイメージである。

(3) 協議会関連業務状況

市からの委託を受け、自立支援協議会に事務局を置き、運営している。自立支援協議会には、個別支援会議、定例支援会議、指定相談支援事業所等連絡会議、地域ネットワーク部会、権利擁護部会、地域生活支援研究会、事務局会議、総会等を置き、月 1 回～隔月 1 回程度会議を開催。各区役所窓口、委託相談支援機関、指定相談支援事業所等からの報告をうけ、ケースの検討等の研修会や OJT を行っている。

(4) 困難事例への対応状況

基幹相談支援センター内にアドバイスシステムがあり、センターで再委託している保健師や発達障がい専門支援アドバイザーを 3 名に来ていただき、月に 1 回、内部でケース検討や直接的な訪問、外来でのアドバイスを得ている。

また、虐待防止センターでは、平成 24 年 7 月より福岡県弁護士会北九州部会の弁護士と月に 1 回勉強会を行っている。勉強会は、市が主催して行ない、成年後見などの一般の勉強会 (3 ヶ月に 1 回) と虐待に特化した勉強会 (月 1 回) の二手に分かれて行っている。

(5) 広域調整等の連携状況

北九州市は7区で構成されているが、地域包括ケアシステムをにらんだ、高齢者の地域包括地区が24地区あり、その地区を元に職員で地区割りしている。1人の職員が2~3地区受け持つ形で行っており、地区の統括と虐待防止や触法の対応も合わせて行っている。

(6) カバーエリアの相談支援事業所との連携状況

自立支援協議会にて、指定相談支援事業所等連絡会議をおおよそ2ヶ月に1回のペースで行っている。基本的には、基幹相談支援センターがよろず相談・よろず支援ということで相談を受け、内容を精査し、それぞれの事業所に振っていく、またはその逆もあるが、最近は各区役所から指定相談支援事業所へ直接依頼するケースも増えつつある。

会議の中では、初期相談の状況等がある程度報告してもらい、サービスの内容について基幹で確認を行うなどの研修会やOJTを行っている。

(7) 地域移行関連業務状況

平成24年度までは他福祉団体が委託を受けて居住サポート等事業を行ってきたが、平成25年度からは個別給付化されたことにより、住み替えを中心とした事業の委託を受けて実施している。家探し以外の相談については基幹の相談員につないでいる。また、基幹の相談員から住み替えや単身生活についての相談である場合、相談が挙がってくる。地域移行・地域定着の事業所で、住居探しのノウハウがない場合、その協力を行っている。新規相談は月に13~14件。

すぐに住居探しに入れる方は、2割程度となっているため、今後は広報も含めて基幹相談支援センターとして受けた相談から情報整理した上で居住サポート等事業の利用に繋げていく形態を整備していく必要がある。

障がい種別では、精神障がいの方が圧倒的に多い。次いで身体障がい、知的障がいである。

身体障がいは、高齢で、障害者手帳を取得し、ケアマネージャーからの相談が増加した。

北九州では、入居契約の際、すべての人が連帯保証人と保証会社の2つの保証が必要となる。

障がいを持っている場合、その審査が通り辛い。市でも、柔軟にしてもらえよう働きかけてもらってはいる。

市営住宅は困窮者枠があり、緊急性の高い人から優先的に入居できるようになっている。

4月から12月前半までの入居決定者は、民間・市営住宅含めて27名となっている。

(8) 権利擁護・虐待関連業務状況

虐待対応については、基幹相談支援センターと本庁所属になっている虐待対応の専任職員、7区の係長がトライアングルで行っている。7区間で対応の温度差があるため取り組み方の平準化が図りづらい実情がある。

民間の相談機関として虐待防止センターを3ヶ月運営するなかで、夜間・休日等の対応への職員個々の精神的負担が過剰と判断したことから障害福祉課と協議の上で、夜間は民間のテレフォンセンターを利用している。テレフォンセンターの第1連絡先は、基幹相談支援センター長となっている。日中は基幹相談支援センターで対応している。各地区の責任者が1週間を交替で虐待の受付を行っており、連続性を保つ上で受けた人が最後まで対応を行う。相談（通報）は明け方が多い。

(9) 専門相談に関する事業状況

療育・発達障がいについては、北九州市立総合療育センター地域支援室、高次脳障害関連は北九州市発達障害者支援センター、就業・生活センターは北九州障害者仕事サポートセンターが中心となり担っており、必要に応じて基幹相談支援センターが連医を図っている。

(10) サービス管理責任者・サービス提供事業所との連携状況

基幹相談支援センターとしての連携は、今はない。

総会に施設協議会の長に出席してもらい、地域ネットワーク部会に一時期出席してもらい程度である。

(11) 営業時間

営業時間 月曜日～土曜日 9:00～17:45

電話、メール相談は、24時間 365日受け付けている

(パンフレットには、メールアドレスを掲載)

(12) その他特徴的な取り組み状況

北九州市障害者基幹相談支援センターは、全国でも早い段階から基幹型の相談体制をイメージし、相談支援の機能分化をリードしてきた事業所である。理由としては、現在の多様化する相談内容を想定し、相談当事者の負担を軽減するワンストップ型を目標におき、活動してきた結果だと考えられる。

6. 基幹相談支援センターの現状課題

(1) 業務内容に関する事

センター職員のインテークとアセスメントの力を補強していかなければならない。これまで、サービスを組み合わせて利用者に紹介することに慣れすぎていた面が強く、丁寧にインテーク、アセスメントをOJTしていく上では時間を要することから、早い段階で職員個別の相談業務を進めてきたことに要因があると考えられる。研修を重ねても職員個々の相談受付力の向上は急速には習熟できない。

基本相談、サービス等利用計画、専門相談の役割をそれぞれの事業所がいかに担っていくか。

(2) 運営に関する事

全事業公益認定を受けているため、会計の動かしようがないことで、法人会計の財源留保が難しく、現状では立ち上げ時の基本財産が法人の基本財産となっている。今後急激に増加すると思われる指定相談支援事業所連絡会議の参加人数を収容できる会場（100人規模）が不足することが考えられる。

7. 今後の基幹相談支援センターに関する展望・構想、基幹実践してみたいの意見・感想等

基幹は小さくても基幹として確立していく方向になければならない。小さな市町村になると、地域包括支援センターに統合されるのではないかと。

相談支援専門員の更新について、業務命令で来ている人も多い。人材確保が重要。

これからの相談支援専門員に自分たちで人的ネットワークをつくっていく力が必要である。(弁

護士や学識者との)

これからの基幹や委託がやらなければいけないのは、スーパービジョンである。スーパービジョンが出来る人材を基幹や委託は育成する必要がある。そうでなければ、相談支援専門員の質はあがらない。

基幹相談支援センターが受けていく相談は、家庭基盤が脆弱な複数の要支援者がいる家庭、発達障がい、高次脳機能障がい、今後は触法障がい者の課題が迫っている。そういった対象者への支援のながれを DVD や事例集などでモデル化して示していくことで全国的にも各市町村が重要性を感じて貰えれば基幹相談支援センターの設置、全国レベルでの基幹相談支援センターの連携が図られるのではないかな。

基幹相談支援センター機能モデル（相談支援体制整備チェックリスト）							
センター名称	公益社団法人北九州市障害者相談支援事業協会 北九州市障害者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター・北九州市障害者居住サポートセンター						
センターの設置形態	1	←数字を記入：1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置					
センターがカバーする市町村数	北九州市						
センターがカバーするエリアの人口	約98万人						
中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ （●で記入。複数で担っている場合、補完している機関は○）					将来的に基幹センターが担うべき機能に●
		市町村	基幹センター	委託相談	協議会	その他関係機関	
記入上の注意事項：下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機関が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補完的に担っている機関に○をつけてください。							
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能			●				●
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能		○	●	○	○		●
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	○	●		○	●
		知的障害	○	●		○	●
		精神障害	○	●		○	●
		発達障害	○	○	●	○	●
		高次脳機能障害	○	○	●	○	●
	専門性が高いケースへの対応（対応困難事例）	難病	○	●		○	●
		障害児	○	●	○	○	●
		世帯の支援が必要なケース		●		○	●
		家族支援も必要なケース		●		○	●
		地域移行ケース		●		○	●
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	自市町村外からの転入（転出）ケース	●	○			●
		広域対応が必要なケース		○			●
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース	○	○	●	○	●
		触法ケース	○	●		○	○
		相談支援専門員からの相談対応	○	●	○	○	●
	計画相談支援の推進	ケース会議出席	○	●			●
		事例検討実施	○	●	○	○	●
		委託のスーパーバイズ		●			●
		基本相談マニュアル・Q&A作成	○	○	○	○	●
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	○	○	○	●	●
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	人材育成	通常のケースの計画相談実施				●	●
		専門性が高いケースの計画相談実施			●		●
		計画の検証	○	●		●	●
		計画のスーパーバイズ		●		●	●
		研修の企画運営		●		●	●
	協議会事務局	指定事業所の連携推進		●		●	●
		計画相談マニュアル・Q&A作成		●		●	●
		サービス管理・提供責任者（個別支援計画）への支援	●	○			●
		研修の企画運営		●	○	●	●
		相談支援従事者研修の企画運営（ファシリテーター）		●	●	●	●
当事者活動の推進・支援	交換研修・インターンシップの受け入れ		●			●	
	指導者養成研修への参加		●	●	●	●	
	全体企画運営	●	●			●	
	各市町村・各区協議会への参加	●	●			●	
	圏域協議会への参加	●	●			●	
行政との連携	障害福祉計画の策定及び進捗管理	●	●		●	●	
	研修の企画運営	●	●		●	●	
	ピアサポーターによる相談支援の支援		●			●	
	ピアサポート活動への支援		●			●	
	行政との役割分担の明確化	●	●			●	
関係機関との連携	福祉分野以外（教育、医療、保健、就労、住宅等）との連携	●	●		●	●	
	市町村窓口との一体化（一本化）	●	●		●	●	
	療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等		●	●	●	●	
	ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等		●	●	●	●	
	医療機関		●	●	●	●	
④権利擁護・虐待防止	地域相談支援の推進	発達障害者支援センター	●	●	●	●	
		地域包括支援センター、介護保険事業所等	●	●	●	●	
	体制整備のコーディネート	地域相談のスーパーバイズ		●			●
		研修の企画運営		●			●
	⑤その他	地域の把握、関係機関への普及啓発	地域相談マニュアル・Q&A作成		●		●
住居サポート事業の受託				●			●
地域の実態把握		精神科病院訪問		●			●
		入所支援施設訪問		●			●
		権利擁護に関する地域の実態把握		●			●
虐待防止センター機能	権利擁護に関する地域への普及・啓発		●			●	
	通報受付		●			●	
成年後見相談機能	緊急一時保護場所調整	●	●			●	
	夜間通報受付		●			●	
金銭管理機能	相談対応		●			●	
	市町村長申立て機能受託		●			●	
専門機関との連携	金銭管理相談対応		○		○	●	
	社会福祉協議会		●		○	●	
情報発信・共有	弁護士会		●		○	●	
	司法書士会		●		○	●	
基幹センターの体制整備	社会福祉士会		●		○	●	
	地域生活定着支援センター		●		○	●	
上記以外に基幹センターが現在担っている機能（具体的に記入）							
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考える機能（具体的に記入）							
現在の基幹センターの職員体制（常勤換算）		常勤（ 25 ）人、非常勤（ 3 ）人					
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数（常勤換算）		常勤（ ）人、非常勤（ ）人 ※市内を3ブロック化、事務所の分化を図り各15名体制で45名					

【実践事例5：大阪府堺市 障害者基幹相談支援センター】

調査センター：総合相談情報センター

1. 設置の経緯

もともとの地域生活支援センター、18 か所、連絡協議会を持っていたのが基。18 か所が集まって法人（NPO 堺市相談支援ネット）を立ち上げて、平成 24 年 4 月からスタート。18 法人に協力をもらい、相談員をされていた方を出向という形で当法人に来てもらっている。

他の相談員は当法人として直接雇用している。総勢 44 名。出向が 25 名。残りが直接雇用している。

1 年後に元法人に帰る人もいる。3 年間限定で出向という扱い。平成 27 年 3 月には全員出向元へ戻るため、出向の方は 0 人になる。平成 25 年に出向 4 名が当法人の職員に転籍された。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

当法人が基幹相談センター7 か所及び総合センターのみを受託している。指定相談事業は取っているが、実績は 0。総合センターは堺市の建物で、堺市事業団が運営。常勤 3 名、事務局 3 名の体制である。

各区役所の中に、〇〇区基幹相談支援センターが入っている。計 35 名、内常勤 29 名、非常勤 6 名である。発足当初は基幹の認知も少なく件数も少なかったが、今年度は昨年度の倍以上の件数がある。区役所内にあることで、住民に周知されてきたメリットもあり、区役所からの相談をそのまま基幹相談支援センターへつながる。来所のメリットがある。デメリットは土日開所できないこと。ただし、訪問や同行は土日でもやっている。市民が来る区役所で、「障がい」とつくところが基幹相談支援センターのみのため、年金、手帳のことなど、「障がい」がつくと何でも相談が来る状況である。

堺区及び南区が相談員 6 名、東区が相談員 4 名、残りが相談員 5 名。すべてセンター長含む。

3. 運営内容

委託契約内容は以下の通り

- ・基幹センター
- ・地域移行体制整備
- ・居住サポート
- ・権利擁護・虐待防止

職員配置としては別紙の通りだが、社会福祉士が 18 名、精神保健福祉士が 22 名（両方所有者は 5 名）。相談支援現任者が 13 名、指導者が 3 名。精神保健福祉士が多く、課題と考えている。初任者研修は昨年まで直営で研修参加費は 500 円であったが、委託になり 34,000 円に変更となった。基幹センターは指定相談を指導する立場にあるという意味で、大阪府に受けさせて欲しいとお願いした。定員 550 名に対し 1,300 名の申し込みあり、他の指定が人事異動の関係で受けようとしても、新しく指定相談をはじめようとしても、受けられないというのが現状がある。

(1) 基本相談支援状況

相談件数は資料の通り。のべ 6,000 人、30,000 件。堺市の状況として身体障がい者が多い、半数が肢体不自由。自立支援医療の受給者は 12,000 名くらいである。

地域の特徴として、南区は泉北ニュータウン、高度成長期に造成され、高齢になった人や帰国者が多い。もともと堺市の住民でない人も多いため、地域的に要求が高い地域である。あとは人口比だが、美原区は他の区の人口 1/3、理由は堺市が合併したため、まだ地域としては村、田舎として地域社会としての力があり、家族や地域で支えあっている地域である。

相談状況の半数が本人または家族からであり、内容としてはサービス利用支援が多い。その他というのは事業等への問い合わせ、情報提供の件数等である（事業所の空きや GH の同行支援など、分けきれないことがその他になっている）。堺市全体で世帯人員が 2.4 人だが、美原区は 2.7 人。美原区、南区は高齢化が大きい。障がい種別としては、継続相談の登録者数 535 人のうち、知的が 258 人。現状として精神保健福祉士が多い中で、相談の現状と合わないと考えている。これは直接雇用の条件が相談支援従事者研修受講済みとし、社会福祉士または精神保健福祉士を持っている人としたため、精神保健福祉士が多い。来年度も 7～8 名の雇用を考えているが、身体・知的の経験者を条件として、募集方法を工夫していきたい。

土日の相談や早朝が増えてきているのは、精神科病院等への受診同行である。夜間の相談は日中の相談が伸びた場合や本人含むカンファレンスのためである。

なお、障害程度区分認定調査は市の非常勤職員が行っている。

◆協議会

総合相談情報センターはすべての委員として関わっている。また、市全体では年 3 回実施している。

当事者部会は毎月開催している。昨年は平塚市での会議や神戸市が視察に来た。障がい種別ごとに 12 名いる。3 障がい、難病。神戸市にも話に行く予定。

地域生活支援部会は、各事業所の役員や社協の施設部会の代表等で構成し、相談部門として当法人や行政の関係機関などが参加している。

研修担当は、誰を対象にし、誰を講師として、何を行うかを検討している。毎年 1 月の研修部会で、次年度の大枠を決めることにしている。リスクマネジメント研修としては、交通事故や自転車による訪問などの際に気を付けること、道路交通法の改正などもテーマとしている。

事務局会議・運営会議は、全体、各部会の進め方を検討している。

施策推進協議会は、地域生活、就労、障がい児教育、発達などの部会をもち、計画の改定などを議論しており、他に精神保健福祉審議会も関わっている。

区協議会は毎月、関係者、指定事業者、ヘルパー事業者の代表が参加し、ネットワークを大切にしている。各区で区民祭りが区役所主催であり、基幹相談緯線センターや協議会でブースをもらい、周知や授産製品の販売なども実施している。各区で年金相談会、成年後見相談会も開催している。

◆相談支援機能強化事業

社会保険労務士、PT、OT、ファイナンシャルプランナーなどを招いてアドバイスをもらう。例えば、債務整理が必要な障がい者の支援について、相談員が弁護士に相談に行く。必要に応じて本人同席で相談をさせてもらうこともあり、当法人で障害基礎年金の冊子を作成して、とっかかりになるような冊子を作った。堺市には特別支援学校が6校あるため、毎年、高等部3年生の進路相談があり、各校に各相談支援センターが訪問し、グループホームや就労支援など全体的なことを知ってもらうために、年金の冊子を渡して可能性があることを説明している。

(2) 計画相談支援状況

指定特定相談支援事業所が56か所、そのうち8か所が当法人であるが請求はしていない。昨年度まで研修受講料が500円ということもあり、グループホームが指定相談を取ったりしているが、看板だけである。相談内容が落ち着いた段階で、指定相談に計画相談をお願いしている。現実には計画を立てられる事業所が少ないので、各基幹相談支援センターが計画を立てて、落ち着いたら指定に渡しているが、定期的にフォローして新たなニーズを見出す面接を実施している。

指定相談支援事業所によっても実績にばらつきがあり、研修も受けてもらっているが、可能性としては自分の法人サービス利用者だけの計画を立てている可能性が高い。進捗率は17%、大阪府内としては高い方ではないかと思われる。指定相談支援事業所は現実的に1人職場である。1人で何ケース持てるかと試算したが、報酬ベースで考えると、150人。モニタリングをならすと月30件程度のモニタリングとなり、現実的には無理。

サービス等利用計画を立てて、しっかりフォローするなら30人。モニタリングのフォローに少し手を抜いても40人。基幹で計画作って、ぼちぼち落ち着いてきたので、指定に振りたくても受け手がないのが現状である。このままで行くと、基幹相談支援センターがパンクしてしまう。ただし、委託相談支援事業のため人を増やすわけにもいかない。

本来であれば、指定相談支援事業所が増えて計画を立てられれば、基幹相談支援センターが地域の中に入って活動できるが現状ではできない。今は「人を増やして欲しい」や、「全員にiPadを渡して欲しい」とか、「車が足りない」とかの要望が出ており、今年度は各区にアシスト自転車の配置を検討している。

(3) 困難事例への対応状況

家族含めて障がい者、親と子にそれぞれ基幹相談支援センターがついており、一緒に集まり情報共有し、住んでいる区は違ってもトータルで家族の支援になるよう対応している。グループホームの希望がとて多い。グループホームの空き情報を総合センターで集約している。相談のあったケースの情報をもらっておき、グループホームが空いたら各基幹相談支援センターにケースを戻して、体験などの情報をお伝えする対応している。

遷移性意識障がい、若年者、退院させたい、しかし療養介護は入れない。知的障がいもないため重心の短期入所も使えない、といったケースが2件ある。医療機関を見つけても、家族が自宅でみたいと言っているため、利用できるサービスと家族の頑張りになっている現状がある。

(4) 地域移行

本人へ病院外への生活を話したり、少し外に出てもらったりしているが、医療機関が言うには、地域移行できる人はもう移行したとの見解である。しかし、相談員と話すと、家族からの反対で出せないということが分かる。重度の方の在宅支援、制度の充実が必要と感じている。

また、入所施設の場合は、せっかく入ったのに一度地域移行したら、また入られるか心配で退所できない。身障の療護施設にボランティアを連れて行き、腹話術など、施設外の体験をしてもらおう実践をしている。実績一覧以外に、精神科病院からその病院が運営している府ループホーム等への移行が 50 件程度である。

(5) 権利擁護・虐待関係

相談の中では成年後見制度の相談も受ける。今年から社会福祉協議会に権利擁護サポートセンターが成年後見を利用するために、支援や金銭管理などを行っているため役割分担をしている。

今年の 4 月から直営で、障害者支援課内に虐待対応チームができた。8 名体制。24 時間対応。課長代理級以上が電話を持っている。今年の実績支援件数は 26 件。虐待チームが動いたケースはすべて基幹相談支援センターが絡んでいる。障がい絡むと、すべて障がいの虐待チームに繋がって、すべて基幹相談支援センターと一緒にいる形を取っている。

(6) 専門相談との連携

すべて同じ建物内に入っているため、日常的に連携している。総合センターに来た相談で、例えば、高次脳機能障がいと思われると、同じ建物内のセンターで訓練を受けたりする。各機関に区協議会にも参加してもらい情報共有している。

(7) サービス管理責任者・サービス提供事業所等との連携

区の協議会で連携している。

(8) 営業時間

区役所の営業時間と一緒にある。

(9) 特徴的な取り組み

居住サポート事業として、退院が近い人にウィークリーマンションと連携して、1 か月限定で体験生活をしてもらっている。アセスメントしながら、住居を確保して、ヘルパーや訪問看護を入れて体験してもらい、本人や家族と振り返り単身生活へつなげる方法を取っている。今年度実績 5 件、費用は当法人が丸抱え、1 人当たり 10 万円が限度である。対象者の選定とアセスメントは慎重に実施している。本人、家族を巻き込み、年間 10 件が限度だが広げていきたいと感じている。

それと並行して、そこまでしなくても、グループホームに住んでいる利用者が自分で就労系事業所に通って、1 人暮らしできるようなケースは、協力してもらえる不動産一覧に掲載した不動産屋に行き（極端には本人が 1 人で行き）、その内容を不動産者から基幹相談支援センターにフィードバックしてもらおうといった連携がある。ケースによっては DV 被害などもあり、堺市といってもまだまだ地域で理解が進んでいない部分もあるため、民生委員とは協力して地域に説明に行くこともある。

◆課題

基幹相談支援センターは、障がい者も障がい児も相談を受けている。しかし、行政は本庁 2 課あり、それ以外に精神はこころのセンターがある（健康部で部も違う）。子どもは青少年局で局も違う。さらに、難病センターも出来て、障がい重複すると行政のどの窓口に通えばいいか、関係機関が多くて対応が難しい。

◆今後の展開

まずは指定相談支援事業所が増えていかないと展開には至れない。そのために、相談支援従事者研修をできるだけ受けて欲しいが、相談員が増えても基幹相談支援センターが実施している計画作成を、指定相談支援事業所に振れるかが疑問である。そのため、もっと地域に入って、日々の支援をすることは無理かと感じてしまう。

将来的な展望としては、行政の縦割りの横串になりたい。また、次年度の福祉に関する市の長期計画の中で盛り込んでいきたい。地域に箱モノを立てたほうがコスト的にかからない場合もある。小規模多機能を各区に 2 か所くらいなどが考えられる。

◆地域資源の開発

各区協議会で実践している。たとえば、西区では西区資源マップを作成。事業所の一覧に加えて、車いすで使えるレストランや障がい者が使える映画館など掲載する。また、堺健康プラザのロビーに検索機があるが、今年から訪問看護を入れたりしたが、各法人の意向もあり情報が十分ではない。当事者部会が立ち上げているブログで理解のあるレストランも紹介している。当事者部会でシール（障がい者の使用可能）を作って貼らせてもらっているが、周知されているかとなるとまだまだであり、タブレット端末や音声認識による情報ツールの導入も必要と感じている。

センター名称	堺市総合相談情報センター								
センターの設置形態	1	←数字を記入：1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置							
センターがカバーする市町村数	1（市内7か所の基幹相談センターがカバー）								
センターがカバーするエリアの人口	64.2万人	◎は行政と基幹が役割分担の上、主体的に実施							
中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補充している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●		
記入上の注意事項：下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機能が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補充的に担っている機関に○をつけてください。		市町村	基幹センター	委託相談	自立支援協議会	その他関係機関			
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能			●				●		
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能		○	●	○					
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	◎	◎	○	○	◎		
		知的障害	◎	◎	○	○	◎		
		精神障害	◎	◎	○	○	◎		
		発達障害	◎	◎	○	○	◎		
		高次脳機能障害	◎	◎	○	○	◎		
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	難病	◎	◎	○	○	◎		
		障害児	◎	◎	○	○	◎		
		世帯の支援が必要なケース	◎	◎	○	○	◎		
		家族支援も必要なケース	◎	◎	○	○	◎		
		地域移行ケース	◎	◎	○	○	◎		
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	自市町村外からの転入(転出)ケース	◎	◎	○	○	◎		
		広域対応が必要なケース	◎	◎	○	○	◎		
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース	◎	◎	○	○	◎		
		触法ケース	◎	◎	○	○	◎		
		相談支援専門員からの相談対応	◎	◎	○	○	◎		
	計画相談支援の推進	ケース会議同席	◎	◎	○	○	◎		
		事例検討実施	◎	◎	○	○	◎		
		委託のスーパーバイズ	◎	◎	○	○	◎		
		基本相談マニュアル・Q&A作成	◎	◎	○	○	◎		
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	◎	◎	○	○	◎		
人材育成		通常のケースの計画相談実施	◎	◎	○	○	◎		
		専門性が高いケースの計画相談実施	◎	◎	○	○	◎		
		計画の検証	◎	◎	○	○	◎		
		計画のスーパーバイズ	◎	◎	○	○	◎		
		研修の企画運営	◎	◎	○	○	◎		
協議会事務局	指定事業所の連携推進	◎	◎	○	○	◎			
	計画相談マニュアル・Q&A作成	◎	◎	○	○	◎			
	サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援	◎	◎	○	○	◎			
	研修の企画運営	◎	◎	○	○	◎			
	相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)	◎	◎	○	○	◎			
当事者活動の推進・支援	サビ管研修の企画運営	◎	◎	○	○	◎			
	交換研修・インターンシップの受け入れ	◎	◎	○	○	◎			
	指導者養成研修への参加	◎	◎	○	○	◎			
	全体企画運営	◎	◎	○	○	◎			
	各市町村・各区協議会への参加	◎	◎	○	○	◎			
行政との連携	圏域協議会への参加	◎	◎	○	○	◎			
	障害福祉計画の策定及び進捗管理	◎	◎	○	○	◎			
	研修の企画運営	◎	◎	○	○	◎			
	ピアサポーターによる相談支援の支援	◎	◎	○	○	◎			
	ピアサポート活動への支援	◎	◎	○	○	◎			
関係機関との連携	行政との役割分担の明確化	◎	◎	○	○	◎			
	福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携	◎	◎	○	○	◎			
	市町村窓口との一体化(一本化)	◎	◎	○	○	◎			
	療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等	◎	◎	○	○	◎			
	ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等	◎	◎	○	○	◎			
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	医療機関	◎	◎	○	○	◎			
	発達障害者支援センター	◎	◎	○	○	◎			
	地域包括支援センター、介護保険事業所等	◎	◎	○	○	◎			
	地域相談のスーパーバイズ	◎	◎	○	○	◎			
	研修の企画運営	◎	◎	○	○	◎			
④権利擁護・虐待防止	地域相談マニュアル・Q&A作成	◎	◎	○	○	◎			
	住居サポート事業の受託	◎	◎	○	○	◎			
	体制整備のコーディネート	◎	◎	○	○	◎			
	地域の把握、関係機関への普及啓発	◎	◎	○	○	◎			
	精神科病院訪問	◎	◎	○	○	◎			
⑤その他	入所支援施設訪問	◎	◎	○	○	◎			
	権利擁護に関する地域の実態把握	◎	◎	○	○	◎			
	権利擁護に関する地域への普及・啓発	◎	◎	○	○	◎			
	通報受付	◎	◎	○	○	◎			
	虐待防止センター機能	◎	◎	○	○	◎			
	緊急一時保護場所調整	◎	◎	○	○	◎			
	夜間通報受付	◎	◎	○	○	◎			
	成年後見相談機能	◎	◎	○	○	◎			
	相談対応	◎	◎	○	○	◎			
	市町村長申立て機能受託	◎	◎	○	○	◎			
金銭管理機能	◎	◎	○	○	◎				
金銭管理相談対応	◎	◎	○	○	◎				
社会福祉協議会	◎	◎	○	○	◎				
弁護士会	◎	◎	○	○	◎				
司法書士会	◎	◎	○	○	◎				
社会福祉士会	◎	◎	○	○	◎				
地域生活定着支援センター	◎	◎	○	○	◎				
情報発信・共有	◎	◎	○	○	◎				
広報発行	◎	◎	○	○	◎				
ホームページ開設・運営	◎	◎	○	○	◎				
相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)	◎	◎	○	○	◎				
24時間365日対応	◎	◎	○	○	◎				
事務職員の配置	◎	◎	○	○	◎				
公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮)	◎	◎	○	○	◎				
市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等	◎	◎	○	○	◎				
上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)									
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考えられる機能(具体的に記入)									
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)		常勤(25)人、非常勤(6)人							
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)		常勤()人、非常勤()人不明確な部分が多く回答不能							

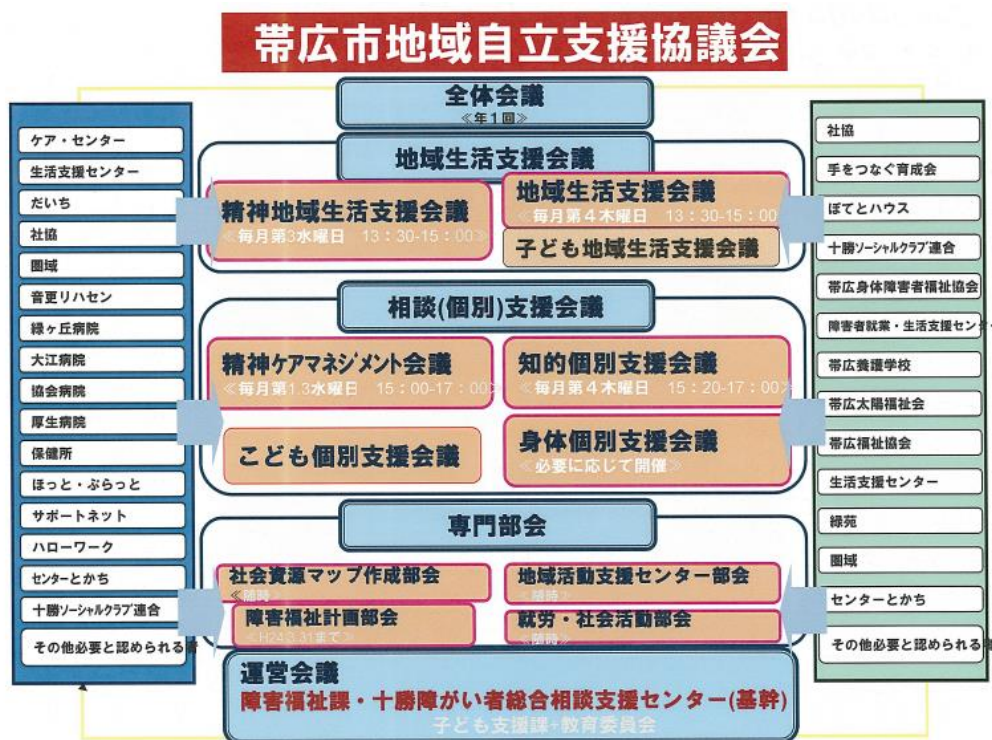
第3節 カバーエリア人口30万人以上50万人未満の基幹相談支援センター

【実践事例6：北海道帯広市 十勝障がい者総合支援センター】

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

帯広市自立支援協議会を立ち上げたときから、将来的に市内の相談支援の基盤整備が進み事業所が複数になった際に、全体を把握し、事業所間のコーディネートをする機能、人材育成・養成・研修機能、相談支援を評価する機能等（基幹的機能）が必要であるという課題意識を持っていた。基幹的機能は自立支援協議会でも果たせるが、具体的な困難事例対応までを想定した場合には、特定法人が責任を持って対応したほうが効果的であるため、国の施策動向もふまえ、平成24年4月にセンターを設置した。

（参考：帯広市地域自立支援協議会の組織図）



2. 基幹相談支援センターの設置状況

設置場所：地域公共施設（市民活動プラザ六中）

閉校した中学校の建物を活用し、10以上の民間福祉事業所・文化団体等が帯広市の支援を受けながら、地域の支え合い体制づくりの拠点として多様な活動を展開している。また、広く市民に活用してもらうためのソフト事業推進室を設け、喫茶や食堂の運営と市民に関心を持たれる様々な行事を企画している。基幹運営法人を含む3つの法人がコンソーシアム（企業体）を組織して、指定管理を受けている。

設置法人：単一法人委託

設置形態：基幹相談センターと委託・指定相談支援事業所機能の併設型

基幹受託法人は、帯広市から基幹相談支援センターのほか、十勝圏域地域づくりコーディネ

ーター [アドバイザー事業を継承した北海道単独事業。圏域の1市16町2村、人口36万人をカバー]、圏域内他町の委託相談支援事業も受託している。これらの事業すべてを1事業所で実施しているため、業務状況に応じて相互支援が可能である。

カバーエリア人口：17万人

3. 運営方法

委託契約内容

市の相談支援体制の強化を図るため、相談体制が設けられている関係各機関及び団体等の相談支援に対し、総合的に必要な調整及び支援等を行いながら、相談支援事業の中核的役割を担う基幹事業を実施する。具体的な内容は以下の通り（仕様書の項目）。

- ① 指定相談支援事業所等の相談支援対応
- ② 計画相談支援等の課題整理
- ③ 相談支援専門員研修の実施
- ④ 成年後見制度利用支援
- ⑤ 広域利用に係る検討会議等の実施

職員配置（常勤兼務8人、非常勤兼務3人）

- | | |
|-----------|-----|
| ① 相談支援専門員 | 10名 |
| ② 事務職員 | 2名 |

職員資格

- | | |
|------------|--------------|
| ① 社会福祉士 | 4名 |
| ② 精神保健福祉士 | 5名 |
| ③ 介護支援専門員 | 3名 |
| ④ 初任者研修修了者 | 10名 |
| ⑤ 現任研修修了者 | 5名 |
| ⑥ その他国家資格 | 3名(看護師1名を含む) |

4. カバーエリアの相談支援体制

(指定特定・指定一般・指定障害児、市町村直営相談状況等)

基幹相談支援事業所	1事業所	
委託相談支援事業所	2事業所	(うち1つは基幹)
指定特定相談支援事業所	6事業所	※委託相談支援事業所2ヶ所以外の
指定障害児相談支援事業所	4事業所	相談支援専門員は施設等との兼務であり、
指定一般相談支援事業所	6事業所	稼働率に限界がある。

5. 基幹相談支援センターの業務内容

帯広市からの委託であるが、帯広市は十勝圏域唯一の市であるため、圏域のけん引役として圏域内の他町村の研修受講等も受け入れている。

(1) 指定相談支援事業所等の相談支援対応

指定相談支援事業所（児童含む）、就業・生活支援センター、医療機関、当事者団体、行政機関等からの困難事例相談に対し、調整支援、助言指導を実施するとともに、相談支援体制の課題等を整理し、報告する。

市内の各事業所から随時相談を受けており、利用者の対応、相談の受け方の支援、情報提供を行っている。相談支援事業所、就労系事業所からの問い合わせが多いが、町村などからも問い合わせがある。

(2) 計画相談支援等の課題整理

個別給付される計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援に係るケアプラン、モニタリング等の検証を行い、課題等を把握するとともに、その解消に必要となる事項について整理する。

計画相談が始まった時に実働できる相談支援事業所が基幹併設の事業所だけだったため、初期の困難事例をすべて担当することになり、既に飽和状態である。

(平成 25 年 9 月末時点で指定特定相談支援：35 件、指定障害児相談支援：3 件、指定一般相談支援：5 件) 計画を立てるべき 2,000 件のうち、現時点で完了しているのは 300 件程度のため、今後の課題として、自立支援協議会または、基幹が主催する研修会で協議の場を設ける予定である。

(3) 相談支援専門員研修の実施

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要であることから、①計画相談支援等の課題性を踏まえた人材育成研修、②資質向上及びスキルアップを図るため必要なスーパービジョンを実施する。

市内の相談支援事業所 6 ヶ所の 10 数人が集まり、毎月 1 回の定例研修会で、これまでの支援方法や現在進行中の相談の受け方、対応方法などを持ち寄って共有している。そのほか、随時（不定期）の研修会もある。

人材育成の場としては、自立支援協議会の相談（個別）支援会議でのケース検討、十勝圏域地域づくりコーディネーターが広域で 2、3 ヶ月に 1 回主催する研修も有効に活用されている。

(4) 成年後見制度利用支援

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用に要する経費について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者の把握に努め、必要な支援を実施する。

現在支援している対象者のうち、成年後見制度を利用している方がいる場合に支援している（これまでで 2、3 名程度）。

権利擁護について、帯広市では市民後見人も活動を始めている。虐待は上まで報告があがってくるようなケースは今のところない。

(4) 広域利用に係る検討会議等の実施

十勝圏域で各種福祉サービスを利用する当事者、及び関係事業所の課題を検討する会議を実施し、より効率的・効果的なサービス利用の促進を図るために必要な調整を行う。

十勝圏域内外（札幌市などを含む）から相談を受け、当事業所での支援を依頼された場合など、当該町村と一緒に課題を共有し、考えている。個別対応が主であるが、道委託の広域ネットワーク会議でも報告している。

営業時間

営業時間 月曜日～金曜日 9：00～17：30

24 時間体制で相談支援専門員の当番制による電話転送相談

6. 今後の基幹相談支援センターに関する展望・構想、基幹実践してみたいの意見・感想等

圏域単位での基幹的機能の必要性を感じる。自治体規模に応じて圏域≒単一市町村の場合もあれば、圏域に複数市町村にまたがる場合もある。十勝圏域の小規模町村を見ていると、市町村単位では情報に限りがあり、相談支援専門員等の人材も少ないため、単一市町村で基幹の取り組みを進めるのは難しい印象である。

小規模市町村では、行政担当者が長年相談支援に従事していて、入口でのトリアージ（事例の振り分け）はうまく機能しているところもある。そうした自治体では、基幹相談支援センターを新たに作る必要は感じていないかもしれないが、民間法人に委託したほうが人事異動等があっても、トリアージ機能の継続性が担保される。また、人材育成や事業所支援は、行政では対応が難しいため、民間委託が有効である。

基幹相談支援センターができて、住民にとっての最初の相談窓口は市町村行政であり、市町村が相談支援を行うことは本来の業務であることを銘記すべきである。

帯広市の場合、以前から自立支援協議会の事務局として実施してきた業務が、基幹として明確に予算措置されたものが多く、基幹として新たに始めた業務は研修のみである。

その意味では、行政全体で予算削減の流れがある中で、予算の新規獲得ではなく、いかに既存事業の予算を維持していくかの方が課題である。

今後は、独立型の相談支援事業所を地域に多く作っていきたい。それぞれの事業所が相談支援事業所として自立して運営できることが重要である。基幹はソフト機能、最低限の調整機能を持つばよく、あまり大きくなる必要はない。

個別給付には限界があるので、相談支援事業、基幹相談の機能を果たすための人材の確保のための財源を改めて検討する必要がある。

センター名称	十勝障がい者総合相談支援センター							
センターの設置形態	!		←数字を記入:1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置					
センターがカバーする市町村数	19(1市17町1村)							
センターがカバーするエリアの人口	352,281人(H23年12月31日現在)							
	中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補充している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●
記入上の注意事項: 下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機関が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補充的に担っている機関に○をつけてください。								
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能				●				●
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能			○	●	○			
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	●	●	●	○	○	
		知的障害	●	●	●	○	○	
		精神障害	●	●	●	○	○	
		発達障害	●	●	●	○	○	
		高次脳機能障害	●	●	●	○	○	
	専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)	難病	●	●	●	○	○	
		障害児	●	●	●	○	○	
		世帯の支援が必要なケース	●	●	●	○	○	
		家族支援も必要なケース	●	●	●	○	○	
		地域移行ケース	●	●	●	○	○	
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	自市町村外からの転入(転出)ケース	●	●	●	○	○	
		広域対応が必要なケース	●	●	●	○	○	
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース	●	●	●	○	○	
		触法ケース	●	●	●	○	○	
		相談支援専門員からの相談対応	●	●	●	○	○	
	計画相談支援の推進	ケース会議出席	○	○	○	○	○	
		事例検討実施	○	●	●	○	○	
		委託のスーパーバイズ		●				
		基本相談マニュアル・Q&A作成	●	○				
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	●	○				
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	委託相談の後方支援	通常のケースの計画相談実施			●			●
		専門性が高いケースの計画相談実施			●			○
		計画の検証		●	○			
		計画のスーパーバイズ		●	○			
		研修の企画運営		●				
	協議会事務局	指定事業所の連携推進		●	○			
		計画相談マニュアル・Q&A作成	●					
		サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援		●				
		研修の企画運営		●				
		相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)		●				
当事者活動の推進・支援	サバ管研修の企画運営		●					
	交換研修・インターンシップの受け入れ		●	○				
	指導者養成研修への参加		●	○			○	
	全体企画運営	●		●				
	各市町村・各区協議会への参加			●				
行政との連携	障害福祉計画の策定及び進捗管理			●				
	研修の企画運営			●				
	ピアサポーターによる相談支援の支援			●				
	ピアサポート活動への支援			●			○	
	行政との役割分担の明確化	○	●	●				
関係機関との連携	福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携		○	●				
	市町村窓口との一体化(一本化)			●				
	療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等	●	●	●			○	
	ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等		●	●				
	医療機関	○	●	○			○	
④権利擁護・虐待防止	地域相談支援の推進	発達障害者支援センター	○	●	○			
		地域包括支援センター、介護保険事業所等	●	○				
	体制整備のコーディネート	地域相談のスーパーバイズ		●				
		研修の企画運営		●				
	地域の把握、関係機関への普及啓発	地域相談マニュアル・Q&A作成	●					
住居サポート事業の受託				●				
⑤その他	地域の実態把握	精神科病院訪問			○	●		○
		入所支援施設訪問			○	●		○
	虐待防止センター機能	権利擁護に関する地域の実態把握						
		権利擁護に関する地域への普及・啓発						
	成年後見相談機能	通報受付	●					
		緊急一時保護場所調整	●					
	金銭管理機能	夜間通報受付	●					
		相談対応	●	●	○			
	専門機関との連携	市町村長申立て機能受託	●					
		金銭管理相談対応	○	○	●			○
情報発信・共有	社会福祉協議会	○	●	○			○	
	弁護士会							
	司法書士会							
	社会福祉士会							
	地域生活定着支援センター							
基幹センターの体制整備	広報発行			●				
	ホームページ開設・運営			●				
	相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)	○	●	○				
上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)								
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考える機能(具体的に記入)								
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)			常勤(8)人、非常勤(2)人					
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)			常勤()人、非常勤()人					

【実践事例7：埼玉県 川越市障害者相談支援センター】

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

川越市では、地域療育等相談支援事業、市町村障害者生活支援事業を別々の法人に委託して事業を行ってきたが、平成11年度より、相談者の利便性を考慮し、月2回の総合相談会をスタートさせた。地域の相談ニーズに応じ相談会に参加する事業体が徐々に増え、最終的には知的・身体・精神・就労の相談支援事業者と、川越市社会福祉協議会による障害者総合連絡調整会議の要綱が作成され、相談支援体制を整備充実させてきた。

平成18年度には、多様化する相談内容、障害者自立支援法施行などに伴い、委託相談支援事業所の再構築を進めた。障がい種別に関わらない相談、アウトリーチによる相談、ワンストップ窓口による相談など、大きな方針を示すことで、現在の体制への基盤を整備したのとも考えられる。事業所の選定にあたっては、プロポーザル方式を導入したため、川越市の大きな方針を関係する事業体へ示す、良いきっかけにもなったと考えられる。

一方、平成19年10月に自立支援協議会が設置され、ワンストップ型で質の高い相談支援事業の、具体的なあり方が検討された。その結果、4法人による機能型（協働型）の基幹相談支援センターをもう一步進め、4法人より独立した型の基幹相談支援センターのあり方を川越市に提言し、現在は、その提言に向けた体制整備を進めている。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

設置場所：地域公共施設（川越市福祉サポート連雀町1F）

（建物2F部分に地域包括支援センター、子育てサロン）

設置法人：川越市が設置。委託相談支援事業所4法人による機能型（協働型）基幹センター

設置形態：川越市、川越市地域自立支援協議会において方針が検討され、委託相談支援事業所をサテライトに位置づけ機能型基幹相談支援センターはその中心としている。委託相談支援事業の3法人からそれぞれ1名ずつ主任相談支援専門員を指名、その中で業務推進者1名、副業務推進者2名を決め、何かの判断が必要な場合の決定は、3名の合議によるものとしている。あくまでも機能型（協働型）基幹相談支援センターであることから責任者は置いておらず、川越市障害者福祉課課長が責任者となっている。）

カバーエリア人口：約35万人

3. 運営方法

委託契約内容

- ① 基本相談（福祉サービス利用援助・困難ケース対応）
- ② 委託相談支援事業所、指定特定・指定一般・障害児相談支援事業所のネットワークづくり
- ③ 市内関係機関とのネットワークづくり

職員配置

① 相談支援専門員 10名

職員資格

① 社会福祉士	6名	※相談支援専門員
② 精神保健福祉士	3名	※ 〃
③ 臨床心理士	1名	※ 〃

4. カバーエリアの相談支援体制

委託相談支援事業所（機能型基幹センター）	4事業所
指定特定相談支援事業所	5事業所（うち4事業所が委託相談支援事業所）
指定障害児相談支援事業所	5事業所（ 〃 ）
指定一般相談支援事業所	5事業所（ 〃 ）

※特定・障害児・一般は重複カウント

（指定設置法人 5法人 相談支援専門員 13名 相談支援員 2名）

5. 基幹相談支援センターの業務内容

（1）基本相談状況

平成21年度から実施している現在の形での相談支援体制は、障がいのある当事者や家族、地域の保健・医療・教育・司法・児童福祉・高齢福祉分野にも浸透され、障がい者の相談支援の入り口として、毎月10件前後の新規の基本相談が入っている。

（2）計画相談支援状況

川越市での計画相談実施状況としては、兼務も含め15名の相談員を計画相談担当、委託相談担当、基幹推進担当の3つの役割で分担し、主に計画相談担当を中心に計画相談支援が進められている。但し、委託相談支援事業所で継続して関わる必要があるケースについては、委託相談担当や基幹推進担当で計画作成がおこなわれ、平成26年1月末現在で全体の約49%の実施状況となっている。

（3）協議会関連業務状況

川越市地域自立支援協議会は、全体会、正副部会長会議（運営会議）、各部会により構成され平成19年10月よりスタートしている。事務局は川越市障害者福祉課で委託相談支援事業所の相談員はオブザーバー参加での協議会へ関わっている状況。

全体会としては年度初めと年度末の年2回の開催となっており、協議会のハンドリングは運営会議である正副部会長会議と事務局の障害者福祉課で2ヶ月に1回行なっている状況。部会はくらし部会、まちづくり部会、しごと活動部会の3部会が年4～5回部会の状況に応じて行われている。

基幹相談支援センターから自立支援協議会に相談実績の報告、地域課題の報告が行なわれている。地域課題については、毎週月曜日の午前中にグループスーパービジョンの中で、取り上げた事例に地域課題があるかの確認をし、月1回相談支援事業所と障害者福祉課で蓄積されたケースの課題分析、支援センターで取り組むべきこと、自立支援協議会に報告することなどの整理をしたうえで各部会の中で報告を行なっている。

(4) 困難事例への対応状況

困難ケースや新規ケースへの対応については、相談員1人で担当していく形ではなく、主担当、副担当の相談員で関わり、2人の相談員で見立てを行なう形をとっている。新規ケースが特に問題なければ1人の相談員で対応していき、困難ケースであれば継続して主担当、副担当の相談員が対応する。方針や対応に行き詰った場合は、毎週1回のグループスーパービジョンに事例を提出し、全相談員で共有しながら、問題や課題を明らかにし対応策や打開策の選択を増やし、担当者が優先順位を決めて対応していく。

(5) 広域調整等の連携状況

1市単独型の体制のため広域調整はしていない。相談員の個々の意識で埼玉県相談支援専門員協会等の団体に所属し、県内の相談支援事業所の相談支援専門員との繋がりやスキルアップ、情報交換を行なっている。

(6) カバーエリアの相談支援事業所との連携状況

市内の委託相談支援事業所は、基幹相談支援センターを中心に相談支援の業務を実施しているため、法人が違って同じチームとして働いている意識になっている。各委託相談支援事業所で考えるという形はなく、基幹相談支援センターの中で考えるという意識が各相談員に浸透している。

計画相談を中心に行なう事業所についても、基幹相談支援センターで行なっているグループスーパービジョンへの出席や計画相談担当者会議、地域課題検討会議で、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所が共働することが多く連携が取れている状況。計画相談で契約した相談者に対する支援が自事業所で進められない場合も基幹相談支援センターのスタッフが一緒に関わる等ケースを通しての連携も作られている。

(7) 地域移行関連業務状況

平成21年からの体制であることから精神科病院との繋がりもあり、市内の精神科病院から委託相談支援事業所に連絡が入り支援を行なっている。その経過から地域相談の流れに乗せられていないケースもあり、今年度は1月末現在で4件の実施のみとなっている。4件の実績については、昨年度まで埼玉県精神障害者地域移行支援事業の委託を受けていた事業所が行なった実績である。

入所施設からの地域移行する地域相談のケースについては、平成25年度の実績はない。

これらのことから、地域相談の中で進めていく部分としては課題となっている。

(8) 権利擁護・虐待関連業務状況

障がいのある方の権利擁護に関する相談についても、ワンストップで相談支援を行なっている事から基幹相談支援センターが入り口となるケースも少なくない。

解決が難しい相談事例として自立支援協議会の部会で数値化し、代表的な事例と一緒に報告した結果、自立支援協議会でプロジェクト化され、専門性と独立性が必要という結論に達し、平成24年度には地域自立支援協議会から川越市に、権利擁護支援センターの設置に向けた提言が提出されている。

現在進行形で動いているケースについては川越市障害者福祉課と連携しながらケースとの関わりを継続している。また、成年後見に関する相談についても川越市障害者福祉課や社会福祉

士会、法テラスや弁護士等と連携し役割分担しながら対応している。

虐待ケースについては、川越市社会福祉協議会が虐待防止センターを設置しており、虐待ケースがあった場合の窓口として動き、川越市障害者福祉課との連携によってコアメンバー会議が開かれ、必要に応じ基幹相談支援センターにも連絡が入り福祉サービスの調整などの関わりを持っている。

(9) 専門相談に関する事業状況

療育に関する専門相談は川越市では公立の児童発達支援センター（福祉型）が設置されており、児童発達支援センターでの相談を受けているが、財政的にも人材的にも基盤整備が追い付いていない部分が課題。

発達障がい専門相談については埼玉県発達障害者支援センターとの事例検討を2ヶ月に1回実施している。相談員だけではなく、地域のサービス提供事業所、特別支援学校の教員等が支援を進めていく上で専門的な助言を受けたい場合などにも広げて行なっている。

高次脳機能障害については相談件数自体が少ないが、埼玉県リハビリテーションセンター内の高次脳機能障害者支援センターがあり、ケースの能力評価等で相談するケースが数ケースある程度。主治医との結びつきの方が強くサービス提供事業所と一緒に動いている。

就労については、川越市内には市が設置した障害者就労支援センターと埼玉県が市内法人に委託した障害者就業・生活支援センターの2か所がある。支援センターで就労関係の相談が入った際には就業・生活支援センターと連携しながら就労支援を行なうケースがほとんどである。

(10) サービス管理責任者・サービス提供事業所との連携状況

地域課題検討会議において、相談員が対応に苦慮するケースや課題として捉えている問題（医療的ケアや行動障がいを伴うケースへの支援など、相談員が対応に苦慮しているケース）についてヘルパー事業所のヘルパーやグループホームのスタッフを集め情報交換会を開き、1～2回課題共有を行なっている。また基幹センター設置以前から、個別支援やケア会議において長年連携を図ってきた経過がある。新規事業所も増えていく中で基幹相談支援センターのそうした動きを作ることで連携強化に繋げている。

(11) 営業時間

営業時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～12:00

休日 日曜日 祭日 年末年始

(12) その他特徴的な取り組み状況

平成14年度より支援費制度の開始に向けて、障害者生活支援センターと川越市、川越市保健所が中心になり、月に1回のインフォーマルの勉強会が開始される。開始当時は、川越のランドデザインを考えるとという内容に発展し、少しずつ参加者が増え、市内の児童、高齢、障がい分野の相談員、教員、弁護士、医療機関ソーシャルワーカー、行政分野の相談業務に関わる専門職、社会福祉協議会職員に広がり、他分野のソーシャルワーカーの顔の見える勉強会になり、現在も継続している。

6. 基幹相談支援センターの現状課題

(1) 体制について

機能型（協働型）基幹相談支援センターという事で4法人が集まって業務を行なっていると

いう状態で、基幹相談支援センターとして独立性が担保されていない。また、4 法人が並列の関係で責任者がいない中で業務が行なわれていることから、グループ的な位置づけともいえる。組織としての意思決定や判断、最終的な責任なども内容や対応した相談員の所属先となり、普段業務を見ていない各法人の管理者又は障害者福祉課長となる事から、組織としては脆弱な体制となっている。また、このことから自立支援協議会の中で総合相談センターとして独立させる構想が提言書によって示され、現在進めている状況である。

(2) 運営に関する事

計画相談の開始に伴い、新規の特定相談支援事業所の開拓が進まず、基幹相談支援センターに入っている委託相談支援事業所の相談員の計画作成が増えている。このため、本来委託相談支援事業所で対応するような継続支援が必要なケースの丁寧な相談に影響が生じている。また、委託相談支援事業所の新規ケースを誰が受けるかという部分では、全ての相談員のスケジュール調整が厳しく、対応できる余裕がない事から緊急性が低いケースについては、ファーストインテークまでに時間がかかってしまうような状況になっている。

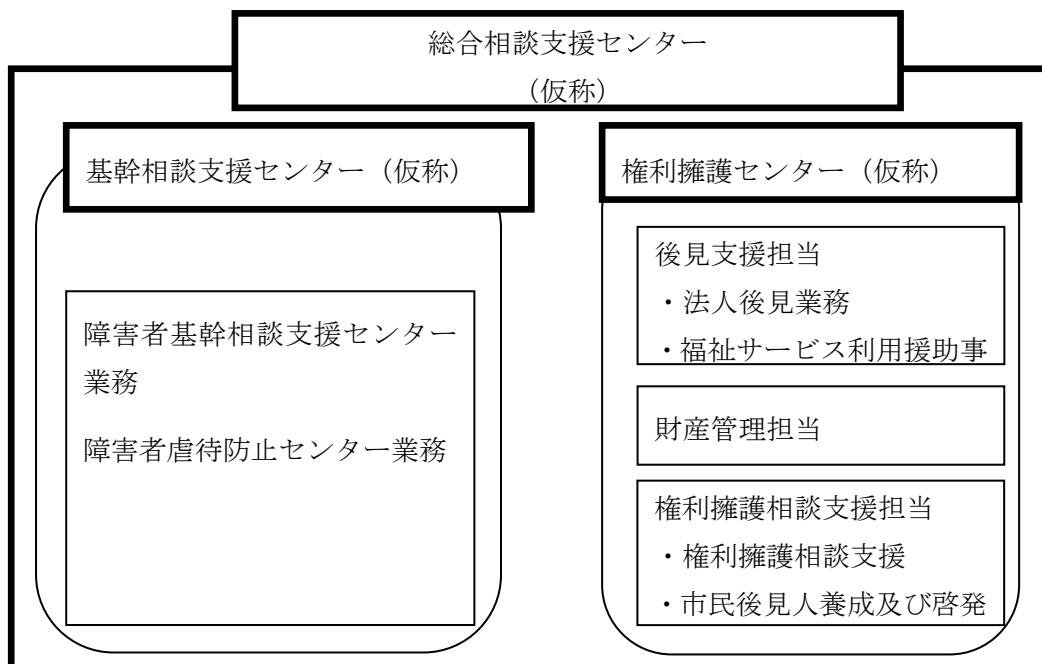
(3) その他（市町村・地域からの要望等も含む）

市からは、高い専門性を持って相談支援を行なっているとといった一定レベルの評価を受けているが、地域（相談者、関係機関）からは担当の相談員が捕まらないなどの苦情も少しずつ出ている。相談内容によっては繋げ先がなかったり、繋げるべき機関の対応が弱かったりする場合の受け皿としての要望もある。

7. 今後の基幹相談支援センターに関する展望・構想、基幹実践してみでの意見・感想等

川越市障害者相談支援センターで法人格を持ち、責任者を置いた中で運営を行ない組織として独立していく形が必要である。個別支援はもちろん地域づくりについても組織としてのビジョンを明確にし、全職員の目標を揃える事や指示命令系統をしっかり持たせるといった形が必要である。

当事者の意思決定支援や権利擁護に対する意識を高めた相談支援を実施していくため、権利擁護支援センター、虐待防止センター、基幹相談支援センターを柱にした総合相談体制を官民共働で作っていく必要を感じる。



センター名称	川越市障害者相談支援センター(機能型基幹センター)								
センターの設置形態	1	←数字を記入:1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置							
センターがカバーする市町村数	1市								
センターがカバーするエリアの人口	348,578人(平成26年31日現在)								

中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補完している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●	
		市町村	基幹センター	委託相談	協議会	その他関係機関		
記入上の注意事項: 下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているかを記載してください。一つの機関が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補完的に担っている機関に○をつけてください。								
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能								
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能								
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	○	●				●
		知的障害	○	●				
		精神障害	○	●				
		発達障害	○	●				
		高次脳機能障害	○	●				
	専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)	難病	○	●				
		障害児		○			●	
		世帯の支援が必要なケース	○	●				
		家族支援も必要なケース	○	●				
		地域移行ケース	○	●				
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	自市町村外からの転入(転出)ケース	○	●				
		広域対応が必要なケース	○	●				
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース	○	●			○	
		触法ケース			○		●	
		相談支援専門員からの相談対応		●		○		
	計画相談支援の推進	ケース会議出席	●				●	
		事例検討実施	○	●				
		委託のスーパーバイズ				●		●
		基本相談マニュアル・Q&A作成				○		●
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	●			○		●
人材育成	通常のケースの計画相談実施			○		●		
	専門性が高いケースの計画相談実施			●			●	
	計画の検証						●	
	計画のスーパーバイズ		●					
	研修の企画運営						●	
協議会事務局	指定事業所の連携推進	○	●					
	計画相談マニュアル・Q&A作成	○				●		
	サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援						●	
	研修の企画運営		●			○		
	相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)					●		
当事者活動の推進・支援	サビ管研修の企画運営					●		
	交換研修・インターンシップの受け入れ		○	●			●	
	指導者養成研修への参加					●		
	全体企画運営	●			○			
	各市町村・各区協議会への参加		○		●			
行政との連携	圏域協議会への参加						●	
	障害福祉計画の策定及び進捗管理	●						
	研修の企画運営						●	
	ピアサポーターによる相談支援の支援						●	
	ピアサポート活動への支援						●	
関係機関との連携	行政との役割分担の明確化	●	●		○			
	福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携		●		○			
	市町村窓口との一体化(一本化)							
	療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等					●		
	ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等				○	●		
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	医療機関		●					
	発達障害者支援センター	○	●					
	地域包括支援センター、介護保険事業所等		●					
	地域相談のスーパーバイズ						●	
	研修の企画運営						●	
④権利擁護・虐待防止	地域相談マニュアル・Q&A作成						●	
	住居サポート事業の受託						●	
	体制整備のコーディネート						●	
	地域の把握、関係機関への普及啓発			●				
	精神科病院訪問			●				
⑤その他	入所支援施設訪問			●				
	権利擁護に関する地域の実態把握						●	
	権利擁護に関する地域への普及・啓発						●	
	通報受付					●		
	緊急一時保護場所調整	●	○					
④権利擁護・虐待防止	夜間通報受付					●		
	成年後見相談機能	○	●					
	相談対応	●						
	市町村長申立て機能受託						●	
	金銭管理機能					●		
⑤その他	社会福祉協議会	○	●					
	弁護士会		○		●			
	司法書士会		●				●	
	社会福祉士会		●				●	
	地域生活定着支援センター			●			●	
⑤その他	情報発信・共有						●	
	広報発行						●	
	ホームページ開設・運営						●	
	相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)	○	●					
	24時間365日対応						●	
基幹センターの体制整備	事務職員の配置						●	
	公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮)	●						
	市町村の相談窓口との一体化(一本化、総合相談窓口の設置等)		●					
上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)								
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考える機能(具体的に記入)		安心コールセンター、単独型ショートステイ						
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)		常勤(10)人、非常勤()人						
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)		常勤(10)人、非常勤()人						

第4節 カバーエリア人口15万人以上30万人未満の基幹相談支援センター

【実践事例8：長野県 松本圏域基幹相談支援センターWish（設置構想）】

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

平成18年に長野県施策（委託事業）の障害者総合支援センターとして、地域の総合的な相談窓口として事業を開始した。障害者自立支援法施行以降、地域生活支援事業における相談支援として圏域内3市5村より委託を受け、事業を継続している。

基幹相談支援センターとして位置付けられていないが、機能としては基幹相談支援センターと同等に事業を実施している。現在、協議会（圏域設置）の「相談体制検討プロジェクト」で基幹センターとしての位置付け、名称も含め、相談体制のあり方を検討中である。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

カバーエリア人口

松本市 人口約23万人

設置形態

市村より委託により設置。複数法人で共同運営。

法人間で運営規定を整備し、理事会を開催して運営上の必要事項・課題に対応。

法人事務局会議を代表3法人で担い、現場のサポートを行っている。

設置法人

複数の委託法人（特定非営利活動法人、社会福祉法人）

設置場所

市所有の建物に設置。

その他

圏域人口は約43万人。3市5村。今回紹介するセンターと同機能を持つ総合相談支援センターが他に2ヶ所設置されている。（3市に1ヶ所づつの設置）運営方法は同様であるが、就業・生活支援センターが併設されていたり、人口規模に応じて人数は異なる。

3. 運営方法

委託契約内容

① 機能強化コーディネーター

指定相談事業者へ訪問等による専門的な指導助言

相談支援事業者の人材育成

関係機関との連携強化

② コーディネーター

初期相談、初期対応、困難ケースへの対応

③ 居住支援員

障がい者の住宅入居等に関する業務

④ 生活・就労支援

就労生活支援業務

職員配置

機能強化コーディネーター	2名（圏域委託）
コーディネーター	1名（圏域委託）
療育支援コーディネーター	1名（県委託）
就業生活支援ワーカー（生活・就労支援員）	1名（圏域委託）
地域生活支援コーディネーター	1名（県委託）
居住支援員	1名（圏域委託）
発達障害サポートマネージャー	1名

事務員 1名

職員資格

社会福祉士	2名
精神保健福祉士	1名
保育士	1名
PT	1名
OT	1名

その他

運営は、複数法人で共同運営。法人間で運営規定を整備し、理事会を開催して運営上の必要事項・課題に対応している。

4. カバーエリアの相談支援体制

ケアプランナー（圏域委託）3名

3事業者へ委託（指定特定事業所に在籍）

サービス等利用計画の対象外ではあるが、継続的な関わりケアマネジメントが必要なケースへの対応を主に行っている。サービス等利用計画も10件までは作成する事が可能。

就労支援ワーカー1名（市単独委託）

指定特定相談支援事業所 16事業者

障害児相談支援事業所 13事業者

指定一般相談支援事業所 4事業者

協議会事務局

※プロポーザルにより民間法人が業務を担っている。

（事務局人件費、事務費を圏域の8市村で負担している。）

5. 基幹相談支援センターの業務内容

(1) 基本相談状況：住民からの相談に対応。

(2) 計画相談支援状況：計画相談は実施なし。

(3) 協議会関連業務状況

協議会の副幹事長として、協議会のエンジンである運営調整会議の運営を担っている。

また、他職員についても協議会部会の部会長として社会資源開発や学習会、調査研究等を担っている。

(4) 困難事例への対応状況

支援手立てのない（資源開発が必要）ケース、他問題家族のケース、課題を整理しにくいケース等への対応を関係専門機関や他圏域、行政（市町村、県）等と連携して対応している。

(5) 広域調整等の連携状況

圏域内にある他2つの総合相談支援センターと連携して圏域の課題に対応。所長会議、就労ワーカー会議、コーディネーター・ケアプランナー会議が具体的な調整の場になっている。

(6) カバーエリアの相談支援事業所との連携状況

困難事例へ相談支援専門員と共に対応している。また、支援の手立て等を解決するスーパーバイズ機能も果たしている。（松本市ケアマネジメント連絡会／2ヶ月に1回）

(7) 地域移行関連業務状況（住居サポート事業実施に場合も含む）

総合相談支援センターに専任担当者がいるため、指定一般事業者と連携して地域移行支援を実施している。特に圏域内外の精神科病院とは連携している。

住居サポート事業は担当者が、不動産業者と連携して住まい探しを実施している。保証人問題や引越し等の細かなポイントについても、チェックシートを作成して対応にあたっている。

(8) 権利擁護・虐待関連業務状況

行政や成年後見支援センター、司法書士、弁護士と連携してケース対応にあたっている。

(9) 専門相談に関する事業状況

センター内に専門職種が駐在しているため、ケースに応じて協働して課題解決にあたっている。養護学校の特別支援コーディネーターや教育相談担当者、就労生活支援センターとは特に連携の機会が多い。

(10) サービス管理責任者・サービス提供事業所との連携状況

個別ケースのケア会議を通じて日常的に連携している。また、協議会等を通じて社会資源開発も一緒に考えている。

(11) 営業時間

営業時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

休日 土・日・祭日 年末年始

24時間体制 相談支援専門員の当番制による電話転送相談

(12) その他特徴的な取り組み状況

法人間が協働して専任事務員を配置している。

6. 基幹相談支援センターの現状課題

(1) 業務内容に関する事

いくつか求められる機能や業務はあるが、その時の優先課題を地域と共有して対応にあたる必要があると感じている。

(2) 運営に関する事

計画相談が始まった事で、更にセンターの役割（スーパーバイズ機能、人材育成機能）が求

められている。また、対象の幅も広がっている中で、スタッフ体制増員をどのように図るか、行政と協議中である。併せて基幹センターとしての標榜についても検討予定である。

スタッフを配置している法人の人事との兼ね合いが難しい。スタッフ体制の充実。

(3) その他

特定相談支援事業者のインターンシップ研修先として地域に還元して欲しい。

7. 今後の基幹相談支援センターに関する展望・構想、基幹実践してみたいの意見・感想等

計画相談がスタートしたことで、これまで以上に圏域の相談体制の要として期待されている。

それだけにスタッフ体制は見直す時期となっている。また、センターそのものを圏域内の法人と行政で金銭的にも人材的にも支える仕組みを作ってきたことで事業所間の連携も増進しているように感じている。センターで業務にあたることは地域の課題を目の当たりにし、地域の障がい福祉を担う意識を職員にもたらせることができる。このことは地域にとって財産である。この仕組みを基本とし具体化することで、地域が支えるセンターであり地域に貢献（人材育成）できるセンターであり続けることが重要と感じている。

センター名称	松本圏域障害者総合相談支援センター-Wish	
センターの設置形態	4法人で設置	←数字を記入: 1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置
センターがカバーする市町村数	1市	
センターがカバーするエリアの人口	23万人	

	中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補充している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●
			市町村	基幹センター	委託相談	自立支援協議会	その他関係機関	
記入上の注意事項 下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機能が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補充的に担っている機関に○をつけてください。								
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能								
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能								
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害		●				●
		知的障害		●				●
		精神障害		●				●
		発達障害		●				●
		高次脳機能障害		●				●
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	世帯の支援が必要なケース	○	●				●
		家族支援も必要なケース	○	●				●
		地域移行ケース		●				●
		自市町村外からの転入(転出)ケース	○	●				●
		広域対応が必要なケース		●				●
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	障害特性への専門的支援が多く必要なケース		●				●
		触法ケース	●	○				●
		相談支援専門員からの相談対応		●				●
		ケース会議出席		●				●
		事例検討実施		●				●
	計画相談支援の推進	委託のスーパーバイズ		●				●
		基本相談マニュアル・Q&A作成	●					●
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	●					●
		通常のケースの計画相談実施		●				●
		専門性が高いケースの計画相談実施		●	●			●
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	人材育成	計画の検証	●					●
		計画のスーパーバイズ		●				●
		研修の企画運営		●				●
		指定事業所の連携推進		●				●
		計画相談マニュアル・Q&A作成	●					●
	協議会事務局	サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援				●		●
		研修の企画運営		●				●
		相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)		●				●
		サビ管研修の企画運営		●				●
		交換研修・インターンシップの受け入れ		●				●
当事者活動の推進・支援	指導者養成研修への参加		●				●	
	全体企画運営		●				●	
	各市町村・各区協議会への参加		●				●	
	圏域協議会への参加		●				●	
	障害福祉計画の策定及び進捗管理		●				●	
行政との連携	研修の企画運営		●				●	
	ピアサポーターによる相談支援の支援		●				●	
	ピアサポート活動への支援		●				●	
	行政との役割分担の明確化	●					●	
	福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携		●				●	
関係機関との連携	市町村窓口との一体化(一本化)	●					●	
	療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等		●				●	
	ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等		●				●	
	医療機関		●				●	
	発達障害者支援センター		●				●	
④権利擁護・虐待防止	地域相談支援の推進	地域包括支援センター、介護保険事業所等	○	●			●	
		地域相談のスーパーバイズ		●			●	
	体制整備のコーディネート	研修の企画運営		○				●
		地域相談マニュアル・Q&A作成		●				●
		住居サポート事業の受託		●				●
⑤その他	地域の把握、関係機関への普及啓発	精神科病院訪問		●			●	
		入所支援施設訪問		●			●	
	地域の実態把握	権利擁護に関する地域の実態把握		●				●
		権利擁護に関する地域への普及・啓発		●				●
		通報受付	●					●
④権利擁護・虐待防止	虐待防止センター機能	緊急一時保護場所調整	●				●	
		夜間通報受付	●				●	
	成年後見相談機能	相談対応		●				●
		市町村長申立て機能受託		●				●
		金銭管理相談対応		●				●
④権利擁護・虐待防止	金銭管理機能	社会福祉協議会		●			●	
		弁護士会		●			●	
	専門機関との連携	司法書士会		●			●	
		社会福祉士会		●			●	
		地域生活定着支援センター		●			●	
⑤その他	情報発信・共有	広報発行	●				●	
		ホームページ開設・運営		●			●	
	基幹センターの体制整備	相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)		●				●
		24時間365日対応		●				●
		事務職員の配置		●				●
上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)								
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考えられる機能(具体的に記入)								
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)			常勤(6.6)人、非常勤(1.5)人					
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)			常勤(11)人、非常勤(0.8)人					

【実践事例9：長野県上小圏域 上小地域障害者自立生活支援センター】

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

平成23年10月の本会（自立支援協議会 第2回）において、圏域の相談体制とケアマネジメント体制（計画相談体制と推進）協議の中で、総合相談センターは平成24年度から本格的なサービス等利用計画を作成する相談体制整備の中で基幹相談支援センターとして、地域の中核となるセンターに位置付ける必要があることを本会委員から提案を受け承認された。（※自立支援協議会は、圏域設置による）

以後、平成24年に向けて、上小圏域における相談体制整備と共に基幹相談センターの業務内容を検討し、平成24年4月1日より基幹相談支援センターとしてスタートした。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

設置場所：地域公共施設（上田市ふれあい福祉センター）

（基幹社協が市の指定管理をしている建物の2F事務所）

設置法人：単一法人委託（NPO法人に委託。一部再委託による出向有）

（平成18年 相談支援が市町村委託に変わった際、公平中立性の担保を図ることを目的に設置した法人）

設置形態：基幹相談センターと委託相談支援事業所機能の併設型

カバーエリア人口：20,5万人

3. 運営方法

委託契約内容

- ① 基本相談（福祉サービス利用援助・ピアカウンセリング）
 - ② 自立支援協議会の事務局
 - ③ サービス利用に関わる計画の精査・確認、作成に関する事
 - ④ 圏域内の相談支援専門員のスキルアップに関する事
 - ⑤ 成年後見利用支援事業に関する事
 - ⑥ 障害者虐待防止及び通報に関する事（通報窓口と虐待対応協力機関）
 - ⑦ 施設入所調整に関する事（入所調整会議におけるアドバイザー的参加）
- ※別契約として、障害程度区分認定調査（居宅利用者を中心に）

職員配置

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 相談支援専門員 | 7名 |
| ② 事務員兼相談員 | 1名 |
| ③ ピアカウンセラー | 1名 |
| ④ 聴覚障がい者相談員（手話通訳者兼相談支援専門員） | 1名 |
| ⑤ 自立支援協議会事務員 | 1名 |

職員資格（採用基準には、相談支援専門員資格を持ち、国家資格者を対象）

① 社会福祉士	3名	※相談支援専門員
② 精神保健福祉士	2名（内 1名社会福祉士）	※ 〃
③ 言語聴覚士	1名	※ 〃
④ 社会福祉士受験中	2名（社会福祉主事・幼稚園教諭等）	※ 〃
⑤ 保育士	1名（内 社会福祉士）	※ 〃
⑥ 介護支援専門員	1名（内 社会福祉士）	
⑦ 手話通訳者	1名	※相談支援専門員であるが、 基幹委託の7名枠外

4. カバーエリアの相談支援体制

基幹相談支援事業所	1事業所（圏域設置）
委託相談支援事業所	1事業所（圏域設置で基幹併設）
指定特定相談支援事業所	23事業所
指定障害児相談支援事業所	12事業所
指定一般相談支援事業所	7事業所

※特定・障害児・一般は重複カウント（指定設置法人 23法人 相談支援専門員 70名）

圏域内の相談体制として、基幹（委託）では、基本的には個別給付による計画作成は実施せず、指定相談支援事業所への応援機関として位置付け、計画の精査・確認を市町村と実施。（一部）市町村との相談・依頼等、やむを得ないケースのみ作成）

イメージとしては、市町村と基幹（委託）がファースト・インテークの相談を受付し、その後指定相談支援事業所へつなぐ形態。

平成23年度より、指定相談支援事業所の指定申請への働きかけを実施し、相談支援体制整備を構築してきた。

5. 基幹相談支援センターの業務内容

（1）基本相談状況

委託相談支援センター時期の相談状況と大きな変化はない。当事者・家族・関係機関からの直接相談、市町村への相談からの依頼、しいて言えば指定相談支援事業所からの相談が増えた。

（2）計画相談支援状況

個別給付請求を伴う計画相談実績は10件程度。基本状況・一次アセスメントまでの段階の相談は継続中であり、了解を得て指定相談支援事業所につなぐ状況。

圏域内の市町村毎に指定相談支援事業所と計画相談の推進計画を作成し、推進状況確認と課題整理を実施中。最終年（平成26年度）は、仕上げとしての計画相談にある程度参入していくことも、検討に入った段階である。

（3）協議会関連業務状況

自立支援協議会の事務局員の配置を平成24年度より受託した。平成18年度時点より、事務局機能は実施してきたため、大きな業務変化はない。状況的には、各専門部会の事務局的作用を各相談支援専門員が担当し、部会長には市町村障害福祉係長として実施中。

各部会とも、年 4～5 回の専門部会の開催と年 3 回の本会開催にて業務的には大きい。事務局員の配置により、全部会への出席、資料・議事録作成等と地域への公開としてホームページへの掲載等、協議会としての業務整理や充実活性化には成果が出ている。

一方、圏域内のサービス提供事業所連絡会・在宅サービス提供事業所の連絡会・ケアマネジメント連絡会（相談支援専門員連絡会）・個別の支援会議（サービス担当者会議等）からの課題提供を受け、自立支援協議会の運営委員会（協議会エンジン）での検討により、圏域課題として受け止めて各専門部会での議論から本会への協議ルートを確立している。

（4）困難事例への対応状況

相談のスタートは、基本相談での相談開始ルートと同様。基本的には市町村担当者と基幹の相談支援専門員が指定相談支援事業所と連携する形を基本とし、計画に反映しないケースは、基幹ケースとして市町村と相談を重ねている現状。

（5）広域調整等の連携状況

広域を圏域内とすれば、全ての支援機関との連携は、委託相談時代よりサービスを持たない相談センターであったため、強固な連携体制は構築済み（福祉サービス事業所以外の教育関係、障害福祉所轄以外の行政・その他団体等との連携を含む）

（6）カバーエリアの相談支援事業所との連携状況

平成 24 年度は、8 割～9 割の計画作成段階でのサービス等利用計画情報を指定相談支援事業所に渡してスキルアップを図ることも実施（本年度からは、基本情報から一時アセスメント段階までに基本限定）

指定相談支援の指定を受けた相談支援事業所への訪問により、計画作成に関する Q&A や様式の記入方法などを伝授。計画作成開始段階においては、指定相談支援事業所を市町村と訪問し、市町村担当者・基幹相談支援専門員・計画作成相談支援専門員の 3 者による計画内容の確認や助言などの個別相談としての精査会議を概ね 3 回実施。

（1 回の精査会議では、5～8 ケース程度を実施。計画が多い場合は、事前提出にて実施）

なお、サービス担当者会議において、必要に応じて市町村担当者・基幹相談支援センターが参加した場合は計画精査と同様の扱いとし、市町村が計画内容を確認済みとする圏域ルールを統一（自立支援協議会にて承認。計画様式に確認済みを記す様式作成）

また、1～2 か月毎に指定相談支援事業所の相談支援専門員を集め（ケアマネジメント連絡会）研修会を開催及び適時市町村を交えた検討会も開催。内容としては、計画相談に関わる基礎研修と共に、他法人の相談支援専門員が作成したサービス等利用計画を基に、グループスーパービジョンを展開中。

（7）地域移行関連業務状況

住居サポート事業の委託は無いが、地域の不動産業者との強固な連携は確立済みであり、基本相談支援の中に位置付けている。長野県は、地域移行支援の体制整備コーディネーターが単事業で残っており、地域移行部会において協議を重ねている状況にあり、一般相談支援事業所・市町村担当者・基幹相談支援センターと個別のケア会議を開催しながら、地域移行ケースを担っている。病院からの依頼も基幹に相談が入るケースも多く、圏域内の入院病棟を持つ精神科 3 病院の内、2 病院が一般相談支援事業所を立ち上げてもらい連携中であり、平成 26 年に

もう1病院も申請予定である。

(8) 権利擁護・虐待関連業務状況

大枠としての権利擁護に関する相談支援は継続中。特化して成年後見に関する相談業務に関しては、自立支援協議会を通じて圏域の成年後見支援センターを基幹社協に委託して設置済み（平成24年）のため、障がい分野に関する専門機関として成年後見センターの運営委員として連携しているが、案件に応じては市町村と連携して、相談や申立に関する事務も遂行中。

障がい者虐待に関しては、平成24年10月障害者虐待防止センターは市町村障害福祉課に設置し、基幹相談支援センターは通報・届出・相談窓口として協力機関として位置付けている。

(9) 専門相談に関する事業状況

療育・発達の専門相談については、圏域の発達支援センターが療育等支援事業と発達障害サポートマネージャーの配置事業を委託し、その2名を基幹相談支援センターに派遣して頂き、基幹相談支援センター内で連携中。また、基幹相談支援センターの相談支援専門員2名は療育関連を中心に障がい児支援に関する相談を中心に担っている。

高次脳機能障害に関する領域は、ケース的にはそれほど多くは無いが、相談支援専門員が対応している。

就業・生活支援センター事業は、圏域内の社会福祉法人が委託を受けているが、就業支援ワーカー2名と生活支援ワーカー1名も、委託法人より出向して頂き、基幹相談センターにおいて事務所を共に連携しながら相談支援に当たっている。

(10) サービス管理責任者・サービス提供事業所との連携状況

サービス提供事業所のサービス管理責任者は、ほぼ圏域内における施設連絡協議会に加入しており、事業所の支援責任者が集まる主任者会がサービス管理責任者の集まりとなっている。

基幹相談支援センター設置以前から、圏域内のサービス調整含めて個別のケア会議において会議での連携を長年図ってきた経過もあり、連携に課題はあまりない。

(11) 営業時間

営業時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00 休日 日曜日 祭日 年末年始

24時間体制 相談支援専門員の当番制による電話転送相談

(12) その他特徴的な取り組み状況

利用制度開始に伴い弱体化して機能が失われていた、施設入所に関する圏域の調整機能に関して、自立支援協議会での議論から、圏域での施設入所利用に関する調整会議を復活した。

以前の施設の空き情報に伴う、利用者を当てはめるような優先順位決めではない目的として位置付け、家族介護が大変になり施設入所希望者台帳は基幹が管理し在宅での支援・生活状況を継続的に把握（情報の更新）もしながら、入所調整では関わってきた相談支援専門員も同席頂き、施設入所利用以外の支援状況も勘案して地域生活の継続が図れることも念頭に議論を進めている。

（入所調整機能が失われていた時代、入所施設の空きは圏域の利用者が入所する希望者がいない場合、圏域外・県外から契約で施設入所が進められ、常に万床を維持するような形態が出来つつあり、相談支援が機能できない状況にあったことがきっかけとなったが、仕組みが出来たことで、基幹相談支援センター機能としては、あくまで地域生活支援を目的としての調整会議

への参画の意向を示している)

6. 基幹相談支援センターの現状課題

(1) 業務内容に関する事

委託相談支援センター機能と基幹相談支援センター機能の役割について、委託契約の仕様書を基に検討中である。基幹設置当初より、この課題は入り口で検討するよりは、全利用者へのサービス等利用計画を作成する中で、地域の指定相談支援事業所の機能強化の段階も判断材料としなければならないことから、最終的には平成 26 年度中に相談支援体制の整理を実施し、平成 27 年に基幹相談支援機能・委託相談支援機能の再スタートを目指している。

(2) 運営に関する事

業務内容の大幅な増加に伴う予算の上乗せ的な発想は、圏域としては厳しい状況がある。整理方法としては、個別給付の指定相談支援事業所へサービス利用に関する相談支援体制の整備が図れれば、自ずと機関の業務内容は整理されて、これまで時間を費やせなかった相談支援の領域へ機能強化していくこととしている。

(3) その他（市町村・地域からの要望等も含む）

委託内容（業務整理や新たな機能強化）も含め、公平中立性を担保し、継続的に中核センターとして、スキルの高い相談支援を担保し続けることへの課題はとても大きく感じている。一部基幹機能の整理段階であるがゆえに基幹へ別法人からの派遣という形でいますが、相談支援の法人を立ち上げた公平中立性の担保からみても、相談支援事業所のプロパー職員の配置を進めて行く必要性があり、この点が現在の課題である。

7. 今後の基幹相談支援センターに関する展望・構想、基幹実践してみたいの意見・感想等

上小圏域においては、指定相談支援事業所の若手の相談支援専門員の育成を継続的に支援し、相談スキルのアップを図ることで、次世代への相談支援体制の強化を図り、最終的には、その人材が基幹相談支援センターの相談支援専門員として機能するようなビジョンが果たせればと感じている。

センター名称	上小地域障害者自立生活支援センター									
センターの設置形態	2		←数字を記入：1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置							
センターがカバーする市町村数	2市1町1村									
センターがカバーするエリアの人口	20万人									
中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補充している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●			
記入上の注意事項：下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機能が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補充的に担っている機関に○をつけてください。			市町村	基幹センター	委託相談	協議会	その他関係機関			
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能				●				●		
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能			○	●	○					
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	○	○	●					
		知的障害	○	○	●					
		精神障害	○	○	●					
		発達障害	○	○	●					
		高次脳機能障害	○	○	●		○			
	専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)	難病	○	○	●		○			
		障害児	○	○	●		○			
		世帯の支援が必要なケース	○	●						
		家族支援も必要なケース	○	●						
		地域移行ケース	○	●			○			
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	自市町村外からの転入(転出)ケース	○	○	○					
		広域対応が必要なケース	○	●			○			
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース	○	○			○			
		触法ケース	○	○			○			
		相談支援専門員からの相談対応	○	●			●			
	計画相談支援の推進	ケース会議出席	○	●			●			
		事例検討実施		●			●			
		委託のスーパーバイズ		●			●			
		基本相談マニュアル・Q&A作成		●			●			
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	●	○		○				
		通常のケースの計画相談実施		○			●			
		専門性が高いケースの計画相談実施		○			●			
		計画の検証	○	●			●			
		計画のスーパーバイズ	○	●			●			
		研修の企画運営		●			●			
	人材育成	指定事業所の連携推進	○	●			●			
		計画相談マニュアル・Q&A作成	○	●			●			
		サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援		○			●			
		研修の企画運営		●			●			
		相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)		○			●			
協議会事務局	サブ管理研修の企画運営		○			●				
	交換研修・インターンシップの受け入れ		●			●				
	指導者養成研修への参加		○			●				
	全体企画運営	○	●			●				
	各市町村・各区協議会への参加	○	●		○	●				
当事者活動の推進・支援	圏域協議会への参加	○	●			●				
	障害福祉計画の策定及び進捗管理	●	○			●				
	研修の企画運営	○	●			●				
	ピアサポーターによる相談支援の支援		●			●				
	ピアサポート活動への支援		●		○	○				
行政との連携	行政との役割分担の明確化	○	○		●					
	福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携		●		○	○				
	市町村窓口との一体化(一本化)	○	●			●				
関係機関との連携	療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等		●		○	○				
	ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等		○		○	●				
	医療機関	○	●		○					
	発達障害者支援センター	●	○		○	●				
	地域包括支援センター、介護保険事業所等	●	○		○	○				
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	地域相談支援の推進	地域相談のスーパーバイズ		●		○	○			
		研修の企画運営		○		●	●			
	体制整備のコーディネート	地域相談マニュアル・Q&A作成		○		●				
		住居サポート事業の受託		○		○	○			
④権利擁護・虐待防止	地域の把握、関係機関への普及啓発	精神科病院訪問		○			●			
		入所支援施設訪問	○	●			●			
	地域の実態把握	権利擁護に関する地域の実態把握	○	○		●				
		権利擁護に関する地域への普及・啓発	○	○		●				
	虐待防止センター機能	通報受付	●	○			●			
		緊急一時保護場所調整	●	○						
	成年後見相談機能	夜間通報受付	●	○						
		相談対応		○			●			
		市町村長申立て機能受託	○	○			●			
		金銭管理相談対応		○			●			
社会福祉協議会		●	○			●				
弁護士会			○			●				
専門機関との連携	司法書士会		○			●				
	社会福祉士会		○			●				
	地域生活定着支援センター		●							
	広報発行		○							
⑤その他	情報発信・共有	ホームページ開設・運営	●							
		相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)		●		○				
	基幹センターの体制整備	24時間365日対応		●						
		事務職員の配置		●						
公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮)	●	○			○					
市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等		●			○					
上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)			聴覚障害者相談支援専門員の配置(手話通訳者による専門相談) 障害程度区分認定調査(障害支援区分認定調査) 障害者のPC教室の開催							
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考える機能(具体的に記入)			地域移行支援・地域定着支援に関する体制整備と、専門相談機能							
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)			常勤(7)人、非常勤(4)人							
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)			常勤(7)人、非常勤(4)人							

第5節 カバーエリア人口15万人未満の基幹相談支援センター

【実践事例10：山形県 鶴岡市障害者相談支援センター】

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

以前は、「身体・知的」中心の相談と「精神」中心の相談に分けて、2か所に委託していた。平成22年に市として健康・福祉・医療の総合センターを立ち上げた。その際、二法人協働で、三障害の相談を受ける仕組みをつくろうとしたが、うまくいかなかった。結果、「身体・知的」の委託を受託していた法人が「精神」を含めて三障がい相談を受けることになった。それが平成24年4月の法改正により、基幹相談支援センターとなった。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

設置場所：健康・福祉・医療の総合センター（鶴岡市総合保健福祉センター）

設置法人：単一法人委託（社会福祉協議会）

設置形態：基幹相談センター

カバーエリア人口；13万4千人

3. 運営方法

委託契約内容

- ① 基本相談
- ② 自立支援協議会の事務局
- ③ 手話通訳者設置
- ④ 障害程度区分認定調査
- ⑤ 手話養成講座
- ⑥ 相談支援事業者への研修
- ⑦ 虐待通報窓口
- ⑧ 困難ケースへの対応

職員配置

正規職員5名、臨時職員1名

（内、事務職員1名、所長1名、相談支援専門員4名）

職員資格

精神保健福祉士 2名

社会福祉士 1名

介護福祉士 2名

4. カバーエリアの相談支援体制

基幹相談支援事業所 1事業所

指定特定相談支援事業所 7事業所

指定障害児相談支援事業所 2事業所

指定一般相談支援事業所 3事業所

※全7事業所。重複あり。

5. 基幹相談支援センターの業務内容

(1) 基本相談状況

身体・知的・精神の地域移行関連の相談は基本相談として対応している。

発達障害に関する相談も含まれている。

(2) 計画相談支援状況

市内には、1260名の対象者がいる。全7事業所で分担して計画作成を実施している。3年計画で全対象者の計画を作成する。

平成24年 160名（相談支援事業所4か所）

平成25年 400名予定（相談支援事業所増7か所）

平成26年 残りすべて

(3) 協議会関連業務状況

運営委員会で年1回1年間の市の状況報告を実施している。

養護学校（高校）との連携をとっている。

交通の便が良くない地域であるため、「暮らし部会」で、移動の手段、移動支援に関するガイドラインを整備中である。

子どもの相談窓口について、保護者や職員も分からないことが多いため「子ども版障害福祉のしおり」を作成した。

(4) 困難事例への対応状況

市内の相談支援事業所から困難事例の相談が寄せられる。その場合、一度基幹でその事例を引き受けて、市の助言のもと、整理をして戻すこともあるが、そのまま基幹センターで継続支援をすることもある。

(5) 広域調整等の連携状況

「計画相談部会」で月1回集まる機会をつくっている。

広域を、圏域内とすれば、全ての支援機関との連携は、委託相談時代よりサービスを持たない相談センターであったため、強固な連携体制は構築済み（福祉サービス事業所以外の教育関係、障害福祉所轄以外の行政・その他団体等との連携を含む）

(6) カバーエリアの相談支援事業所との連携状況

相談支援事業所の指定をとる場合には、必ず基幹が主催する研修を受けてもらう仕組みをつくっている。

月1回は必ず顔を合わせる機会を設けている。

(7) 地域移行関連業務状況

住居サポート事業の委託は無い。

精神障害に関しては、他法人が力を入れて行っている。

身体障害・知的障害・精神障害は基本相談の中で対応している。

(8) 権利擁護・虐待関連業務状況

虐待通報窓口を担っている。市と連携し実施している。これまでの通報や相談は基幹相談のほうが多い。

(9) 専門相談に関する事業状況

期間を設けて、成人期発達障がいの相談会を実施した。4件の相談実績あり。

(10) サービス管理責任者・サービス提供責任者との連携状況

相談支援専門員・サービス管理責任者の連携に関して研修を実施している。

上記に加えてサービス提供責任者も含めての研修も実施している。

「就労部会」で事業所との連携をとっている。

ヘルパー事業所を対象に移動支援の勉強会を実施。

(11) 営業時間

営業時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

休日 土曜日 日曜日 祭日

24時間体制 個別対応を行っている。

※障害者サロンについては土曜日も開いている

(12) その他特徴的な取り組み状況

相談支援事業所立ち上げ時に基幹の研修を必ず受ける仕組みがあることから、相談支援事業所とのつながりを当初から持つことができている。

「今更きけない」質問を聞ける機会をつくっている。(法制度に関して等)

個別支援会議を丁寧になるべく回数を重ねるようにしている。

認定調査に入るときには計画担当も同行するようにしている。

8. 基幹相談支援センターの現状課題

(1) 業務内容に関する事

本人だけでなく、家族全体に支援が必要なケースが多い。地域包括支援センターとの連携もするようにしている。

(2) 運営に関する事

基幹としての業務と計画相談との兼務をやめる方向を目指している。ただし、計画相談の現状を知っておくためにもある程度は持つようにしたい。

(3) その他

困難ケースの対応は求められる。現在は前記のように一度基幹で引き受けて、整理をしたのちに戻すこともあるが実際はそのまま基幹相談が継続支援をする場合もある。今後、基幹が対応を引き受けるのではなく、事業所のサポートができる存在になることを目指す。

9. 今後の基幹相談支援センターに関する展望・構想、基幹実践してみたいの意見・感想等

モニタリングを実施する。計画の精査をしていきたい。個別支援計画との整合性については不十分。現在はようやく法律の周知が各事業所にできた段階であり、これから動いていく。

1人職場が多いため、基幹としてサポートしていく。

センター名称		鶴岡市障害者相談支援センター									
センターの設置形態		1		←数字を記入：1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置							
センターがカバーする市町村数		1									
センターがカバーするエリアの人口		134,000人									
中項目		小項目		現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補充している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●		
記入上の注意事項：下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機能が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補充的に担っている機関に○をつけてください。				市町村	基幹センター	委託相談	自立支援協議会	その他関係機関			
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能					●				●		
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能				○	●	○					
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	○	●							
		知的障害	○	●							
		精神障害	○	●							
		発達障害	○	●							
		高次脳機能障害	○	○				●			
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	難病	○	○					●		
		障害児	○	○					●		
		世帯の支援が必要なケース	○	●					●		
		家族支援も必要なケース	○	●					●		
		地域移行ケース	○	○					●		
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	自市町村外からの転入(転出)ケース	○	●					●		
		広域対応が必要なケース	○	●					●		
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース	○	●					●		
		触法ケース	○	○					●		
		相談支援専門員からの相談対応	○	●					●		
	計画相談支援の推進	ケース会議出席	○	●					○		
		事例検討実施	○	●					○		
		委託のスーパーバイズ	●	○					●		
		基本相談マニュアル・Q&A作成	●	○					●		
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	●	○					●		
人材育成	通常のケースの計画相談実施	○	●					○			
	専門性が高いケースの計画相談実施	○	●					○			
	計画の検証	●	○					○			
	計画のスーパーバイズ	●	○					○			
	研修の企画運営	○	●				○	○			
協議会事務局	指定事業所の連携推進	○	●				○	○			
	計画相談マニュアル・Q&A作成	○	●				○	○			
	サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援	○	●				○	○			
	研修の企画運営	○	●				○	○			
	相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)	○	●				○	○			
当事者活動の推進・支援	サビ管研修の企画運営	○	●					○			
	交換研修・インターンシップの受け入れ	○	●					○			
	指導者養成研修への参加	○	●					○			
	ピアサポーターによる相談支援の支援	○	●					○			
	ピアサポート活動への支援	○	●					○			
行政との連携	行政との役割分担の明確化	○	●					○			
	福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携	○	●					○			
	市町村窓口との一体化(一本化)	○	●					○			
	療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等	○	●					○			
	ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等	○	●					○			
関係機関との連携	医療機関	○	●					○			
	発達障害者支援センター	○	●					○			
	地域包括支援センター、介護保険事業所等	○	●					○			
	地域相談のスーパーバイズ	○	●					○			
	研修の企画運営	○	●					○			
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	地域相談マニュアル・Q&A作成	○	●					○			
	住居サポート事業の受託	○	●					○			
	体制整備のコーディネート	●	○					○			
	地域の把握、関係機関への普及啓発	○	●					○			
	精神科病院訪問	○	○					○			
④権利擁護・虐待防止	入所支援施設訪問	○	○					○			
	地域の実態把握	●	○					○			
	権利擁護に関する地域の実態把握	●	○					○			
	権利擁護に関する地域への普及・啓発	●	○					○			
	通報受付	●	○					○			
⑤その他	虐待防止センター機能	●	○					○			
	緊急一時保護場所調整	●	○					○			
	夜間通報受付	●	○					○			
	成年後見相談機能	○	○					○			
	相談対応	○	○					○			
情報発信・共有	市町村長申立て機能受託	○	○					○			
	金銭管理相談対応	○	○					○			
	社会福祉協議会	○	○					○			
	弁護士会	○	○					○			
	司法書士会	○	○					○			
基幹センターの体制整備	社会福祉士会	○	○					○			
	地域生活定着支援センター	○	○					○			
	広報発行	○	○					○			
	ホームページ開設・運営	○	○					○			
	相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)	○	○					○			
24時間365日対応	○	○					○				
事務職員の配置	○	○					○				
公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮)	○	○					○				
市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等	○	○					○				
上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)											
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考える機能(具体的に記入)				ピアカン							
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)				常勤(6)人、非常勤()人							
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)				常勤(6)人、非常勤(1)人							

【実践事例 11：長野県北信圏域障害者総合支援センター】

1. 基幹相談支援センターの設置経緯

平成 23 年度末に自立支援協議会課題検討ワーキングにおいて 6 市町村から今までの委託相談業務の見直しをし、平成 24 年度より新たな基幹相談支援センター機能としての案が出される。

北信圏域に見合ったものにするため、市町村と検討を重ねて平成 24 年度よりスタートする運びとなった。

2. 基幹相談支援センターの設置状況

設置場所：法人所有施設内(以前からの委託相談事業所)

設置法人：単一法人

設置形態：基幹相談支援センターと委託相談支援事業機能の併設型

カバーエリア人口： 95,000 人位

3. 運営方法

委託契約内容

- ① 障がい者(児)及び家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言
- ② 特に専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ③ 障がい者等が行う交流活動等の支援
- ④ 地域の相談支援事業者との連絡及び調整
- ⑤ 地域の相談支援専門員に対するスーパーバイズ及び研修等を通じての人材育成
- ⑥ 北信地域障害福祉自立支援協議会」の運営に関すること
- ⑦ 障がいに対する理解のための普及啓発に関する講演会等の開催、広報活動
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、対象者に必要と認められる支援及び援助

職員配置

- ① 相談支援専門員 3 名

職員資格

- ① 社会福祉士 1 名
- ② 精神保健福祉士 1 名
- ③ 社会福祉主事 1 名

4. カバーエリアの相談支援体制

基幹相談支援事業所	1 事業所 (圏域設置)
委託相談支援事業所	1 事業所 (圏域設置で、基幹併設)
指定特定相談支援事業所	9 事業所
指定障害児支援事業所	4 事業所
指定一般相談支援事業所	7 事業所

総合相談支援センター内に基幹センターと指定特定相談事業所があるが、基幹センターの職員

は一切個別給付による計画相談は行っていない。

5. 基幹相談支援センターの業務内容

(1) 基本相談状況

市町村や保健師、病院等からの困難事例が増えている。

(2) 計画相談支援状況

地域で新たに相談支援事業所が増えるように啓発を行い、介護保険事業所等の参入が見られている。

6市町村へアウトリーチで出向き、定期的なケース進行会議を開催する中で、優先順位の高い方から平成24年度、平成25年度、平成26年度毎にリストアップし相談支援専門員に繋いでいる。行政は本人、家族に制度説明をし、相談員を選んでいただくという役割分担をしながら進めている。

平成26年度中には対象とする700名に計画相談が行き渡る予定。

(3) 協議会関連業務状況

年度を追うごとに各専門部会が活性化しており、部会の下に更に委員会やプロジェクトチームが誕生し、フォーラム等の開催も多くなってきている。その事務局を担っているため日々追われる程の業務量となっている。年間自立支援協議会の開催日を数えると160日位は地域のどこかで関係者が集まっている事になる。それらをホームページに掲載し地域に発信している。

また今年度より事務費を予算化してもらい充実活性化にあてている。

本会議では、相談支援専門員からの地域の課題やリアルな困難ケース等の報告を定例で行う中、各部会の横断的な課題への取り組みも見られ、それを受けて検討していく市町村課題検討ワーキングが月1で機能しており幹事会とキャッチボールしながら本会議で検討し成果物へと繋がっていけるような仕組みとなってきた。

(4) 困難事例への対応状況

6市町村へのケース進行会議のアウトリーチにて計画相談に繋がらない困難ケースの相談が多く寄せられている。主に地域活動支援センターやデイケアの利用をはじめとしどこにも繋がっていない精神障がいの方や発達障がいの方達が多く、複雑多岐に渡る相談となっている。関係者でチームを組んで情報共有する中で方向性を一致させて進めている。

(5) 広域調整等の連携状況

平成16年から総合相談支援センターとして機能してきたため、教育・福祉・保健・医療・労働・各サービス事業所・相談事業所との連携作りの構築はされてきている。

最近はそこに司法や介護といったニーズが多くみられるため、ケア会議や協議会の部会等で連携を図っているところである。

(6) カバーエリアの指定相談支援事業所との連携状況

① 人材育成やサービス等利用計画の質の担保を目的に通年継続できるケアマネジメント研修と重点サポート研修を企画実施。

② 各相談事業所に月1アウトリーチで出向き、計画作成におけるアドバイスや相談員が一人で抱え込まないよう応援。

- ③ インターンシップ研修を企画し、新たな相談支援専門員がケア会議等へ同行し、OJT等で実践力を身につける応援。
- ④ 新しく参入した事業所に向けて、障がい福祉制度等の学習会をその都度開催。
- ⑤ 地域の相談支援専門員のネットワーク会議を月1で開催し学習会や協議会で検討してほしい地域資源の提案等の意見交換会をし市町村担当者を交えての話し合いに繋ぐ。
- ⑥ 協議会の部会研修会に地域の相談支援専門員に参加してもらい、サービス等利用計画が個別支援計画にどう反映され、そしてどう現場で実践されているのかグループディスカッションで検証していく研修会を開催し、本人主体の計画になっているのか、本人主体の支援になっているのか検証する機会を設置。
- ⑦ ケアマネ研究会を月1で開催し、6市町村担当者とサービス等利用計画作成における学習会と計画作成の精査を行っている。そこでの課題を相談員のネットワーク会議(月1)に返し共有し、相談支援の質の向上を図る。

(7) 地域移行関連業務状況

自立支援協議会の精神地域移行・地域定着部会や権利擁護部会そして相談支援専門員からの課題として、暮らす場が挙げられている。保証人の問題や地域の理解(家主含む)等今後課題検討ワーキングで検討していく事になっている。

また、精神病院からの地域移行としては、自立支援協議会の部会からの発信で取り組み始めた長期入院されている方への定期面談を昨年より開始した。(市の保健師・保健所の保健師・基幹センター相談員・病院のPSW)

病院の見立てと地域の見立てが一致した方へのアプローチを共有したり個別支援会議等へ繋ぎ、計画相談を経て退院し地域で暮らし始めた方たちが出始めている。

(8) 権利擁護・虐待関連業務状況

障がい者虐待に関しては、平成24年10月に障害者虐待防止センターを市町村障害福祉課に設置し、基幹相談支援センターは市町村の依頼で協力機関として位置付けている。

また、現在権利擁護部会で権利擁護センター設立に向けて話し合いがもたれており地域のニーズをデータ化し地域啓発等行っていく。更に今後は自立支援協議会の地域開発プロジェクトでより具体的に検討し進めていく予定。基幹相談支援センターとしてはコアメンバーに加わっていくことになっている。

(9) 専門相談に関する事業状況

総合相談支援センター内に療育相談事業や就業・生活支援センター事業・基幹相談支援センター事業が入っているため、療育・発達の専門相談は療育コーディネーターと発達臨床心理士と共に連携しあえている。また基幹相談支援センターの相談支援専門員1名は療育関連を中心に、保育園巡回訪問等で発達障がい児の支援を担っている。

高次脳機能障がいに関しては、県リハビリセンターとも連携している。

また、就業・生活支援センター事業はハローワークの近くに支所を設けており、常に連携をとりながら相談を受けている。

(10) サービス管理責任者・サービス提供事業所との連携状況

自立支援協議会の部会にサービス事業所やサービス管理責任者が参加しており、「本人中心部

会」として本人の想いを聞く取り組みを長年積み上げてきている。また計画相談開始前よりケア会議が頻回に開催されてきた地域でもあり、関係者会議も必要に応じ開催されており連携は強固でもある。更に計画相談が開始される中で、モニタリングでは事業所の個別支援計画とのすり合わせを実施し、連動した計画を常に確認できる仕組みとした。

(11) 営業時間

営業時間	月曜日～金曜日	8:30～17:30
休日	土・日曜日	祭日
24時間体制	電話転送での相談	

(12) その他特徴的な取り組み状況

北信保健福祉事務所で管理している施設入所調整を自立支援協議会の話し合いの中で基幹センターが情報管理していく事になった。

(6市町村と日頃より常に顔を合わせていること、総合的な相談が多く寄せられ、地域の相談事業所からの寄せられた相談を情報提供し、一緒に検討できる立ち位置とした。)

6. 基幹相談支援センターの現状課題

(1) 業務内容に関する事

自立支援協議会の事務局運営に大きくシフトしており、日々業務に追われるため今の人員配置では難しくなっており事務員の配置の必要性を感じている。

(2) 運営に関する事

自立支援協議会の実績を積み上げた結果、持ち出していた事務費が平成24年度予算化されたが委託費だけでは厳しい現状がある。また委託相談支援センター機能と基幹相談支援センター機能の両方の機能を持ち、職員も重複する中ですみわけが曖昧でもあり、幅広い機能が求められている。

(3) その他

基幹相談支援センターへまえさばき的な相談や困難事例が増え関係者との日程調整が難しくなっており、市町村担当者からは人員増等の声も聞かれる。

7. 今後の基幹相談支援センターに関する展望・構想、基幹実践してみたいの意見・感想等

10万人口に満たない圏域なので、市町村や地域の事業所や関係機関との連携が取れやすく、地域課題もあまり「ずれ」なく共有する事ができる。

基幹相談支援センターに権利擁護や地域移行等の機能が求められてはいるが、その地域の実情や相談体制整備によっては基幹相談支援センターの持つ機能は違ってくると思われる。北信圏域の場合は、自立支援協議会の部会を機能させてチームで連携しながら行う事が今後期待されている。そのためにも事務局を担う基幹相談支援センターが市町村と連携のもと自立支援協議会が立ち往生せず継続していけるような体制強化が必要と感じている。

また、1人ひとりの利用者が、乳幼児期から途切れることなく幸せな生涯が送られるようライフステージにおいて連携した仕組みづくり・地域づくりを構築していけるよう包括的視点で地域の相談体制整備の後押しをしていきたい。

センター名称		北信圏域障害者総合相談支援センター						
センターの設置形態		2		←数字を記入：1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置				
センターがカバーする市町村数		6						
センターがカバーするエリアの人口		9万5千						
中項目	小項目	現在、左の各項目機能をどのような部署が担っているか？ (●で記入。複数で担っている場合、補完している機関は○)					将来的に基幹センターが担うべき機能に●	
		市町村	基幹センター	委託相談	協議会	その他関係機関		
記入上の注意事項 ：下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機関が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補完的に担っている機関に○をつけてください。								
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能								
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能								
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	○	●	○			●
		知的障害	○	●	○			
		精神障害	○	●	○			
		発達障害	○	●	○			
		高次脳機能障害	○	●	○			
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	難病	○	●	○			
		障害児	○	●	○			
		世帯の支援が必要なケース	○	●	○			
		家族支援も必要なケース	○	●	○			
		地域移行ケース	○	●	○	●	○	
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	自市町村外からの転入(転出)ケース	○	●	○			
		広域対応が必要なケース	○	●	○			
		障害特性への専門的支援が多く必要なケース	○	●	○			
		触法ケース	○	●	○			●
		相談支援専門員からの相談対応	○	●	○			
	計画相談支援の推進	ケース会議出席	○	●	○			
		事例検討実施	○	●	○	●		
		委託のスーパーバイズ	○	●	○			
		基本相談マニュアル・Q&A作成	○	●	○			
		市民への周知活動やリーフレット等の作成	○	●	○	●		
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	人材育成	通常ケースの計画相談実施	○	●	○			●
		専門性が高いケースの計画相談実施	○	●	○			●
		計画の検証	○	●	○			
		計画のスーパーバイズ	○	●	○			
		研修の企画運営	○	●	○			
	協議会事務局	指定事業所の連携推進	○	●	○	○		
		計画相談マニュアル・Q&A作成	○	●	○			
		サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援	○	●	○	○	●	
		研修の企画運営	○	●	○			
		相談支援従事者研修の企画運営(ファンリテーター)	○	●	○			
④権利擁護・虐待防止	当事者活動の推進・支援	サビ管研修の企画運営	○	●	○	●		
		交換研修・インターンシップの受け入れ	○	●	○			
		指導者養成研修への参加	○	●	○			
		全体企画運営	○	●	○			
		各市町村・各区協議会への参加	○	●	○			
	行政との連携	圏域協議会への参加	○	●	○			
		障害福祉計画の策定及び進捗管理	○	●	○	●		
		研修の企画運営	○	●	○			
		ピアサポーターによる相談支援の支援	○	●	○			●
		ピアサポート活動への支援	○	●	○			●
⑤その他	地域の実態把握	行政との役割分担の明確化	○	●	○	●		
		福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携	○	●	○	○	○	
		市町村窓口との一体化(一本化)	○	●	○			
		療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等	○	●	○	○	○	
		ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等	○	●	○	○	○	
	地域相談支援の推進	医療機関	○	●	○	●		
		発達障害者支援センター	○	●	○	○		
		地域包括支援センター、介護保険事業所等	○	●	○	○	○	
		地域相談のスーパーバイズ	○	●	○			
		研修の企画運営	○	●	○	●		
地域の実態把握	地域相談マニュアル・Q&A作成	○	●	○			●	
	住居サポート事業の受託	○	●	○				
	精神科病院訪問	○	●	○	●			
	入所支援施設訪問	○	●	○	●			
	権利擁護に関する地域の実態把握	○	●	○	●			
虐待防止センター機能	権利擁護に関する地域への普及・啓発	○	●	○	●			
	通報受付	○	●	○				
	緊急一時保護場所調整	○	●	○				
	夜間通報受付	○	●	○				
	相談対応	○	●	○				
成年後見相談機能	市町村長申立て機能受託	○	●	○				
	金銭管理相談対応	○	●	○				
	社会福祉協議会	○	●	○	●			
	弁護士会	○	●	○	●			
	司法書士会	○	●	○	●			
金銭管理機能	社会福祉士会	○	●	○	●			
	地域生活定着支援センター	○	●	○	●		●	
	広報発行	○	●	○				
	ホームページ開設・運営	○	●	○				
	相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)	○	●	○				
情報発信・共有	24時間365日対応	○	●	○				
	事務職員の配置	○	●	○				
	公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮)	○	●	○				
	市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等	○	●	○				
	基幹センターの体制整備	○	●	○			●	
上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)		広域入所調整 教育分野の特別教育連携協議会との連携						
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考える機能(具体的に記入)		引きこもり等のアプローチの難しい生活困窮者への対応 乳幼児からのライフステージにおいて途切れない連携システム等の包括的な地域づくり						
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)		常勤(3)人、非常勤()人						
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)		常勤(4)人、非常勤()人						

第4章 基幹相談支援センターの在り方

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2において、基幹相談支援センターは「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」とされており、地域生活支援事業実施要綱において、具体的な業務を以下の通り定めています。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化と取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止

第1節 総合的・専門的な相談支援

総合的・専門的な相談支援の実施とは、「障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施」とされています。

では、具体的に総合的・専門的な相談支援が何かということを見ていくと、アンケート調査及びヒアリング調査から、支援する対象の種別として、3障がいへの対応に加えて、発達障がい、高次脳機能障がい、難病、障がい児への対応が求められており、また、専門性が高いケースとして、世帯全体や家族支援への支援が必要なケース、地域移行、自市町村外からの転入（転出）などの広域対応、触法ケースへの対応が求められていることがわかります。当然のことながら、総合的・専門的な相談支援を行うためには、支援にあたる相談支援専門員が相談支援の経験を豊富に有していることが求められ、また、当該相談支援専門員のスキル維持や地域の実情把握のためには一定程度、計画相談支援以外の相談ケースを持っていることが望ましいと考えられます。特に対応が困難なケースを受け持ったり、触法や自市町村外からの転入ケースなど、一時的に集中して支援が必要なケースを受け持ち、地域の相談支援事業所と一緒に支援することにより、その支援の手法を伝達したり、サービス担当者会議等において助言することなども可能となります。そうすることにより、地域の相談支援事業所から困ったときに相談を受ける基幹相談支援センターとなり、行政との信頼関係も一層構築され、地域の相談支援体制強化へと繋がっていくことができます。

ただし、基幹相談支援センターにいる相談支援専門員は、一人ですべての総合的・専門的な相談に対応できる必要性を求められているわけではなく、基幹相談支援センターに集まる人材が力を合わせて、かつ関係機関や各分野の専門機関を繋ぐ調整機能を発揮し、基幹相談支援センターとして総合的・専門的な相談に対応することが大切です。そういう意味で、基幹相談支援センターとして総合的・専門的な相談に対応するためには、そこにどのような人材を集めるか、どのように地域の関係機関と連係体制を構築していくか、という視点を行政と一緒に考えていくことが重要になってきます。

第2節 地域の相談支援体制の強化と取り組み

つぎに第1節でまとめられている、「(2) 地域の相談支援体制の強化と取り組み」を行なうために必要と思われる機能を、アンケート調査及びヒアリング調査から、以下のようにまとめ考え

てみます。また、アンケート内容の分析結果 P38～P40 の中でも確認されているように、協議会検討型で設置された基幹センターと行政主導型で設置されたものとは、協議会検討型の方が設置後のイメージ共有がスムーズで、早期に具体的な実践に反映されていることがわかります。そのため、基幹相談支援センター設置についての議論は、協議会のような行政・事業者・当事者など、地域の関係者が集まる場で行なわれることが原則ではないかと思われまます。(今回の研究事業による「相談支援体制セルフチェックシート」)

(1) 委託相談（相談支援事業所）の後方支援

以前から、相談支援事業を民間の社会福祉法人等に委託して実施されてきた地域においては、その委託事業者に相談支援に関する必要な人材やスキルが集約して存在していることが想定されます。そこで、これまでの（委託）相談支援体制の検証（過去）とあり方（将来）を再考し、その結果をもって基幹相談支援センター設置の議論に進めていくことが有用だと考えられます。地域の相談支援体制をこれまで以上に向上させるため、これまで培われた相談支援のノウハウを、地域に還元する機会が生じているともいえます。当然、後発の相談支援事業所も自助努力は必要でしょうが、単独でノウハウを積み上げていくには、多くの時間を要し非効率と考えられます。

具体的には、実際の相談における同行訪問や事例検討、協議会への参加など、具体的な業務による O J T 的な支援が想定されます。

(2) 計画相談支援の推進

平成 25 年度末現在、全国的な計画相談の実施率は低調な状態にあります。その原因については、さまざまなものが考えられますが、大きな原因のひとつに計画相談を見据えた、相談支援体制の再構築ができていないということにあります。計画作成だけに目を奪われず、平成 27 年度以降の相談支援体制を整備するような、準備と移行期間を経過している地域は、確実に計画作成が進んでいるようです。一方、近視眼的な考えで計画相談だけを捉えていた地域は、苦戦をしいられているようです。

ですから、上記同様に計画作成を中心に担う事業所や人員のあり方、一般的な相談を担う事業所や人員など、これまでの相談支援事業を検証し、協議会等による議論や整理が重要となります。

具体的には行政機関だけが計画相談の進捗を管理せず、協議会等の場で官民協働による計画相談支援の推進を図ることが有用だと考えられます。

(3) 人材育成

相談支援事業が対象とする地域の人口規模や面積などにより、人材育成に関しては、その具体的なあり方について、大きく異なることが想定されます。各事業所単位で行なえる内容と、対象地域全体や都道府県レベルまで広げて考えなければならない内容など、単独事業所の限界を見据え、複数事業所や複数自治体などで対応するなどが必要になります。連携している相談支援事業所やサービス提供事業所の事情も考慮しながら、専門性や経験値など目的を明確にした、人材育成を計画的に行なうことが肝要と考えられます。地域の相談支援の質が低下しないように協議会等で、関係者による継続的な議論が必要となってきます。対象者に、サービス管理責任者を含めることも考えられます。

具体的には、日常的なスーパービジョンが行なえる体制やシステムを整備し、人材育成のためのシステムや環境を意図的に整備し、運用していくことが求められていきます。また、そのシス

テムを中心となり動かしていくリーダー的な人材に関しては、都道府県単位で組織されつつある相談支援専門員の協会など、都道府県全体での取組みとの連動が必要です。

(4) 協議会事務局

アンケート内容の分析結果 P41～P42 にあるように、協議会検討型の基幹相談支援センターにおいては、協議会の事務局を受託し、より密接な関係を構築していることが多いと推測されます。相談支援事業が地域の中にしっかりと根づき、いわゆる声なき声を拾うような活動を行っている、協議会の必要性が高まり、より活性化された協議会が形成されていくこととなります。ですから、基幹相談支援センターのように、地域の相談体制の中心を担いながら活動することは、必然的に協議会の事務局を担うことが容易に想像できます。

具体的には、すべての事務局機能を基幹相談支援センターが担うという形も想定できますが、行政と事業者の役割や機能、地域生活支援事業としての観点からも、丁寧に議論して進めることが有用です。例としては、会場設置や通知文など純粋な事務的な機能は行政。議題等の内容づくりは、基幹相談支援センターなど、協働型でお互いの得意な役割を担うことが効果的であると考えます。

(5) 当事者活動の推進・支援

地域づくりの一環として、当事者活動や家族会活動などを支援し、共助の部分を強める活動を行うことがあります。当然、フォーマルサービスによる支援も重要ですが、日頃から支援を受けることが常態化した毎日の生活から、自らが支援者となり、支援をする側になることで、当事者の生活をより意欲的にすることがあります。

具体的には、相談員が黒衣役に徹して、当事者活動を推進したり、家族会活動を活発することで、地域の支援体制を強化することにつながります。障がい者イコール弱い存在で、保護される立場というイメージを払拭するためにも、必要な取組みと位置づけられます。

(6) 行政との連携

これまでの相談支援事業は、委託相談支援事業が前提の体制づくりであったように思えます。しかし、これからは計画相談のみの事業所や、児童相談のみの事業所など、委託以外の相談支援事業所が増えていくことが予想されます。そのため、相談者がどの相談支援事業を訪ねても標準的な相談が受けられ、個別の相談を地域全体の相談につなげていくことが大きな目標となります。

具体的には地域ごとの特性（相談体制）に合わせて、全事業所との定期的な会議などが行なわれ、一定のルールのもとで相談支援事業が実施されていくことが望ましいと考えられます。標準的な相談の流れ・様式の統一・遠隔地対応など、相談者等に混乱をきたさない配慮が必要です。

(7) 関係機関との連携

上記同様に、相談支援事業所のみならず、地域の関係機関（教育・医療・保健など）が集まって情報交換や協議会活動に、参加を促していく機会が必要となります。それらにつながる活動は、行政や基幹相談支援センターなど、誰かがリーダー役となり推進していく必要があります。特に当事者の権利擁護や虐待防止の場面などでは、多機関が連携し支援をすることが多く想定され、日頃からの定期的な集まりで、顔の見える関係性を構築しておくことが特に重要となります。

第3節 地域移行・地域定着の促進の取り組み

「地域移行・地域定着支援」が個別給付として位置づけられてから1年以上が経過していますが、地域での実態としては促進が十分に進んでいないという状況です。

「計画相談」に追われてしまい、「地域移行・地域定着」まで業務が回らない、人的にも制度的にも取り組みが遅れてしまっているのが現状のようです。

反面、地域での受け皿がないために精神科病院に長期入院を余儀なくされている方や、地域での生活をイメージできないがために入所施設で長期にわたって生活している方に対する相談支援が届いていないという現状ともいえます。

「計画相談」が導入されたことにより、地域での生活を希望する方の声を聴くことができ、本人が望む暮らしを実現していくための計画を具体化できる契機となっているということを留意しておく必要があります。

以下、基幹相談支援センターの役割として「地域移行・地域定着」の促進に関する取組をまとめてみます。

(1) 地域の状況把握

地域課題として「地域移行・地域定着」を共有することが必要になりますので、入所施設や精神科病院の実態を把握することが大切です。入所施設や精神科病院の数や定員（病床数）だけではなく、入所施設や精神科病院での現状と課題を抽出し、その課題を共有し、協議検討していくことで利用の促進につながります。

具体的には、協議会の活用（地域移行・地域定着部会の設置や地域課題として共有するための場づくり）など、行政（障がい担当課、保健所）と相談支援事業所が協議検討していくための環境を整えることが基幹型相談支援センターの役割と言えます。

(2) 普及啓発

関係機関への普及として、「地域移行・地域定着」の制度を普及させていくための取り組みが必要になります。相談支援事業所はもとより、入所系施設や日中系事業所、訪問系事業所などへ、制度の理解（対象者や支援内容等）と目的（退所や入院はゴールではなく始まり、など）を周知していくことで利用の促進につなげていく事が重要です。

また、医療機関や介護保険の事業所、児童を支援している事業所などへの周知も積極的に行っていくことを忘れてはなりません。

具体的には研修の企画や実際の支援プロセスを共有しながら勉強会などを開催する等の取り組みを行政と一緒に検討していくことが望まれます。

当事者及び家族への普及としては、入所施設や精神科病院へ出向き、入所や入院している方に対してわかりやすく制度を説明する機会（パンフレットの作成など）や、実際に地域移行を経て地域で生活をしている方の話を聞くような場面（ピア活動の普及）を積極的に行っていくことも基幹相談支援センターの役割と言えます。

(3) 相談支援体制の強化

相談支援事業に関わる法体系の中で、「指定特定相談支援」（計画相談）の事業指定に関しては市町村、「指定一般相談支援」（地域相談）の事業指定に関しては都道府県という事が整備されました。「指定一般相談支援」の指定に関しては、みなし期間が設けられましたが、みなし期間の終

了に伴い指定を取り下げってしまった事業所も多いのが現状です。相談支援体制の強化にあたり、「地域移行・地域定着」を担える事業所を増やしていくことも大切になります。

また、地域の相談支援専門員や地域移行支援員を招集し、勉強会や事例検討会を実施することは、スキルアップが図り、地域課題を共有するためには有効となります。その際、医療関係者や介護保険事業者といった他領域の職員とも協働で行うことにより、一層の利用促進につながっていきます。

実際の「地域移行・地域定着」の支援プロセスに関しては、相談支援専門員や相談支援事業所、医療機関や入所施設の相談先として、スーパーバイズの機能や施設、病院と相談支援事業所との調整機能（つなぎ）を基幹相談支援センターが担うことが望ましいと考えます。

（４）地域連携

前述したとおり、「地域移行・地域定着」の促進には医療と福祉、都道府県と市町村、保健所と障がい担当課、他職種他領域の事業所と相談支援事業所、といった様々な機関が連携することが必要になります。総合支援法と精神保健福祉法、権利条約といった法律や制度のはざまの中で、本人の望む生活が埋没することのないような仕組みが必要になってきます。連携やネットワークを構築することが目的ではありませんが、「地域移行・地域定着」の利用を促進することで連携やネットワークが構築されていくはずです。

本人の望む暮らしを実現していける地域に進むためには、基幹相談支援センターの重要な役割のひとつに「つなぐ」機能が位置づいていると言えるのではないのでしょうか。

来年度からは、改正された精神保健福祉法や総合支援法の施行が始まります。地域移行支援の対象者も拡大されます。基幹相談支援センターには更なる役割や機能が付加されることも予想されますが、「地域の実情」を把握し「地域の課題」を掌握し「地域に発信」していくことを基本として、「関係機関との連携」を構築し「相談支援の体制」を強化していくための道標を示していくことが重要な機能となっていくと考えています。

この時期にこそ、誰もが自分らしく、自分の望む生活を実現できる地域にしていくために、行政と地域と繋がりながら基幹相談支援センターを作り上げていくことが求められています。

第４節 権利擁護・虐待防止

権利擁護機能は、地域の障がい者と関わる全ての人・物が、合理的配慮に基づき備えるべき機能と言えます。そのため、地域全体として障がい者の権利擁護に関する取り組みが必要とされています。その中で、権利侵害されている・権利侵害の危険性に直面している・権利を行使出来ない状況にある等、権利が擁護されていない状況におかれている方々に出会う機会が、相談支援事業はととも多い場所に位置づいていると思います。

当然ながら、権利擁護の視点は相談支援専門員の習得すべきベースのスキルとされています。

地域において権利擁護を推進するためには、個別ケースにおける相談支援の中で、その気付きを具体的に解決する相談支援体制が必要となります。

介護保険制度のケアマネジャー（介護支援専門員）と地域包括支援センターとの連携を思い描くと分かりやすいかも知れません。居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、計画相談支援を

実施する中で利用者の権利侵害に気付き、その解決に向けて地域包括支援センターへの相談を開始し、地域包括支援センター機能として社会福祉士が様々な機関と連携し、問題解決に向けた権利擁護支援を展開する体制が確立されています。

従来、委託相談支援事業において、権利擁護に関する相談支援は事業の中の一つの機能として位置付けられて来ましたが、地域の中での仕組みまで整理されていませんでした。そのため、権利擁護に関する窓口は不明瞭のままであったと言えます。

平成 24 年 10 月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、市町村障害者虐待防止センターと都道府県障害者権利擁護センターが設置され、障がい者虐待に関する窓口が明確化されました。また、市町村虐待防止センター機能の一部は地域の実情にあわせて委託事業としても可能となり、本研究事業の調査では、虐待防止センター機能を受託した基幹相談支援センターが半数近くあります。

特に虐待案件への対応については、市町村との連携をより強化し、基幹相談支援センター機能として必要とされていることが窺えます。また、権利擁護に関する普及・啓発についても、半数近い受託状況にあります。

一方では、成年後見制度利用支援事業についての受託や、権利擁護に関する実態把握については基幹相談支援センター機能としての位置づけは低い状況です。

基幹相談支援センター機能として、権利擁護と虐待防止に関しては、権利擁護に関する専門的な視点と同時に、虐待防止に関する専門的な支援のスキル・専門機関との強固なネットワークの構築によって、問題解決に向けた機能を地域に展開することが求められていると言えます。

また、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が計画相談支援を開始し、権利侵害や虐待案件に出会った際に連携する機関が必要であり、基幹相談支援センターが地域の指定特定相談支援事業所と連携・応援し、権利擁護機能を果たしていくセンターとして整理された地域が多く存在しています。

なお、成年後見制度利用支援事業の受託状況の低さは、権利侵害等に関する解決機能として基幹相談支援センターが主体となって機能を果たすというよりは、各地で設置が進み出している成年後見センター等が、地域の受け皿として機能し始めていることで、基幹相談支援センターへの機能付加の整理がなされている状況が窺えます。

地域における権利擁護に関する実態把握に関しては、上記内容の整理により各地の体制整備が図れ、実践する中で把握して行くものであり、現状では基幹相談センター機能として位置付けるには時期的に難しい状況であったと言えますが、障がい者虐待の統計や対応案件の蓄積と検証、協議会における権利擁護部会等の専門部会のような検討の場で、地域の実情が明確化されていくと思われま。

権利擁護に関する地域の相談支援体制については、基幹的社会福祉協議会による日常生活自立支援事業や、既に設置されている成年後見センター等・障害者虐待防止センターの機能整理の中で、補足・強化等の議論を通して、基幹相談支援センター機能として位置付けられていくものと考えます。

第5節 基幹相談支援センターの体制整備に向けて

ここでは、基幹相談支援センターが、「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」として、第1節から第4節でみたような業務を実施するために必要な体制について整理します。

(1) 地域の相談支援体制全体の中での基幹相談支援センターの役割・位置づけの検討

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、支援ニーズ、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置するとされています。

地域の実情について、今回の事業で提示した「相談支援体制セルフチェックシート」を使って、障害当事者、市町村行政、相談支援事業者、サービス提供事業者、その他関係者がそれぞれの視点から整理すると、その結果は必ずしも一致しないことが予想されます。このため、地域の関係者が、協議会等の場にチェック結果を持ち寄り、それぞれの視点から気づいている課題意識を共有した上で地域の相談支援体制のあり方を検討し、自分たちの地域の相談支援体制全体の中で基幹相談支援センターをどのような役割を果たす機関として位置づけるのかを十分に議論することが重要です。

また、基幹相談支援センターを立ち上げた後も、協議会等の場における「相談支援体制セルフチェックシート」を使った地域の相談支援体制の在り方についての検討は定期的に行い、地域の相談支援体制の整備段階に応じて基幹相談支援センターの在り方も適宜見直していくことが求められます。

(2) 職員体制

基幹相談支援センターの職員体制は、地域の実情（人口規模、地域における相談支援体制とセンターの役割・位置づけ、支援ニーズ、人材確保の状況等）をふまえて地域の関係者で決めたセンターの業務内容や業務量によって決まります。

今回のアンケート結果から基幹相談支援センターの職員実人数をみると、合計 5.2 人（うち常勤専従 2.9 人、常勤兼務 1.6 人、非常勤専従 0.5 人、非常勤兼務 0.3 人）であり、そのうち相談支援専門員の配置は 2.9 人でした。また、相談支援専門員の保有資格をみると、初任者研修修了者 2.3 人、社会福祉士 1.9 人、精神保健福祉士 1.3 人となっています。なお、事務職員の配置は平均 0.8 人となっています。

こうした状況下で「現在の職員体制で地域における相談支援の中核的な役割を担うことができている」と回答したのは 56 センター（54.4%）にとどまっていること、ヒアリング調査でも職員体制の脆弱さを課題とする意見が多かったことをふまえると、基幹相談支援センターが地域で求められる役割を効果的に果たすためには、職員体制の強化が必要です。

具体的には、基幹相談支援センター等機能強化事業の実施要綱で「センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員」として例示されている、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士は、必ず配置することが望まれます。また、「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」としての業務の重要性を考えると、勤務形態は常勤専従を基本とすることが望まれます。さらに、相談支援に関する業務には煩雑な事務作業が多いため、業務量に応じて事務職員の配置も検討する必要があります。

(3) 運営財源の確保

基幹相談支援センターの運営財源は、センターの業務内容や業務量、職員体制によって決まります。

今回のアンケート結果でセンターが相談支援の中核的な役割を担うことができない理由をみると、「必要な人材が確保できない」36センター（33.0%）、「担う業務が煩雑すぎる」32センター（29.4%）の順に多くなっており、その背景には、センターが求められる業務内容・量に見合った財源が確保できていないことがうかがえます。また、次いで多い理由は「財源が不足している」26センター（23.9%）であり、ヒアリング調査でも財源不足を指摘する意見が多くありました。

基幹相談支援センターが地域で求められる役割を継続して安定的に果たしていくためには、運営基盤の確立、とりわけ、十分な財源の確保は不可欠です。市町村は、自らが基幹相談支援センターの設置・運営の責任主体であること、また、相談支援事業は本来的に市町村の業務であることをふまえ、都道府県、国の支援を受け、基幹相談支援センター等機能強化事業等を有効に活用したり、地域に基幹相談支援センターがあることの意義を地域住民や財政当局にエビデンスに基づいて分かりやすく説明し、十分な財源を確保することが求められています。

第5章 総称【今後の相談支援体制整備に関する提言】

今後の相談支援体制を整備する要となるのが、基幹相談支援センターの設置であり、基幹相談支援センターとしての機能が十分に発揮されることが重要であることは誰もが認めることである。しかし、どのように設置したら良いのか、またその役割と機能をどのように捉えるのかという点に関しては、地域によってさまざまな意見があると思料されます。

本研究事業では、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の中でどのような役割を担えば地域の相談機能が充実するのかを明らかにしてきました。その結果から、基幹相談支援センターを含む地域の相談支援体制を整備するために以下の点を提言としたい。

1. 地域の相談支援体制を整えるためには、基幹相談支援センターを含む、地域の相談支援体制をどのように構築するのかを「相談支援体制セルフチェックシート」を活用して、市町村の関係者が包括的に協議することが必要である。

2. 地域の相談支援体制を整えるためには、基幹相談支援センターの設置が必須であり、センターがどのような役割と機能を持つべきなのかを明確にすることが重要である。

3. 基幹相談支援センターを設置する場合には、その地域の相談支援事業者、障がい当事者、市町村行政、サービス提供事業者、その他関係者等が協議会などを利用し、十分な検討を重ねて設置することが必要である。

4. 基幹相談支援センターを設置する際の検討事項として、基幹相談支援センターの業務内容を明確にすることが必要であり、以下の点を踏まえて検討する必要がある。

1) 総合的・専門的な相談に関しては、基幹相談支援センターと地域相談支援事業所の役割を

明確にし、相互に、どのような役割を担うのかを協議し、実践の中で修正していくことが必要である。

2) 地域の相談支援体制の強化に関しては、地域の相談支援事業所のバックアップ機関として基幹相談支援センターの役割を明確にしていくことが重要である。

基幹相談支援センターは委託相談の支援、計画相談の支援、人材育成、協議会事務局の運営、当事者活動の推進と支援、行政との連携、関係諸機関との連携等を行い、地域の相談支援事業所がその業務を円滑に実施できる体制を整える役割を担う必要がある。地域の相談事業所をバックアップする際、困難事例の対応の支援、地域の事業所へのスーパーバイズ、相談の質を上げる研修の提供等が特に必要となる。

3) 地域移行・地域定着の促進に関しては、地域の相談支援事業者が地域移行・定着支援に関連した専門職間のネットワークの形成までを担うことは困難であると思われる。基幹相談支援センターが地域移行・定着に関連した医療機関や専門職種間のネットワークを形成する役割を担う必要がある。そのためには、地域の相談支援事業者が行っている地域移行・地域定着の実践を補完しつつ、ネットワークの形成をより広範に形成していく役割が求められる。

4) 権利擁護・虐待の防止に関しては、都道府県権利擁護センター、市町村虐待防止センターとの役割を分担する必要がある。

地域の実態把握や普及・啓発等は地域に密着していなければできない役割である。基幹相談支援センターがこの役割を担い、権利擁護・虐待に関する相談は都道府県、市町村当該センターと連携して実施することが求められている。

5. 地域の相談支援体制におけるセンターの役割、機能、業務内容を明確にすることで基幹相談支援センターの職員体制を決める必要がある。

地域の実情にもよるが、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所の支援機関として位置づくためには、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職が専任で配置される必要がある。

また、業務の煩雑さを考えれば、事務職員が専任で配置される必要がある。

6. 基幹相談支援センターの運営基盤の確立と安定的な財源の確保が必要である。

基幹相談支援センターが地域で求められる役割を継続して安定的に果たしていくためには、運営基盤の確立、とりわけ、十分な財源の確保が不可欠である。そのためには国、都道府県が財政の脆弱な市町村を支援する体制を整える必要がある。

7. 基幹相談支援センターに必要な人材が確保できなければ、当面、センターとしての機能を焦点化し、行政機関、地域の相談支援事業所間のネットワークで相談支援体制を強化していかなければならない。

国、都道府県は基幹相談支援センターに必要な人材が育つための人的な支援体制を整える必要がある。基幹相談支援センターの職員を育成するための研修プログラムの作成とその実施だけでは職員の育成は難しい。国、都道府県に独自のスーパーバイザー、ファシリテーターを確保して、市町村の基幹相談支援センターに派遣し、実践を通じて訓練することが必要である。

第6章 資料

1. 検討委員会等の実施状況

(1) 第1回 検討委員会

平成25年9月14日(土)

大宮ソニックシティ 701 会議室

会議内容

① 研究事業の内容と概要について

基幹相談センターの設置状況確認と調査概要の説明を実施。

② 調査対象とする基幹相談センターのリスト化と現状把握

H23年度に基幹相談センターを設置するかどうかの調査を市町村に行った時のデータを基に、全市町村へ問い合わせを実施し、リストを提示した結果、委託91カ所、直営47カ所、合計138の基幹相談センターの現状から、機能強化事業の活用市町村が多い傾向であるが、実際に機能強化事業の活用が無くても基幹相談機能を展開し、市町村が位置付けているセンターの実態があることが委員会にて判明し、各都道府県へ情報提供を依頼し、調査対象センターのリスト化を再度調整することを確認。

基幹相談支援センターのイメージモデルの分類は現時点では不可能なため、基幹と称しているセンターへの全数アンケートを実施することを確認。アンケートは郵送で、回収率を良くするために、国からの協力依頼も含め、調査後回答が無いセンターへの再度協力依頼を実施することを確認。

③ 訪問先の検討

訪問先には2人で伺い、年内に5カ所ヒアリングを実施する。加えて検討委員の地域の基幹相談支援センターの報告を合わせて、10カ所の実践調査とする確認。

(2) 第2回 検討委員会

平成25年12月8日(日)

大宮ソニックシティ 704 会議室

① 実施済みヒアリング訪問調査の報告

【神戸市基幹相談センター ヒアリング報告】 (調査日：平成25年11月28日)

【堺市総合相談情報センター ヒアリング報告】 (調査日：平成25年11月28日)

② 今後のヒアリングの予定の確認

③ アンケート調査結果【速報値】

発送196件 回答あり93件 約50%の回収率(H25年12月6日現在)

再度、協力依頼のハガキの送付と電話連絡での回答依頼を実施する方向を確認。

④ 基幹センターモデル(地域における基幹センター機能)の検討

地域の相談支援体制整備の一環としての基幹機能がどこに位置付けているのかを把握したり、地域診断したりするセルフチェックシートの作成項目の検討開始。

⑤ 今後の研究事業スケジュールと報告書の分担確認

(3) 第3回 検討委員会

平成26年1月18日(土)

TKP大宮ビジネスセンター

① アンケート調査結果報告

単純集計結果の報告と分析・考察に向けての検討を実施。必要項目に関するクロス集計なども検討し、次回の検討会に繋げることを確認。

② 前回以降のヒアリング調査結果報告

【川崎市基幹相談支援センター 3か所ヒアリング報告】(調査日:平成25年12月5日)

【北九州市基幹相談支援センター ヒアリング報告】(調査日:平成25年12月24日)

【鶴岡市基幹相談支援センター ヒアリング報告】(調査日:平成26年1月7日)

【十勝障がい者総合相談支援センター ヒアリング報告】(調査日:平成25年12月20日)

【その他、検討委員地域の基幹相談支援センター 実践状況報告】

③ 調査に基づく基幹相談支援センターの実態の共有

基幹相談支援センターモデルの検討にあたり、調査報告から基幹相談支援センターのセルフチェックシートの項目について検討し、様式の作成を検討してヒアリング及び実践報告センターへ再調査を依頼することを決定した。また、検討の中では、基幹相談支援センターが協議会等の検討により設置されたかどうかという、作り方としての課題が大きく議論された。

(4) 第4回 検討委員会

平成26年3月1日(土) 13:00~17:00

大宮ソニックシティ 706会議室

① 成果物(報告書)の概要確認

② アンケート調査結果報告

最終集計と分析・考察に向けての集計内容の検討

③ 再調査『相談支援体制セルフチェックシート』の報告

調査項目内容に関してはシートとして完成を見て再調査を実施したが、セルフチェックシートの記入は、市町村・基幹・他機関等、地域の様々な関係者がすり合わせをする作業が大切であることを確認。

④ 基幹相談支援センターの在り方に関する報告内容の検討

(総合・専門相談/相談支援体制の強化/地域移行・定着/権利擁護/基幹体制整備)

⑤ まとめ方の検討

本研究事業は、実態報告で終わらず、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制整備には不可欠な存在であること。計画相談を担う地域の相談支援専門員のスキルアップを含めた人材育成の機能を担保する必要があること等、基幹相談支援センターに関する提言事項を締めくくりとしてまとめることを結論付けた。

⑥ その他ヒアリング報告の最終報告と、報告書印刷までのスケジュール確認

2. 基幹相談支援センター・アンケート調査票

<基幹相談支援センターの基礎的な内容に関する質問>

問1. 設置日について教えてください。下線に設置年月日を西暦で記載してください。

年 月 日 設置・予定

問2. 設置場所について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 市町村庁舎内 | 4. 基幹用賃貸事務所 |
| 2. 地域公共施設 | 5. その他（具体的に) |
| 3. 委託法人所有施設内 | |

問3. 設置の状況について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 市町村単独 | |
| 2. 複数市町村共同設置（広域設置を含む） | |
| 3. その他（具体的に) | |

問4. 設置形態について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

- | | |
|--|--|
| 1. 基幹センター単独型 | |
| 2. 基幹センターと相談支援事業所の併設型 | |
| 3. 基幹センターと brunch の併設型（保健・福祉・医療サービスなんでも相談所） | |
| 4. 基幹センターと相談支援事業所と brunch 併設
（保健・福祉・医療サービスなんでも相談所） | |
| 5. ネットワーク型基幹センター
（活動拠点を設けず、協議会がネットワーク化して基幹の役割を果たす等） | |
| 6. その他（具体的に形態を記載してください) | |

問5. 基幹相談支援センターがカバーしているエリアの人口を教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 5万人未満 | 4. 20万人以上～30万人未満 |
| 2. 5万人以上～10万人未満 | 5. 30万人以上～50万人未満 |
| 3. 10万人以上～20万人未満 | 6. 50万人以上 |

問6. 運営方法について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 行政直営 | 4. その他（具体的に) |
| 2. 複数法人委託 | |
| 3. 単一法人委託 | |

問7. 【問6で2.複数法人委託、3.単一法人委託、4. その他で委託の場合】と記載された方に伺います。委託の場合の受託法人の種別を教えてください。当てはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 社会福祉法人 | 4. 任意団体 |
| 2. NPO法人 | 5. その他 |
| 3. 一般社団法人 | |
- （「5. その他」の場合は具体的な内容をお書きください）

問8. 【問6で2.複数法人委託、3.単一法人委託、4. その他で委託の場合】と記載された方に伺います。具体的な委託金額を下線に数字で記載してください。

千円（内人件費 千円・内事務費 千円）

問9. 人員配置について教えてください。下線に人数をお書きください。いない場合には0と記載してください。

1. 常勤専従職員	人	3. 非常勤専従職員	人
2. 常勤兼務職員	人	4. 非常勤兼務職員	人

問 10. 職種ごとの人数を教えてください。下線に人数をお書きください。いない場合には0と記載してください。

1. 管理職員	人	4. 事務職員	人
2. 相談支援専門員	人	5. その他	人
3. ピアカウンセラー	人	(その他職員の職名と人数を具体的にお書き下さい)	
		1) 職名	人
		2) 職名	人

問 11. 各職種の所持している資格について教えてください。複数資格を所持している人の場合、当てはまるもの全てに人数をお書きください。

1. 管理職員			
1) 社会福祉士	人	4) 初任者研修終了者	人
2) 精神保健福祉士	人	5) 現任者研修終了者	人
3) 介護支援専門員	人	6) その他国家資格	人
2. 相談支援専門員			
1) 社会福祉士	人	4) 初任者研修終了者	人
2) 精神保健福祉士	人	5) 現任者研修終了者	人
3) 介護支援専門員	人	6) その他国家資格	人
3. ピアカウンセラー			
1) 社会福祉士	人	4) 初任者研修終了者	人
2) 精神保健福祉士	人	5) 現任者研修終了者	人
3) 介護支援専門員	人	6) その他国家資格	人
4. 事務職員・その他職員			
1) 社会福祉士	人	4) 初任者研修終了者	人
2) 精神保健福祉士	人	5) 現任者研修終了者	人
3) 介護支援専門員	人	6) その他国家資格	人

問 12. 基幹相談支援センターがカバーしているエリアの障害相談支援事業所の数を教えてください。下線に数字でお書きください。

市町村委託相談支援事業所数	箇所	指定障害児相談支援事業所数	箇所
指定特定相談支援事業所数	箇所		
指定一般相談支援事業所数	箇所		

問 13. 基幹相談支援センターの設置経緯について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 協議会の検討により設置 | 4. 当事者・市民からの要望により設置 |
| 2. 行政の主導により設置 | 5. その他(具体的に) |
| 3. 相談支援事業所の要望により設置 | |

<基幹相談支援センターの業務内容に関する質問>

問 14. 業務として実施している内容について教えてください。各項目で当てはまる番号を全て選び、○をつけてください。

- 1) 基本相談(一般的な個別相談事業)の実施について
- | | |
|-----------|------------|
| 1. 実施している | 2. 実施していない |
|-----------|------------|

2) 個別給付事業の実施について、実施している場合は、平成 25 年 9 月末までに実施した実件数を数字で記載してください。

1. 指定特定相談支援 (実施件数 件)
2. 指定障害児相談支援 (実施件数 件)
3. 指定一般相談支援 (実施件数 件)
4. 実施していない

3) 困難事例対応の実施について

1. 困難事例の個別総合相談
2. 困難事例の地域機関からの相談
3. 実施していない

4) 協議会の運営に関する事業の実施について

1. 事務局の委託
2. 運営委員としての参加
3. 部会への参画
4. 実施していない

5) 個別事例における事業所間の調整について

1. 利用計画の作成依頼の調整
2. サービス調整会議への出席
3. その他
4. 実施していない

(「3. その他」の場合は具体的な内容をお書きください)

6) 介護保険の相談事業等の実施について

1. 実施している
2. 実施していない

(「1. 実施している」場合は具体的な内容をお書きください)

7) 児童に関する相談支援事業の実施について

1. 実施している
2. 実施していない

(「1. 実施している」場合は具体的な内容をお書きください)

8) 市町村の区域を越えた広域的な調整や連携の実施について

1. 都道府県協議会への参画
2. 都道府県施策推進協議会への参画
3. その他
4. 実施していない

(「3. その他」の場合は具体的な内容をお書きください)

9) カバーエリアの相談支援専門員への支援の実施について

1. 相談支援専門員からの相談対応
2. 相談支援専門員のネットワーク作り (組織化)
3. 相談支援専門員研修の企画
4. 相談支援専門員研修の実施
5. 相談支援専門員へのスーパーバイズ
6. その他
7. 実施していない

(「6. その他」の場合は具体的な内容をお書きください)

- 10) サービス等利用計画の評価の実施について
1. 実施している
 2. 実施していない
- (「1. 実施している」場合は具体的な内容をお書きください)
-

- 11) 地域移行～退院支援に関する支援の実施について
1. 住居サポート事業の受託
 2. 地域資源のネットワーク作り
 3. 社会資源の改善・開発
 4. 情報の提供
 5. 専門職間のネットワーク作り
 6. その他
- (「6. その他」の場合は具体的な内容をお書きください)
-

- 12) 権利擁護に関する事業の実施について
1. 障害者虐待防止センターの受託
 2. 成年後見利用支援事業の受託
 3. 障害者虐待事例への対応
 4. 権利擁護に関する地域の実態把握
 5. 権利擁護に関する地域への普及・啓発
 6. その他
- (「6. その他」の場合は具体的な内容をお書きください)
-

- 13) 専門相談に関する事業の実施について
1. 発達障害相談支援センターの受託
 2. 高次脳機能障害相談支援センターの受託
 3. 就労・生活支援センターの受託
 4. その他
- (「4. その他」の場合は具体的な内容をお書きください)
-

- 14) サービス管理・提供責任者への支援の実施について
1. 個別支援計画のチェック
 2. 個別支援計画作成に関するスーパーバイズ
 3. その他
- (「3. その他」の場合は具体的な内容をお書きください)
-

- 15) 夜間・休日の相談支援体制の整備について
1. 土曜日の窓口開設
 2. 日曜日の窓口開設
 3. 祝日の窓口開設
 4. 24時間電話対応の実施
 5. 365日対応の実施
 6. その他
- | | | | | | | | |
|-------------|----|---|---|---|----|---|---|
| ○通常の窓口開設時間 | 午前 | 時 | 分 | ～ | 午後 | 時 | 分 |
| ○土曜日・窓口開設時間 | 午前 | 時 | 分 | ～ | 午後 | 時 | 分 |
| ○日曜日・窓口開設時間 | 午前 | 時 | 分 | ～ | 午後 | 時 | 分 |
| ○祝祭日・窓口開設時間 | 午前 | 時 | 分 | ～ | 午後 | 時 | 分 |

問 15. その他、基幹相談支援センターとして、貴事業所の特徴的な取り組みについて教えてください。下の□に内容を具体的にお書きください。

＜基幹相談支援センターの現状と課題に関する質問＞

問 16. 基幹相談支援センターとしての貴事業所の現在の状態をどのように認識していますか。その内容を教えてください。

1) 業務内容について、当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

1. 基幹としてのイメージが具体化できていない
2. 基幹としてのイメージは具体化されているが、実施に至っていない
3. 基幹としてのイメージが具体化され、実施できている
4. その他

(「4. その他」の場合は具体的にお書きください)

2) 次の業務の内、基幹相談支援センターとして確実に実施できている番号を全て選び、○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 総合的な相談業務 (3 障害に対応) | 8. 高齢サービスとの連携 |
| 2. 成年後見制度利用支援事業 | 9. 協議会の運営 |
| 3. 困難事例への対応 | 10. 地域移行のネットワーク作り |
| 4. 地域の事業所へのスーパーバイズ | 11. 虐待事例への対応 |
| 5. 相談の質を上げる研修の提供 | 12. 障害児教育分野との連携 |
| 6. 事業所内の OJT 指導 | 13. 行政の窓口との連携 |
| 7. 地域相談事業所との連携 | 14. その他 (具体的に) |

3) 現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが出来ているかどうかを伺います。当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

- | | | |
|--------------|--------------|---|
| 1. 出来ている | 3. あまり出来ていない | } |
| 2. ある程度出来ている | 4. 出来ていない | |

↓
4) 【上の設問で 3. 4.】を選ばれた事業所に伺います。その原因はどのようなことだと考えていますか。当てはまる番号を全て選び、○をつけてください。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 財源が不足している | 7. 地域の障害者に理解されていない |
| 2. 必要な人材が確保できない | 8. 地域の事業所に認められていない |
| 3. 行政との連携ができない | 9. 国の示す基幹のイメージがわかりづらい |
| 4. 他専門職との連携ができない | 10. 地域の相談支援体制ができていない |
| 5. 職員の資質に課題がある | 11. その他 |
| 6. 担う業務が煩雑すぎる | |

(「11. その他」の場合は具体的にお書きください)

問 17. 今後の展望・構想について伺います。考えておられることがあれば下の下線に、お考えを書いてください。

1. 設置場所の変更等

2. 設置方法の変更等

4. 基幹相談支援センターへの追加調査票（相談支援体制セルフチェックシート）

地域の相談支援体制検討用 セルフチェックシート								
センター名称			←数字を記入：1単独市町村設置、2複数市町村で広域設置					
センターの設置形態								
センターがカバーする市町村数								
センターがカバーするエリアの人口								
中項目	小項目	現在の各項目機能をどのような部署が担っているか？ （●で記入。複数で担っている場合、補充している機関は○）					将来的に基幹センターが担うべき機能に●	
		市町村	基幹センター	委託相談	協議会	その他関係機関		
記入上の注意事項 ：下記の機能を市町村、基幹センター、委託、協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記載してください。一つの機能が担っている場合は、その機関に●を一つ記載してください。複数で担っている場合は、主に担っている機関に●、補充的に担っている機関に○をつけてください。								
記入例 1. 基幹相談支援センターのみで担っている機能				●			●	
記入例 2. 基幹相談支援センターが中心となって担い、行政・委託相談支援事業所が保管する機能			○	●	○			
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害 知的障害 精神障害 発達障害 高次脳機能障害 難病 障害児						
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	世帯の支援が必要なケース 家族支援も必要なケース 地域移行ケース 自市町村外からの転入(転出)ケース 広域対応が必要なケース 障害特性への専門的支援が多く必要なケース 触法ケース						
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	相談支援専門員からの相談対応 ケース会議出席 事例検討実施 委託のスーパーバイズ 基本相談マニュアル・Q&A作成 市民への周知活動やリーフレット等の作成						
	計画相談支援の推進	通常のケースの計画相談実施 専門性が高いケースの計画相談実施 計画の検証 計画のスーパーバイズ 研修の企画運営 指定事業所の連携推進 計画相談マニュアル・Q&A作成 サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援						
	人材育成	研修の企画運営 相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター) サピ管研修の企画運営 交換研修・インターンシップの受け入れ 指導者養成研修への参加						
	協議会事務局	全体企画運営 各市町村・各区協議会への参加 圏域協議会への参加 障害福祉計画の策定及び進捗管理						
	当事者活動の推進・支援	ピアサポーターによる相談支援の支援 ピアサポート活動への支援						
	行政との連携	行政との役割分担の明確化 福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携 市町村窓口との一体化(一本化)						
	関係機関との連携	療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等 ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等 医療機関 発達障害者支援センター 地域包括支援センター、介護保険事業所等						
	③地域移行・地域定着の促進の取り組み	地域相談支援の推進	地域相談のスーパーバイズ 研修の企画運営 地域相談マニュアル・Q&A作成 住居サポート事業の委託					
		体制整備のコーディネート						
		地域の把握、関係機関への普及啓発	精神科病院訪問 入所支援施設訪問					
④権利擁護・虐待防止	地域の実態把握	権利擁護に関する地域の実態把握 権利擁護に関する地域への普及・啓発						
	虐待防止センター機能	通報受付 緊急一時保護場所調整 夜間通報受付						
	成年後見相談機能	相談対応 市町村長申立て機能受託						
	金銭管理機能	金銭管理相談対応						
	専門機関との連携	社会福祉協議会 弁護士会 司法書士会 社会福祉士会 地域生活定着支援センター						
⑤その他	情報発信・共有	広報発行 ホームページ開設・運営 相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)						
	基幹センターの体制整備	24時間365日対応 事務職員の配置 公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮) 市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等						
上記以外に基幹センターが現在担っている機能(具体的に記入)								
上記以外に基幹センターが将来的に担うべきと考える機能(具体的に記入)								
現在の基幹センターの職員体制(常勤換算)			常勤()人、非常勤()人					
将来的に担う機能を着実に果たすために必要と考えられる職員数(常勤換算)			常勤()人、非常勤()人					

『基幹相談支援センターの実態と在り方に関する調査研究』 委員会 委員名簿

【検討委員】

氏名	所属等
本名 靖	東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科 教授 (委員長)
高森 裕子	三菱総合研究所 人間・生活研究本部 研究員
清水 剛一	長野県健康福祉部 障害者支援課 課長
小野寺 拓	北海道札幌市保健福祉局 障がい福祉部 障がい福祉課
菊本 圭一	宮城県石巻市・女川町障がい者総合サポートセンターくるみ 所長
吉田 展章	神奈川県藤沢市地域生活支援センターおあしす 所長
齋藤 栄樹	宮城県相談支援センター県南ありのまま舎 センター長
大口 和江	長野県北信圏域障害者総合支援センター 所長
片桐 政勝	長野県相談支援センターライフアシスト 所長
橋詰 正	長野県相談支援専門員協会 理事 (事業責任者)

【オブザーバー】

氏名	所属等
遅塚 昭彦	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 相談支援専門官

【調査事業担当】

氏名	所属等
久田はづき	白梅学園大学・白梅学園短期大学 実習指導センター
中村 房代	神奈川県
相馬 美幸	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部研究科研究係
山川ひかり	東洋大学
森泉 綾	長野県上小圏域障害者総合支援センター
伊藤 文彬	長野県上小圏域障害者総合支援センター

【事務局】

氏名	所属等
鈴木 雅人	長野県相談支援専門員協会 理事
佐納あずさ	長野県上小圏域障害者総合支援センター

平成 25 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「基幹相談支援センターの実態と在り方に関する調査研究」報告書

発行：平成 26 年 3 月

発行者：特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会

〒380-0915 長野県長野市稲葉上千田沖 103-1 TEL026-225-9010

URL <http://www7.ueda.ne.jp/~siensent/> (研究事務局)